令和７年度

整備主任者研修　法令研修

【全国共通教材】

目　　次

《全国版》

１．法令等

⑴　来年４月より、車検を受けられる期間が延びます
（令和６年６月25日　国土交通省）…… 1
⑵　原動機付自転車の区分を見直します
（令和６年11月13日　国土交通省）…… 3
⑶　自動車の「訪問特定整備」制度を新設します
（令和７年３月31日　国土交通省）…… 7
⑷　自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程
（令和７年３月31日　国土交通省）……18

２．通達等

⑴　「自動車整備業における自主行動計画策定のためのガイドライン」について
（令和６年５月17日　事務連絡）……22
⑵　車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて（周知依頼）
（令和６年５月23日　事務連絡）……36
⑶　Microsoft社によるWindows10のサポート終了について（周知依頼）
（令和６年６月３日　事務連絡）……38
⑷　マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお願いについて（依頼）
（令和６年６月６日）……39
⑸　道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第４項第７号の規定に
基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）
（令和６年６月12日　事務連絡）……54
⑹　道路運送車両法施行規則第62条の２の２の一部改正について（周知）
（令和６年６月18日　事務連絡）……95
⑺　「封印取付け委託要領」の一部改正について
（令和６年６月28日　国自情第79号の２）……96
⑻　「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について
（令和６年６月28日　国自情第80号の２）…… 106
⑼　特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について
（令和６年７月30日　国自整第98号の２）…… 112
⑽　「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について
（令和６年８月６日　国自整第105号の２）…… 117

⑾ 「整備工場における平成10年９月１日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について
（令和６年８月６日　国自整第106号の２）…… 124
⑿ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第88条及び第166条の規定にかかる基準適合性確認の取扱いについて
（令和６年９月20日　国自基第85号）…… 134
⒀ 指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について
（令和６年９月26日　事務連絡）…… 137
⒁ 輸入車のOBD検査開始までの間における自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）
（令和６年９月26日　事務連絡）…… 139
⒂ 「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について
（令和６年10月１日　国自技環第81号の３）…… 141
⒃ 速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて
（令和６年10月２日　国自基第90号の３、国自整第150号の３、国自技環第103号の３）… 148
⒄ 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について
（令和６年10月15日　国自整第155号の２、国官参自保第336号の２）…… 153
⒅ 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について
（令和６年11月11日　国自整第172号の２、国官参自保第392号の２）…… 157
⒆ 各検査におけるOBD検査の要否について（周知依頼）
（令和６年12月23日　事務連絡）…… 161
⒇ 二輪自動車の操縦装置の配置等について
（令和６年12月26日　事務連絡）…… 163
㉑ 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について
（令和７年１月31日　国自整第211号の２）…… 167
㉒ 「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について
（令和７年２月５日　国自整第215号の２）…… 171
㉓ 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて
（令和７年３月24日　国自整第261号の３）…… 175
㉔ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（令和７年３月24日　国自整第262号の３）…… 184
㉕ 「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について
（令和７年３月31日　国自整第232号の２）…… 194

⑳　「自動車整備事業者に対する行政処分の基準について」の一部改正について
（令和７年３月31日　国自整第263号の２）…… 227
㉗　「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について
（令和７年３月31日　国自整第264号の２）…… 236
３．その他
⑴　継続検査の受検可能期間拡大に関する注意喚起のお知らせについて（情報提供）
（令和６年12月26日）…… 246
⑵　新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日決定！　～つけて走って広げよう、地域の魅力！～
（令和７年２月28日）…… 247
⑶　運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！
（令和７年４月18日）…… 250
⑷　GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日等を決定!!
～事前申込の受付は６月９日から開始します！～
（令和７年５月３日）…… 251
⑸　検査コースでのOBD検査 …… 253

《全国版》

1. 法令等

(1) 来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年6月 25 日
物流・自動車局
自動車整備課
保障制度参事官室

来年4月より、車検を受けられる期間が延びます

～ 年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします ～

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方の改善のため、関係省令を改正し、車検証の有効期間満了日の**「２か月前」**から車検を受けられることとしました。

1. 背景

現在、車検は、「有効期間満了日の**1か月前**から満了日までの間」※に受検いただいていますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期は、自動車ユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

※ この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新できます（下図参照）

2. 道路運送車両法施行規則等の改正

今般、道路運送車両法施行規則を改正し、「有効期間満了日の**2か月前**から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないこととしました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため自動車損害賠償保障法施行規則を改正しました。（いずれも**令和7年4月1日施行**）

3. 自動車ユーザーの皆様へのお願い

車検は年度末が大変混雑します。余裕をもった予約・受検にご協力をお願いいたします。

月別の車検台数

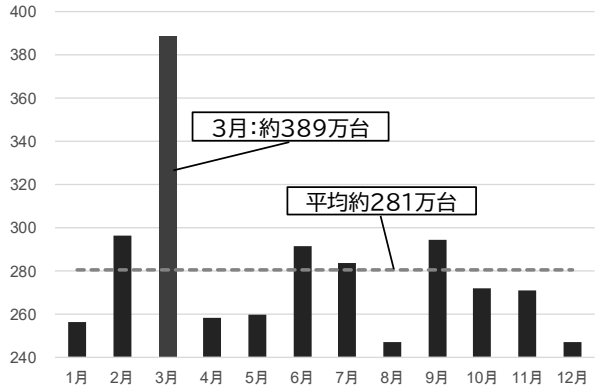

月別車検台数[万台]（2019年から2023年までの5年間における平均）

車検の受検可能期間の拡大（今次改正）

【現行】 ※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

車検証の有効期限前1か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】

車検証の有効期限前2か月以内に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

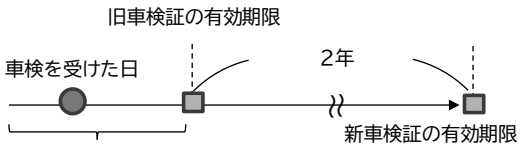

1か月以内 → **「2か月以内」**へ改正

【問合せ先】
物流・自動車局
自動車整備課　本田（内線 42413）　（直通）　03-5253-8599 【車検関係（全般）】
保障制度参事官室　上地（内線 41443）　（直通）　03-5253-8582 【自賠責保険関係】

令和６年６月
物流・自動車局

道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令について

１．背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところである。

他方、特定の期間、特に年度末等に継続検査関連業務が集中することで、当該期間中における自動車整備工場等の業務に大きな負担がかかり、その結果、自動車の使用者が継続検査を円滑に受検することに支障が生じることが懸念される状況にある。

そのため、今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号。以下「自賠法施行規則」という。）について所要の改正を行う必要がある。

２．概要

（１）継続検査の受検可能期間の拡大（車両法施行規則第 44 条関係）

継続検査を受けようとする自動車の使用者に対し、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日を、自動車検査証の有効期間が満了する日の「一月前」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、「二月前」）と規定しているところ、これを全国一律に「二月前」とする。

（２）自動車損害賠償保障法施行令（昭和 30 年政令第 286 号）第 11 条第４号に規定する「国土交通省令で定める期間」の拡大（自賠法施行規則第７条関係）

保険会社（組合）に対し、自動車損害賠償責任保険（共済）に係る保険期間（共済期間）の末日がその申込みの日から起算して、これから検査を受け、記録されることとなる自動車検査証の有効期間に「一月」（離島に使用の本拠の位置を有する自動車について継続検査を受ける場合にあっては、「二月」）を加えた期間を経過する日より前の日までの契約の申込みについて、契約の締結義務を課しているところ、継続検査を受けるものにあってはこれを全国一律に「二月」とする。

３．今後のスケジュール

公　布：令和６年６月 25 日
施　行：令和７年４月１日

(2) 原動機付自転車の区分を見直します

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表：警察庁

令 和 6 年 11 月 13 日
物流・自動車局車両基準・国際課
審 査・リコール課

原動機付自転車の区分を見直します

～道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の制定について～

総排気量0.050Ｌ以下の原動機付自転車（以下「原付」という。）は、取得が容易な原付免許（普通免許に付帯する免許）で運転することが可能であり、国民の生活に密着した車両です。

一方、設計最高速度50km/hを超える原付については、中央環境審議会の答申を受け、令和7年11月以降新たな排出ガス規制が適用されることとなっていますが、メーカーによれば、技術面及び事業性の観点から、規制に適合した原付の生産・販売が困難となる見込みです。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討し、「総排気量が0.050Ｌを超え0.125Ｌ以下であり、かつ、最高出力を4.0ｋＷ以下に制御したもの」を原付免許で運転できるよう道路交通法体系の見直しを行うとともに、道路運送車両法体系も見直し整合性を担保する旨、昨年12月報告書がとりまとめられました。

これに基づき、道路運送車両法施行規則について、所要の改正を行います。

１．改正内容

（１） 二輪の原動機付自転車のうち、「総排気量が 0.050Ｌを超え 0.125Ｌ以下であり、かつ、最高出力が 4.0ｋＷ以下のもの」を第一種原動機付自転車に新たに追加します。

（２） （１）の新たな第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。

（３） （１）の新たな第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとします。

２．公布・施行

公布・施行 ： 令和６年（2024年）11月13日

問い合わせ先
（原動機付自転車の範囲及び種別関係）
物流・自動車局 車両基準・国際課：松坂、金井
電話 03-5253-8111（内線 42525）、03-5253-8602（直通）
（原動機付自転車の型式認定関係）
物流・自動車局 審査・リコール課：松井、綿貫
電話 03-5253-8111（内線 42324）、03-5253-8595（直通）

令和６年 11 月
国 土 交 通 省
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令案について

１．背景

中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第13次答申（平成29年５月））を踏まえ、大気環境の保全及び国際基準調和の観点から、令和７年11月以降に製作される総排気量0.050Ｌ以下で設計最高速度が50km/hを超える原動機付自転車（以下「原付」という。）に対して、新たな排出ガス規制が開始されることとなった。

一方、規制に対応した原付の開発は困難であり、かつ、開発費用に見合う事業性の見通しが立たないことから、今後、取得が容易な原付免許で運転できる総排気量0.050Ｌ以下の現行区分に該当する原付の国内での生産・販売の継続が困難とされている。

このような状況を踏まえ、「二輪車車両区分見直しに関する有識者検討会」（主催：警察庁）において検討した結果、以下の方針が示されたところ。

○　総排気量が 0.050Ｌを超え 0.125Ｌ以下の二輪自動車のうち、「最高出力」を現行の原付と同等レベルの 4.0ｋＷ以下に制御したものを原付免許で運転できるよう、道路交通法体系の見直しを行うこと

○　新たな原付の扱いが、現行の原付と整合するように関係諸制度を改めること（外見上の識別・道路運送車両法体系の区分等）

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）においては、総排気量 0.050Ｌの現行区分に該当する原付を第一種原動機付自転車と位置づけて規制していることから、あわせてその範囲を見直すため、所要の改正を行う必要がある。

２．改正の概要

- 二輪の原動機付自転車のうち、原動機の総排気量が 0.050Ｌを超え 0.125Ｌ以下かつ最高出力が 4.0ｋＷ以下のものを第一種原動機付自転車に追加する。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。
- 新たに追加される第一種原動機付自転車の原動機付自転車用原動機については、型式認定において、その原動機に総排気量に加え最高出力も表示させることとする。

３．スケジュール

公布及び施行：令和６年 11 月 13 日

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

目次

〔府令〕
○道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府九八）　一
〔省令〕
○道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九九）　一
〔告示〕
○交通の方法に関する教則の一部を改正する件（国家公安委四八）　三
〔公告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　四
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
独立行政法人住宅金融支援機構参加者の有無を確認する公募手続に係る参加申込書の提出を求める公示、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　三四
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三六
会社その他
会社決算公告　三八

府令

○内閣府令第九十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号イの規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年十一月十三日　内閣総理大臣　石破　茂

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル（二輪のもののうち、構造上出すことができる最高出力が四・〇キロワット以下の原動機を有するものにあつては、〇・一二五リットル）、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。	（一般原動機付自転車の総排気量等の大きさ） **第一条の二**　法第二条第一項第十号イの内閣府令で定める大きさは、二輪のもの及び内閣総理大臣が指定する三輪以上のものにあつては、総排気量については〇・〇五〇リットル、定格出力については〇・六〇キロワットとし、その他のものにあつては、総排気量については〇・〇二〇リットル、定格出力については〇・二五キロワットとする。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。

省令

○国土交通省令第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第三項及び第百四条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月十三日　国土交通大臣　中野　洋昌

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（原動機付自転車の範囲及び種別） **第一条**　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条第三項の総排気量又は定格出力は、次のとおりとする。 一　内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。以下同じ。）にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他のものにあつては〇・〇五〇リットル以下 二　内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するものにあつては、その定格出力は一・〇〇キロワット以下、その他のものにあつては〇・六〇キロワット以下 ２　前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が〇・〇五〇リットル以下（二輪を有するものであつて、最高出力が四・〇キロワット以下のものにあつては、〇・一二五リットル以下）又は定格出力が〇・六〇キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。 （検査対象外軽自動車等の型式認定） **第六十二条の三**　（略） ２　前項の認定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外軽自動車等を提示しなければならない。ただし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車等の提示については、地方運輸局長にするものとする。 一～三　（略）	（原動機付自転車の範囲及び種別） **第一条**　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条第三項の総排気量又は定格出力は、左のとおりとする。 一　内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他のものにあつては〇・〇五〇リットル以下 二　内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は一・〇〇キロワット以下、その他のものにあつては〇・六〇キロワット以下 ２　前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が〇・〇五〇リットル以下又は定格出力が〇・六〇キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。 （検査対象外軽自動車等の型式認定） **第六十二条の三**　（略） ２　前項の認定を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、かつ、当該型式の検査対象外軽自動車等を呈示しなければならない。ただし、農耕作業用の小型特殊自動車及び国土交通大臣の指定する小型特殊自動車以外の検査対象外軽自動車等の提示については、地方運輸局長にするものとする。 一～三　（略）
３・４　（略） ５　第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。 ６・７　（略） （原動機付自転車用原動機の型式認定） **第六十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の型式認定は、当該原動機の総排気量又は定格出力が第一条に規定する範囲内にあるかどうかを判定することによつて行う。 ４　（略） ５　第一項の型式認定を受けた者は、当該型式の原動機に第二十三号様式による型式認定番号標及び総排気量又は定格出力を表示しなければならない。 ６　（略）	３・４　（略） ５　第一項の認定を受けた者は、当該型式の検査対象外軽自動車等を譲渡する場合には、当該検査対象外軽自動車等が道路運送車両の保安基準に適合しているかどうかを検査し、適合すると認めるときは、当該検査対象外軽自動車等に第十六号様式による型式認定番号標を、その原動機に総排気量又は定格出力を表示しなければならない。 ６・７　（略） （原動機付自転車用原動機の型式認定） **第六十七条**　（略） ２　（略） ３　第一項の型式認定は、当該原動機の総排気量等が第一条に規定する範囲内にあるかどうかを判定することによつて行う。 ４　（略） ５　第一項の型式認定を受けた者は、当該型式の原動機に第二十三号様式による型式認定番号標及び総排気量等を表示しなければならない。 ６　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の道路運送車両法施行規則（以下「旧規則」という。）第一条第二項に規定する原動機付自転車であるもの（旧規則第六十二条の三第一項の認定又は旧規則第六十七条第一項の型式認定（次項において「旧型式認定等」という。）を受けていないものであつて、この省令の施行後に新たに運行の用に供するものを除く。）の種別については、この省令による改正後の道路運送車両法施行規則（次項において「新規則」という。）第一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現に旧型式認定等を受けている型式（旧規則第一条第二項に規定する第二種原動機付自転車に係るものに限る。）に係る新規則第六十二条の三第五項から第七項まで又は第六十七条第五項及び第六項の規定の適用については、なお従前の例による。

(3) 自動車の「訪問特定整備」制度を新設します

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年３月３１日
物流・自動車局
自動車整備課

自動車の「訪問特定整備」制度を新設します

国土交通省では、整備工場に車を持ち込むことなく、自動車整備士に自宅や自社に来てもらいたいというニーズに応えるため、**「訪問特定整備」**制度を新設します

1. 概要

○ エンジンやブレーキ等の取外しなど安全上重要な整備である「特定整備」は、国の認証を受けた整備工場である**「認証工場」**が、その事業場内で行う必要があります。

○ 「訪問特定整備」制度は、安全を担保する一定のルールの下、**認証工場**がユーザーの自宅や運送会社の作業場など事業場外の場所を訪問して特定整備を行うことを可能とするものです。

○ この新しい制度を使えば、例えば、自宅で車のエンジンがかからないときに整備士に来てもらい、修理を受けることや、人手不足のために自社の整備工場を維持できなくなった運送事業者等に、認証工場から整備士を派遣して整備を行うことが可能となり、業種の垣根を越えて生産性が向上することが期待されます。

（訪問特定整備制度のポイント）

- ■ 認証を受けた自動車整備工場（認証工場）しか訪問特定整備を行うことはできません。
- ■ ユーザー等から委託された特定整備を他の訪問特定整備事業者に行わせることはできません。
- ■ 訪問特定整備の責任は、認証工場が負います。（訪問する整備士ではない。）
- ■ 訪問特定整備制度には、「訪問特定整備」と「限定訪問特定整備」の2種類があります（別紙参照）
- ■ 上記以外にも、訪問特定整備に伴う追加のルールがあります。

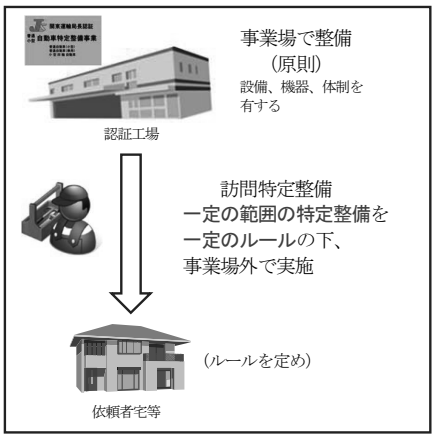

2. スケジュール

公　布　：　令和7年3月31日（本日）
施　行　：　令和7年6月30日

（参考）
訪問特定整備の関連法令、告示、通達及びＱ＆A は、以下 URL から確認いただくことができます。

○ 訪問特定整備制度について
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html

【お問い合わせ先】物流・自動車局 自動車整備課　浅野、冨岡
代表 03-5253-8111（内線 42426、42428）

訪問特定整備制度について

別紙

- 安全上重要な整備（特定整備）は、設備・機器・要員を有する認証工場で実施しなければならない
- 今般、認証工場の整備士が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を訪問して特定整備を行うことを解禁（「訪問特定整備」）

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たす場所

例：運送会社の整備作業場等

訪問

2. 作業範囲

全ての特定整備

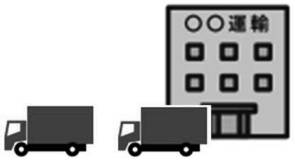

②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を満たさないが安全・品質を確保できる場所

例：ユーザーの自宅駐車場等

訪問

2. 作業範囲

特定整備は、以下に限る

① ブレーキパッドの交換
② 発電機交換
③ スターターモーターの交換
④ 大特車のステアリングホースの交換

主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の認証工場の整備主任者が行う
- 料金の内訳（整備費、旅費等）を示すこと
- 訪問する整備士のリストをメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内

今後のスケジュール（予定）

3月31日（月） 公　布

6月30日（月） 施　行

○国土交通省告示第二百五十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の二の二第一項第九号を実施するため、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程

（用語の定義）

第一条　この告示における用語の定義は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号。以下「法」という。）第二条に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一　「規則」とは、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）をいう。

二　「特定整備」とは、法第四十九条第二項の特定整備をいう。

三　「事業場」とは、法第七十八条第一項の自動車特定整備事業の認証を受けた事業場をいう。

四　「自動車特定整備事業者」とは、法第七十八条第四項の自動車特定整備事業者をいう。

（事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類）

第二条　自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次

に掲げるものとする。

一　訪問特定整備（一定の期間に限り、規則第五十七条第一号から第五号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

二　限定訪問特定整備（安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所（前号に規定する場所を除く。）において特定整備のうち次に掲げるもの（法第四十八条第二項の規定において読み替えて準用する法第四十七条の二第三項の「整備」又は法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことをいう。以下同じ。）

イ　普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換

ロ　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の

取り外し

ハ　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（届出）

第三条　訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）を行おうとする自動車特定整備事業者は、事業場ごとに、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、当該事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

一　当該事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

二　事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

三　第五条に規定する訪問特定整備等管理者及び第四条第一項に規定する訪問特定整備士についての次に掲げる事項（第四条第二項に規定する準訪問特定整備士又は同条第三項に規定する訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電

気装置整備士についての次に掲げる事項を含む。）

イ　氏名

ロ　生年月日

ハ　合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日

ニ　届出時現在の実務の経験の期間及びその内容

ホ　第六条に規定する訪問特定整備等教育を受けた日

四　訪問特定整備等を開始する日

２　運輸監理部長又は運輸支局長は、前項に規定するもののほか、訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者に対し、必要があると認めるときは、必要な情報を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出ることを求めることができる。

３　第一項の届出をした自動車特定整備事業者（以下「訪問特定整備等事業者」という。）は、第一項各号に掲げる事項又は前項の情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に当該変更内容を記録した電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。

４　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長にその旨を電子メールを送信する方法により届け出なければならな

い。

（訪問特定整備等に従事させることができる者）

第四条　訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「訪問特定整備士」という。）を訪問特定整備等に従事させることができる。

一　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号。以下「検定規則」という。）の規定による一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

二　特定整備に関し三年以上の実務の経験を有すること

三　第六条に規定する教育を受けたこと

四　前条第一項の規定により同項第三号イからホまでの事項が届け出られていること

２　訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、次のいずれかの場合に限り、検定規則の規定による三級の自動車整備士の技能検定に合格し、前項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「準訪問特定整備士」という。）を訪問特定整備等に従事させることができる。

一　同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

二　訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

３　訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、検定規則の規定による自動車車体整備士又は自動車電

気装置整備士の技能検定に合格し、第一項第二号から第四号までの要件のいずれにも該当する者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）を訪問特定整備（規則第三条第八号及び第九号の電子制御装置整備（法第九十四条の五第一項の「整備」に該当するものを除く。）を行うことに限る。）に従事させることができる。

4　訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）は、他の事業場の訪問特定整備士等となることができない。

（訪問特定整備等に関する事項の統括管理）

第五条　訪問特定整備等事業者は、事業場ごとに、整備主任者のうち少なくとも一人（第六条に規定する教育を受けた者に限る。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。ただし、当該事項を統括管理する者（以下「訪問特定整備等管理者」という。）は、他の事業場の訪問特定整備等管理者になることができない。

（訪問特定整備等管理者等に対する教育）

第六条　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行わなければならない。

一　訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士と

して新たに届け出ようとする者

二　最後に訪問特定整備等教育を受けた日から二年を経過した者

２　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育について、その内容及び方法その他の事項を記録した電磁的記録を作成し、訪問特定整備等教育を行った日から二年間保存しなければならない。

（訪問特定整備等事業者の遵守事項）

第七条　訪問特定整備等事業者は、法第九十一条の三に規定する事項を遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　第三条第一項の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。

二　第三条第一項の届出を行ったことを示す証票について、訪問特定整備等を行う場所において公衆の見やすいように表示するとともに、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

三　訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）について、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。

四　訪問特定整備士等に身分を示す証票を携帯させ、初回訪問時及び訪問特定整備等の依頼者（以

下「依頼者」という。）から求められたときは、これを提示させること。

五　訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等の必要性、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について説明し、訪問特定整備等の作業に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費等の内訳を含む。以下「訪問特定整備等料金」という。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供すること。

六　訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について説明し、依頼者に請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録を提供すること。

七　訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録、訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データ、訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データ、交換した部品を撮影した画像データ並びに訪問特定整備等料金を記録した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録を、当該訪問特定整備等を行った日から二年間保存すること。

八　第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場

合は、直ちに、その旨を第三条第一項の届出に係る事業場を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に報告すること。

九　訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受け、第三条第一項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告すること。

附　則

この告示は、令和七年六月三十日から施行する。

(4) 自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程

令和７年３月
物流・自動車局

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程について

１．背景

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 49 条第２項に規定する「特定整備」を行う事業を営む者（以下「自動車特定整備事業者」という。）は、法第 78 条第１項に基づき特定整備を行う事業場ごとに地方運輸局長の認証を受け、当該認証を受けた事業場内で特定整備を実施しているところである。

昨今、インターネットによる自動車整備の予約の普及、自動車運送事業者やレンタカー事業者等が大量に保有する自動車の点検整備の効率化などを背景として、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっている。

これを踏まえ、今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）を改正し、告示において、訪問特定整備を行う場合に当該特定整備の適切な実施のため必要な要件を定めることとしている。このため、改正後の規則に基づく告示を新たに制定する必要がある。

２．概要

（１）事業場以外の場所において行うことができる特定整備の種類

・一定の期間に限り、規則第 57 条第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所において特定整備（法第 94 条の５第１項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（訪問特定整備）。

・安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所において特定整備のうち次に掲げるもの（法第 48 条第２項の規定において読み替えて準用する法第 47 条の２第３項の「整備」又は法第 94 条の５第１項の「整備」に該当するものを除く。）を行うこと（限定訪問特定整備）。

①普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちブレーキキャリパを取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換

②普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アスクル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはス

テアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し

③大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換

（２）事前の届出

・訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方（以下「訪問特定整備等」という。）の開始日の前日までに、運輸支局長等に次に掲げる事項を記録した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。

①事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス

②事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号

③下記（３）に規定する訪問特定整備等管理者及び訪問特定整備士の氏名、生年月日、合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日、実務経験期間及びその内容並びに訪問特定整備等教育を受けた日等（下記（３）に規定する準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士を訪問特定整備等に従事させるときは、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士についての上記事項を含む）

④訪問特定整備等を開始する日

・上記に加え、運輸支局長等が必要であると認めた電磁的記録を提出しなければならない。

・提出した情報に変更があったときは、当該変更後に初めて訪問特定整備等を行う日の前日までに当該変更内容を記載した電磁的記録を電子メールで届け出なければならない。

・訪問特定整備等事業を廃止したときは、廃止の日から 30 日以内に電子メールで届け出なければならない。

（３）訪問特定整備又は限定訪問特定整備に従事する者の要件等

・整備主任者のうち少なくとも一人（下記（４）の教育を受けた者に限る。以下「訪問特定整備等管理者」という。）に訪問特定整備等に関する事項を統括管理させなければならない。

・訪問特定整備等に従事できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「訪問特定整備士」という。）とする。

①一級又は二級の自動車整備士の技能検定に合格していること

②３年以上の特定整備の実務経験を有すること

③下記（４）の教育を受けたこと

④上記（２）③の事項が運輸支局長等に届け出られていること

・ただし、三級の自動車整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「準訪問特定整備士」という。）は、次のいずれかの場合に限り、訪問特定整備等に従事できるものとする。

(ｱ)同行する訪問特定整備士の指示の下に、訪問特定整備等に従事する場合

(ｲ)訪問特定整備等管理者が高度な管理手法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合

・加えて、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格し、上記②～④の要件を満たす者（以下「訪問車体・電気装置整備士」という。）は、訪問特定整備（電子制御装置整備（法第 94 条の５第１項の「整備」に該当するものを除く。）に限る。）に従事できるものとする。

（４）訪問特定整備等に従事する者に対する教育

・次に掲げる者に対して、訪問特定整備等を適切に実施するために必要な教育（以下「訪問特定整備等教育」という。）を行い、その教育内容等を記録した電磁的記録（訪問特定整備等教育記録）を作成して訪問特定整備等教育を行った日から２年間保存しなければならない。

①訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士として新たに届け出ようとする者

②最後に訪問特定整備等教育を受けた日から２年を経過した者

（５）その他の遵守事項

・上記（２）の届出に係る事業場において特定整備を適切に実施することができる体制を、常時確保すること。

・上記（２）の届出を行ったことを示す証票を訪問特定整備等の作業場所に表示するとともに、事業者が自ら管理するウェブサイトにも掲載しなければならない。

・訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、旅費等の内訳を含む。）を事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載しなければならない。

・訪問特定整備士、準訪問特定整備士及びは訪問車体・電気装置整備士（以下「訪問特定整備士等」という。）に身分証を携行させ、初回訪問時及び依頼者から求められたときにこれを提示させなければならない。

・訪問特定整備等を行う前に、依頼者に対し、必要な訪問特定整備等の内容、当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金（作業工賃、部品価格、塗料価格、旅費等の内訳を含む。以下同じ。）の概算見積りを記録した電磁的記録を提供しなければならない。

・訪問特定整備等を行った後に、依頼者に対し、訪問特定整備等を行った後の車両の状態などを説明し、訪問特定整備等に係る料金を記録した電磁的記録を提供しなければならない。

・訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁

的記録、訪問特定整備等に係る料金の概算見積りを記録した電磁的記録、訪問特定整備等を行った場所の画像データ、訪問特定整備等を行う前後の車両の画像データ、交換した部品の画像データ及び請求書、納品書、領収書等の写し（電磁的記録）を、当該訪問特定整備等を行った日から２年間保存しなければならない。

・本告示の規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因して訪問特定整備士等その他第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合、遅滞なく、その旨を上記（２）の届出を行った運輸支局長等に報告しなければならない。

・訪問特定整備等の体制について、定期的に、訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者による確認を受けなければならない。

３．今後のスケジュール

公　布：令和７年３月３１日
施　行：令和７年６月３０日

2. 通達等

(1)「自動車整備業における自主行動計画策定のためのガイドライン」について

事　務　連　絡
令和 6 年 5 月 17 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「自動車整備業における自主行動計画策定のためのガイドライン」について

自動車整備業は、公正取引委員会の特別調査において、労務費の転嫁率が低い事業者の割合が対象の 39 業種中で最も多い結果となっており、中小零細の自動車整備事業者が発注者に対して適切な価格交渉力を持つことができる環境整備が課題となっています。

国土交通省は、自動車整備事業がより健全に発達するよう、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年 11 月 29 日 内閣官房、公正取引委員会、以下「労務費指針」という。）の周知を行う等、関係省庁と連携して必要な対策を進めるとともに、本年１月に貴会に対して自主行動計画の策定を要請したところです。

貴会における自主行動計画の策定にあたり、労務費指針等を踏まえて記載することが望ましい内容等を別紙ガイドラインのとおりまとめましたので、活用するとともに自動車整備業の取引適正化に向けた一層の取組を推進するようお願い致します。

なお、自主行動計画は令和６年６月末までに策定の上、国土交通省物流・自動車局自動車整備課に提出をお願い致します。

自動車整備業における自主行動計画策定のためのガイドライン

１．ガイドライン作成の経緯及び目的

令和５年の春季労使交渉の賃上げ率は約 30 年ぶりの高い伸びとなったものの、急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついておらず、この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の７割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

令和５年 12 月に公正取引委員会がとりまとめた「令和５年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（以下、「特別調査」という。）では、コスト構造において労務費の占める割合が高い業種では、原材料価格やエネルギーコストに比べて労務費の価格転嫁が進んでいないという結果が得られたことを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会は労務費の転嫁の在り方について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年 12 月内閣官房及び公正取引委員会、以下、「労務費指針」という。）をとりまとめた。

労務費指針では、労務費の転嫁に係る価格交渉において発注者及び受注者それぞれが採るべき行動/求められる行動を 12 の行動指針として取りまとめており、自動車整備業における発注者及び受注者は、同指針の内容も踏まえて引き続き適正取引を推進することが重要である。

国土交通省は、従来から関係団体や関係省庁と連携して自動車整備業の健全な発展に取組んでいるが、同事業における取引適正化を一層促進するため、各関係団体において自主行動計画を策定するよう要請したところである。

本ガイドラインは、事業者間で取引を行う自動車整備事業者を傘下に持つ自動車整備業の関係団体を対象とし、特別調査の結果、自動車整備事業者に対するアンケート結果、自動車整備業における課題等により実態を把握した上で、自主行動計画に記載するべき内容を示すことを目的としており、本ガイドラインを活用して各関係団体が適切に自主行動計画を策定し、業界全体で積極的に適正取引に向けた取組を推進することが望まれる。

２．自動車整備業の状況

２．１　特別調査結果

特別調査の結果に基づき、自動車整備業の労務費の価格への転嫁に関する現状について次のとおり示す。

（１）労務比率について

調査対象業種[※1]のうち、労務比率がその平均値（32.4%）よりも高い業種が 22 業種あり、自動車整備業は 10 番目に高く（36.9%）、コストに占める労務費の割合が高い業種である。

（２）発注者に対するコスト上昇を理由とした取引価格引上げ要請の有無

自動車整備業において、コスト上昇を理由とした取引価格引上げの要請をした事業者の割合は 58.9%である。

※1 日本標準産業分類（中分類）のうち 39 業種を中心に調査を実施している。

＜発注者に対するコスト上昇を理由とした取引価格の引上げ要請の有無＞

業種	要請した	要請していない
自動車整備業	58.9%	41.1%

（３）取引価格引上げを要請した受注者が発注者に示した理由

（２）の要請を行った事業者のうち、労務費以外のコストの上昇を理由に要請した自動車整備業の事業者の割合は 60.6%である一方、労務費を含めたコストの上昇を理由に要請した自動車整備業の事業者の割合は 39.4%となっている。

＜取引価格の引上げを要請した受注者が発注者に示した理由＞

業種	労務費以外のコストの上昇を理由に要請した	労務費を含めたコストの上昇を理由に要請した
自動車整備業	60.6%	39.4%

（４）労務費の転嫁率（転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

（３）の労務費を含めたコストの上昇を理由に取引価格引上げを要請した自動車整備業の事業者のうち、労務費の転嫁率が 10%未満であった事業者の割合（41.5%）が、22 業種中最も高い。

２．２　労務費の価格転嫁に関する実態調査（アンケート調査）

特別調査の結果に加え、自動車整備業における労務費の価格転嫁について具体的な課題等を把握するため、実態調査を実施し、その結果を次のとおり示す。なお、この実態調査は特別調査に対して調査時期、調査件数等の違いから異なる結果が得られる可能性があることに留意すること。

（１）　実施内容

調査対象：令和３年８月～令和５年７月までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた自動車整備事業者 455 事業者に対して、過去 1 年間に行った価格交渉を対象にアンケート調査を実施

調査期間：令和６年３月 11 日～令和６年３月 25 日

調査方法：紙又は WEB により回答

回答率　：41.3%（188 事業者）

（２）調査結果

①　発注者との価格交渉の実施状況

一般消費者以外との企業取引のある自動車整備事業者 140 事業者のうち 81 事業者(57.9%)が発注者と価格交渉を行った。

＜発注者との価格交渉の実施状況＞

母数	価格交渉を行った	価格交渉を行っていない
企業取引のある事業者	81 事業者	59 事業者

（n=140）	（57.9%）	（42.1%）

② 発注者との価格交渉実施の経緯

発注者と価格交渉を行った 81 事業者における価格交渉実施の経緯は、「受注者からの申し入れ」が 49 事業者（60.5%）と最も多く、「価格交渉を定期的に実施」は 21 事業者（25.9%）に留まり、「発注者からの申し入れ」は 8 事業者（9.9%）と更に少なかった。

＜価格交渉を行った経緯＞

母数	受注者からの申し入れ	価格交渉を定期的に実施	発注者からの申し入れ
価格交渉を行った事業者（n=81）	49 事業者（60.5%）	21 事業者（25.9%）	8 事業者（9.9%）

※価格交渉を行った事業者（n=81）のうち、3 事業者は価格交渉実施の経緯が無回答のため、%の合計は 100 にならない。

③ 技術料・工賃の引上げ要請の状況

自動車整備業における労務費は、技術料・工賃※2 として提供サービスの価格に含まれており、価格交渉を行った 81 事業者のうち、技術料・工賃の引上げを要請した事業者は 73 事業者（90.1%）であった。

技術料・工賃の引上げを要請した 73 事業者のうち労務費の上昇を理由とした事業者は 73 事業者（価格交渉を行った 81 事業者の 90.1%、技術料・工賃の引上げを要請した 73 事業者の 100%）であった。

＜技術料・工賃の引上げ要請の状況＞

母数	技術料・工賃の引上げを要請	
		労務費の上昇を理由として技術料・工賃の引上げを要請
価格交渉を行った事業者（n=81）	73 事業者（90.1%）	73 事業者（90.1%）

④ 技術料・工賃の引上げ要請に対する価格転嫁状況

技術料・工賃の引上げを要請した 73 事業者のうち、技術料工賃全体の引上げ要請額の７割以上を価格転嫁できた事業者は 24 事業者（32.9%）であった。他方、技術料工賃全体の引上げ要請額の６割以下しか価格転嫁できなかった事業者は 49 事業者（67.1%）であり、そのうち 6 事業者（8.2%）は全く価格転嫁できなかった。

技術料・工賃の引上げを要請した 73 事業者のうち、労務費相当額の７割以上を価格転嫁できた事業者は 21 事業者（28.8%）であった。他方、労務費相当額の６割以下しか価格転嫁できなかった事業者は 50 事業者（68.5%）であり、そのうち 11 事業者（15.1%）は全く価格転嫁できなかった。

※2 技術料・工賃とは自動車整備業において部品代とは別に請求される費用で、労務費（整備作業に係る人件費）、エネルギーコスト、消耗品費、機械・設備費等を含む。

＜技術料・工賃の引上げ要請に対する価格転嫁状況＞

母数	引上げ要請に対する価格転嫁率				
	10 割	7～9 割	4～6 割	1～3 割	0 割
技術料･工賃全体(n=73)	4 事業者 （5.5%）	20 事業者 （27.4%）	15 事業者 （20.5%）	28 事業者 （38.4%）	6 事業者 （8.2%）
技術料・工賃のうち労務費相当額（n=73）	3 事業者 （4.1%）	18 事業者 （24.7%）	12 事業者 （16.4%）	27 事業者 （37.0%）	11 事業者 （15.1%）

※技術料・工賃の引上げを要請した事業者（n=73）のうち、2 事業者は労務費相当額の価格転嫁率が無回答のため、%の合計は 100 にならない。

⑤ 労務費を価格転嫁できた理由

技術料・工賃のうち労務費相当額の７割以上を価格転嫁できた 21 事業者のうち、価格転嫁できた理由を「発注者に労務費上昇や価格引上げに対する理解があったから」と回答した事業者は 13 事業者（61.9%）と最も多く、「詳細な見積書を提示したから」と回答した事業者は 10 事業者（47.6%）と２番目に多かった。

＜労務費を価格転嫁できた理由（複数回答）＞

母数	発注者に労務費の上昇や取引価格引上げに対する理解があったから	詳細な見積書を提示したから	労務費の上昇を示す根拠資料を提示したから	要請価格でなければ取引が継続できないと申し入れたから
技術料・工賃のうち労務費相当額の７割以上を価格転嫁できた事業者（n=21）	13 事業者 （61.9%）	10 事業者 （47.6%）	3 事業者 （14.3%）	3 事業者 （14.3%）

⑥ 労務費を価格転嫁できなかった理由

技術料・工賃のうち労務費相当額の６割以下しか価格転嫁できなかった事業者 50 事業者のうち、価格転嫁できなかった理由を「地域や業界との関係で取引価格を自社だけで上げることができないから」と回答した事業者は 22 事業者（44.0%）と最も多く、「発注者に労務費の上昇や取引価格引上げに対する理解がないから」と回答した事業者は 17 事業者（34.0%）と２番目に多かった。

＜労務費を価格転嫁できなかった理由（複数回答）＞

母数	地域や業界との関係で取引価格を自社だけで上げることができないから	発注者に労務費の上昇や取引価格引上げに対する理解がないから	競合他社への転注や取引停止を示唆されたから	競合他社の取引価格が安いから
技術料・工賃のうち労務費相額の６割以下しか価格転嫁できなかった事業者（n=50）	22 事業者（44.0%）	17 事業者（34.0%）	8 事業者（16.0%）	8 事業者（16.0%）

⑦ 価格交渉を行った結果の記録方法

発注者と価格交渉を行った 81 事業者のうち、価格交渉を行った結果の記録方法を「口頭で確認するのみで記録等は取っていない」と回答した事業者が 42 事業者（51.9%）と最も多く、「自社が書面に記録している」と回答した事業者は 29 事業者（35.8%）と２番目に多く、「発注者が書面に記録している」は 8 事業者（9.9%）であった。

＜価格交渉を行った結果の記録方法＞

母数	口頭で確認するのみで記録等は取っていない	自社が書面に記録している	発注者が書面に記録している
価格交渉を行った事業者（n=81）	42 事業者（51.9%）	29 事業者（35.8%）	8 事業者（9.9%）

※価格交渉を行った事業者（n=81）のうち、2 事業者は無回答だったため、%の合計は 100 にならない。

⑧ 価格交渉を行った結果の発注者との共有方法

価格交渉を行った81事業者のうち、価格交渉を行った結果の発注者との共有方法は「価格交渉の場で口頭で確認するのみ」と回答した事業者が42事業者（51.9%）と最も多く、「自社から発注者に記録を共有している」と回答した事業者は19事業者(23.5%)となっており、「自社の記録はあるが発注者とは共有していない」と回答した事業者は9事業者（11.1%）であった。「発注者から自社に記録が共有されている」は8事業者（9.9%）であった。

＜価格交渉を行った結果の発注者との共有方法＞

母数	価格交渉の場で口頭で確認するのみ	自社から発注者に記録を共有している	自社の記録はあるが発注者とは共有していない	発注者から自社に記録が共有されている
価格交渉を行った事業者（n=81）	42事業者（51.9%）	19事業者（23.5%）	9事業者（11.1%）	8事業者（9.9%）

※価格交渉を行った事業者（n=81）のうち、3事業者は無回答だったため、%の合計は100にならない。

２．３　業界団体から報告された課題等

労務費指針の周知、同指針への対応状況や課題の把握等については政府及び関係団体と一体となって取り組んでおり、自動車整備業における対応状況、課題等について関係団体からの報告に基づき次のとおり示す。

	報告内容
労務費指針に関する対応・取組状況	・指針の内容の周知に取り組んでいる。 ・経営自己診断システムや相談窓口等を紹介している。 ・レバーレートの算出ソフトを作成・展開している。 ・安定的に事業経営を行う際の確認事項や好事例を作成・展開している。 ・整備用レバーレート算出方法等、料金適正化の促進を改めて図る予定としている。 ・技術料の算出根拠となる標準作業点数表を作成している。 ・個社毎に指針を参考にしながら定期的に交渉を続けるとともに、交渉内容は必ず議事録を残しておくことを徹底するよう周知している。
自動車整備業界における課題	・価格は近隣事業者との価格競争を優先する傾向。 ・顧客の多くは個人ユーザーであり、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に馴染まない。 ・事業規模によって労務費の考え方（積算項目）が異なり、各事業者において考え方を見直す必要がある。 ・実際の価格交渉では指針とおりにはいかないことが予想され

	報告内容
	る。 ・（一部の取引先との関係において）適正な価格転嫁の取組が必要。 ・（一部の取引先との関係において）価格交渉の機会がない。 ・（一部の取引先との関係において）どのように価格交渉すればよいかわからない。

３．自主行動計画の内容

自動車整備業の各関係団体が自主行動計画に記載することが望ましい内容を次のとおり示す。なお、自主行動計画は各関係団体が傘下団体・事業者が行う取引の適正化を目指して取り組むべきこと等について自主的に定めるものであるため、独自の取組の追記、必要のない項目の省略等を行っても差し支えない。

３．１　発注者としての適正取引推進に向けた取組

（１）重点課題※3等に対する取組

独占禁止法や下請法を遵守し公正な取引環境を実現するとともに、適正取引や付加価値向上につながる望ましい取引慣行を普及定着させるため、自動車整備業における取引環境の改善に向け取り組む。

① 価格決定方法の適正化について

受注者との取引における価格の決定にあたっては、以下の取組を推進する。

〇受注者から原材料費・労務費・エネルギーコスト（燃料費、電気料金等）などの上昇に伴うコスト増に起因する取引価格の見直しの要請があった場合、または、受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者がこれらの影響を勘案し必要と認めた場合は積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設け、十分に協議をした上で取引価格を決定する。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

〇書面による交渉など、発注者及び受注者の双方が契約内容等を確認できる体制を構築する。

〇発注者と受注者の双方が協力して生産性向上などに取り組み、その結果生じるコスト削減効果を基に、寄与度を踏まえて取引価格に反映するなど合理性の確保に努める。

〇自己の一方的な都合により契約で定めた対価の減額、一方的に著しく低い対価での取引の要請を行わない。

〇受注者に責任がないにもかかわらず、一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を決定しない。

※3 平成 28 年に中小企業庁が公表した「未来志向型の取引慣行に向けて」に定める重点課題

② 支払い条件の改善について

価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、振興基準などを踏まえ、受注者と十分に協議し、受注者の資金繰りにも配慮するため、代金支払方法について以下の取組を推進する。

〇現金による支払を基本とする。

〇受注者の申し入れがあれば、支払いサイトを短くするなど柔軟に検討する。

〇やむを得ず約束手形による支払を行う場合のサイトは 60 日を目標とする。また、手形に係わる割引料等のコストについては下請代金の額と分けて示す。

〇政府方針を踏まえ、約束手形を利用している場合には、令和８年までに廃止を実現する。

③ 働き方改革の影響による発注側の適正なコスト負担状況について

発注者として、働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善を図るため、以下の取組を推進する。

〇発注者は、自らの取引に起因して、受注者が労使協定の限度を超える時間外労働や休日労働などによる長時間労働、これらに伴う割増賃金の未払いなど、労働基準関連法令に違反するようなことがないよう、十分に配慮するよう努める。

〇また、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には、発注者が適正なコストを負担する。

〇発注者は、受注者の働き方改革を阻害し、不利益となるような取引や要請は行わないよう努める。

（２）労務費の転嫁を進めるための取組

特別調査等の結果、自動車整備業はコストに占める労務費の割合が高い業種である一方、労務費の転嫁率が低くなっている。その理由として発注者の理解が得られていないこと等が挙げられていることを踏まえ、自動車整備事業者が発注者になる場合に採るべき行動/求められる行動を次のとおり示す。

① 本社（経営トップ）の関与

発注者の経営トップが、労務費上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針及びその方針を達成するための施策について意思決定する等経営トップのコミットメントが求められており、以下のような取組を推進する。

〇労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する。

〇経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示す。

〇その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示す。

（参考）

自動車整備事業者を対象としたアンケート調査で、技術料・工賃のうち労務費相当額の７割以上を価格転嫁できた 21 事業者のうち、価格転嫁できた理由を「発注者に労務費の上

昇や取引価格引上げに対する理解があったから」と回答した事業者は13事業者（61.9%）であった。
　逆に、６割以下しか価格転嫁できなかった50事業者のうち、価格転嫁できなかった理由を「発注者に労務費の上昇や取引価格引上げに対する理解がないから」と回答した事業者は17事業者（34.0%）であった。

② 発注者側からの定期的な協議の実施

　多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえ、積極的に発注者から協議の場を設けることが、円滑な価格転嫁を進める観点から有効かつ適切であることから、次の取組を推進する。

〇受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、慣行に応じて１年に１回や半年に１回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける。

（参考）

　自動車整備事業者を対象としたアンケート調査で、発注者と価格交渉を行った81事業者における価格交渉実施の経緯は「発注者からの申し入れ」が8事業者（9.9%）と最も少なかった。

③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

　受注者からの労務費の転嫁の求めに対し、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求めること自体に問題はないが、受注者が転嫁の要請を断念せざる得ないような過度に詳細な理由の説明や根拠資料を求めたり、受注者が明らかにしたくない内部情報に係る説明や根拠資料を求めたりしないこと。

〇特に、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重する。

④ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

　取引上の立場が弱い受注者より労務費の転嫁の協議を求めると契約の打切りなど、不利益を受けるのではないかとの心配から協議を持ちかけられないといった状況を避けるため、次のとおり取り組む。

〇受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく。

〇労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしない。

⑤ 必要に応じ考え方を提案すること

　受注者が、納得して受け入れられる具体的な理由や要請額の算定方法が分からない場合に

おいて、次の取組を推進する。

〇発注者は、受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じて労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する。

３．２　受注者としての労務費の適切な転嫁に向けた取組

特別調査等の結果、自動車整備業では取引価格の引上げを要請した理由に労務費のコスト上昇を含めた事業者の割合が低く、労務費の上昇を理由に価格転嫁を行っても十分な引上げが認められなかった事業者の割合が高くなっている。その理由として競合他社への転注や取引停止を示唆された、説得できる根拠資料を提示できなかった等が挙げられており、労務費の適切な転嫁のために受注者として採るべき行動/求められる行動を次のとおり示す。

①　根拠とする資料

発注者との価格交渉において根拠資料を示す必要がある場合には、次のとおり取り組む。なお、受注者の自主的な判断で自社の労務費の状況を発注者に示すことを否定するものではない。

〇レバーレート算出ソフト等を活用し、適切な原価計算を行う。

〇人件費等の原価の上昇を示すデータは公表資料も活用する。なお、労務費指針では、都道府県別の最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数、ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金等が例示されている。

（参考）

技術料・工賃のうち労務費相当額の７割以上を価格転嫁できた 21 事業者のうち、価格転嫁できた理由を「詳細な見積書を提示したから」と回答した 10 事業者（47.6%）は「発注者に労務費上昇や価格引上げに対する理解があったから」と回答した 13 事業者（61.9%）に次いで２番目に多かった。

②　値上げ要請のタイミング

受注者から労務費の転嫁の交渉を、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの定期的な協議の場を活用する他、価格交渉を申し出やすいタイミングを捉えて積極的に行うため、次の取組を推進する。

〇交渉のタイミングについて以下の例を参考にする。

・発注者の会計年度に合わせる（発注者が翌年度の予算を策定する前）
・定期の価格改定や契約更新に合わせる
・最低賃金の引上げ幅の方向性が判明した後
・年に１回の発注者との生産性向上の会議を利用

③　発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、先に価格を提示されてしまえば、その価格以上の額を要請すること、また、交渉によりその要請額を実現することは非常に困難になることを踏まえ、次の取組を推進する。

〇発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を自ら発注者に提示する。

（参考）

自動車整備事業者を対象としたアンケート調査で、発注者と価格交渉を行った81事業者における価格交渉実施の経緯は「受注者からの申し入れ」が49事業者（60.5%）と最も多く、次いで「価格交渉を定期的に実施」は21事業者（25.9%）であった。

④ 相談窓口の活用

労務費の上昇を理由とする価格転嫁の交渉については、受注者としてもどのように臨めばよいか戸惑うことも多いため、必要に応じて相談窓口を活用すること。

〇発注者との取引関係を踏まえ、次の相談窓口を適切に活用して情報を収集する。

相談内容	相談窓口の例	
	本府省等	地方事務所等
価格交渉・価格転嫁の相談（好事例の紹介、転嫁の考え方、参考情報の提供など）	国（地方経済産業局）、地方公共団体（産業振興センター等）	
	価格転嫁サポート窓口（全国47都道府県に設置しているよろず支援拠点に設置）	
	下請かけこみ寺	
	商工会議所・商工会	
労務費指針の記載内容に関する質問	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	
独占禁止法上の優越的地位の濫用の考え方についての相談※4	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	取引課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
下請代金法上の買いたたきの考え方についての相談※5	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	下請課又は内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
	中小企業庁事業環境部取引課	経済産業省の地方経済産業局又は内閣府沖縄総合事務局経済産業部

※4 各窓口の電話番号は、https://www.jftc.go.jp/soudan/soudan/yuetsutekichii.html 参照。
※5 各窓口の電話番号は、https://tekitorisupport.go.jp/inquiry/ 参照。

３．３　発注者・受注者の双方に求められる取組

労務費の適切な価格転嫁のため自動車整備業における発注者・受注者の双方が採るべき行動/求められる行動を次のとおり示す。

① 定期的なコミュニケーション

多くの場合、発注者の方が取引上の立場が強く、受注者からはコストの中でも労務費は特に価格転嫁を言い出しにくい状況にあることを踏まえると、日頃から、些細な話でも気軽に相談できる関係を築けていなければ、受注者の置かれている環境の変化などに適時適切な対応が行えず、対応が後手に回るといった弊害が生じることも考えられることから、発注者及び受注者の双方が定期的なコミュニケーションをとれるよう、次の取組を推進する。

〇発注者としては、毎年３月と９月の価格交渉促進月間やこれまでに行ってきた定期的な会合を利用して、発注者及び受注者との間で定期的にコミュニケーションをとるスキームを用意し、受注者が置かれている状況等を日頃から把握するように努める。

〇受注者としても、日頃から積極的に発注者とコミュニケーションをとり、価格転嫁のことを含めて何でも相談もしやすい関係を構築するよう努める。

② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉を行う都度、協議内容を記録し、発注者・受注者双方が確認して残すことは、双方の認識のズレを解消し、トラブルの未然防止に役立つため、発注者・受注者双方は価格交渉の記録の作成及び保管の取組を推進する。

（参考）

自動車整備事業者を対象としたアンケート調査で、発注者と価格交渉を行った 81 事業者における価格交渉を行った結果の記録方法は「口頭で確認するのみで記録等は取っていない」が 42 事業者（51.9%）と最も多く、「自社が書面に記録している」は 29 事業者（35.8%）、「発注者が書面に記録している」は 8 事業者（9.9%）であった。

価格交渉を行った結果の発注者との共有方法は「自社から発注者に記録を共有している」と回答した事業者は 19 事業者（23.5%）となっており、「自社の記録はあるが発注者とは共有していない」と回答した事業者が 9 事業者（11.1%）あった。「発注者から自社に記録が共有されている」は 8 事業者（9.9%）であった。

３．４　業界団体に求められる取組

自主行動計画の実効性を確保するため、次の取組を推進する。

① 教育・人材育成の推進

傘下団体・事業者が人材育成等を通じて業務規程、業務マニュアル、社内ルール等の整備・見直しを適切に実施できるようにするため、適正取引に関する講座や研修を実施する体制の整備に努める。

② 普及啓発活動

自動車整備業における適正取引の促進に向けて、業界団体および傘下団体・事業者、関係業界が連携して普及啓発に取り組むことが重要であるため、セミナーの開催やホームページを通じ、傘下団体・事業者に対して自主行動計画や関係法令、労務費指針等の周知を行うとともに、必要に応じて発注者を含む関係業界へ適正取引に向けた取組等を周知する。

③ 定期的なフォローアップの実施

自主行動計画が着実に浸透するよう、レバーレート等の実態を把握するための定期的な情報収集、国等が実施する調査の結果の活用等により傘下団体・事業者の取組についてフォローアップを行う。

４．結び

各関係団体は国からの指導に基づき自主行動計画を策定後、傘下団体・事業者の取組状況のフォローアップ結果を踏まえ、例えば相談窓口を設ける等、労務費の価格転嫁を促進するための更なる取組を検討し、この行動計画を改訂していくことが重要である。

また、本ガイドラインは事業者間の取引を対象としているが、自動車整備業においては、一般個人自動車ユーザーとの取引が多数であり、賃上げを適切に達成するためにはその取引においても労務費の価格転嫁を図る必要がある。よって国土交通省、関係団体において、労務費の価格転嫁の重要性について必要に応じて一般個人自動車ユーザーに対しても周知を行っていくことが重要である。

(2) 車両ECUから読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて（周知依頼）

事　務　連　絡
令和６年５月 23 日

（一社）日本自動車整備振興会連合会　御中

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

車両 ECU から読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて（周知依頼）

平素より自動車技術行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）では、車両に検査用スキャンツールを接続し、（独）自動車技術総合機構が管理する OBD 検査システムと通信することにより合否判定を行いますが、この際、車両 ECU に記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定 DTC 照会アプリ」の画面上に自動表示されます。（参考図参照）

この車両 ECU から読み出される車台番号等の情報は、自動車製作者等が車両 ECU に記録しているものであり、原則、OBD 検査対象車両の自動車検査証（車検証）に記載された車台番号と一致しますが、ごく稀に車台番号と異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在します。

この点を含め、車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と OBD 検査（OBD 確認含む）との関係性等を下記のとおり示しますので、貴会におかれましては、傘下会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１．車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と車検証に記載された車台番号との関係

OBD 検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両 ECU に記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。

ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

２．車両 ECU に記録されている車台番号等の情報と OBD 検査の関係

車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD 検査の合否には影響はない。

車検証に記載されている車台番号を真とし OBD 検査又は OBD 確認を行うこと。

３．車検証に記載された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しない車両の検査場における取扱い

認証工場において OBD 確認を行った車両については、原則、検査場における OBD 検査を省略することとしているが、OBD 確認時に車検証に基づき入力された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しなかった車両については、これに拘わらず、念のため、検査場における OBD 検査を実施する。

（参考）「特定 DTC 照会アプリ」の画面に表示される車両 ECU から読み出された車台番号等の情報の例

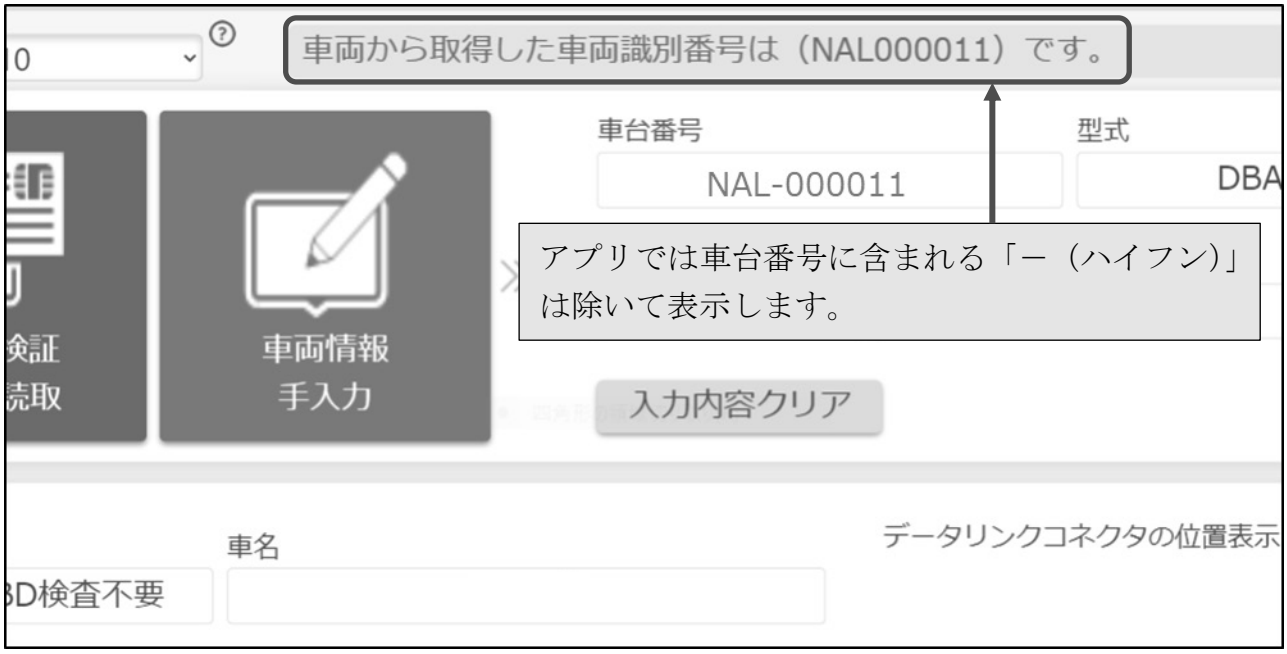

(3) Microsoft社によるWindows10のサポート終了について（周知依頼）

事　務　連　絡
令和６年６月３日

（一社）日本自動車整備振興会連合会　御中

国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

Microsoft 社による Windows10 のサポート終了について（周知依頼）

平素より自動車技術行政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）については、（独）自動車技術総合機構が提供する OBD 検査システムを用いて OBD 検査を実施いただくこととなります。その際、当該システムの一つである特定 DTC 照会アプリの動作環境については、現状、Windows10 及び Windows11 において保証されているところです。

一方、Microsoft 社は、令和７年 10 月 14 日をもって Windows10 のサポートを終了する旨を発表しています。（独）自動車技術総合機構では、当該サポート終了日をもって、ただちに Windows10 を搭載した端末への「特定 DTC 照会アプリ」の配布を停止することはしないものの動作保証はできず、Microsoft 社による改修内容によっては、その影響を受けて、これらの端末で「特定 DTC 照会アプリ」等を使用できなくなる可能性があります。

つきましては、Windows10 のサポート終了日以降も OBD 検査の実施体制に影響が生じないよう、貴会におかれては、下記の点について傘下会員へ周知いただくとともに、貴会広報誌等にも掲載いただく等、幅広い周知へのご協力をよろしくお願いいたします。

記

１．OBD 検査（OBD 確認）に Windows10 を搭載した端末を使用している場合、令和７年(2025 年)10 月 14 日までに OS を Windows11 へアップデートすることを推奨します。
　※　Microsoft 社は、Windows10 から Windows11 への無償アップデートを実施中（令和６年５月現在）

２．新たに、OBD 検査用の端末を購入する場合には、OS が Windows11 であることを確認してください。

以上

(4) マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知の御協力のお願いについて（依頼）

令和６年６月６日

各関連団体・関連民間事業者　御中

国 土 交 通 省
物流・自動車局
自動車整備課長

マイナンバーカード活用等に向けた
積極的な周知の御協力のお願いについて
（依頼）

平素より国土交通行政、とりわけ自動車行政にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

マイナンバーカードの取得等の促進については、全業所管官庁を通じて関係業界団体等に対する要請を行ってきているところですが、マイナンバーカードの有効申請枚数が１億枚を超え（2024 年 3 月 31 日現在）、今後はカードの利便性が求められるところ、以下の点について、是非、更なるマイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

１．マイナンバーカードの機能等について

（１）マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行します。

【本年１２月２日から健康保険証の新規発行は終了します】

現行の健康保険証について、本年 12 月２日から新規発行が終了し、マイナンバーカードの健康保険証利用を基本とする仕組みに移行することとしています。同時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から最長１年間（※）使用することができます。

※有効期限が 2025（令和７）年 12 月１日より前に切れる場合はその有効期限まで。

また、本年 12 月２日以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付される予定です。

「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

【マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください】

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで「医療費を節約できる」「より良い医療を受けることができる」、「急にかかった医療機関でも普段飲んでいるお薬の履歴や受けている治療を基に受診することができる」、「手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払を免除（高額療養費制度）」などのメリットがあります。医療機関等を受診する際は、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用ください。

【簡単にマイナンバーカードを健康保険証としてご利用できます】

マイナンバーカードの健康保険証利用登録は、マイナンバーカードを取得した後に、以下３つのいずれかの方法でお申し込みができます。

① 医療機関・薬局の窓口に設置されている顔認証付きカードリーダーを利用して健康保険証の利用登録をしていただく、
② マイナポータルにログインし、「マイナンバーカードの健康保険証利用申込」から利用登録をしていただく、
③ セブン銀行の ATM で健康保険証の利用登録をしていただく、

ことにより、マイナンバーカードを健康保険証としてご利用いただくことが可能です。

※マイナンバーカードの健康保険証利用の医療機関や薬局での使い方についての動画・リーフレットを公開しています。

【動画】マイナンバーカードは医療にも活用できます！篇（30 秒）(youtube.com)

URL:https://www.youtube.com/watch?v=Z9VcK4Rkqvg

【リーフレット】 https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

登録はこちらから
（マイナポータル）
iPhone　Android

【マイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合にはご連絡ください】

なお、一部の例外を除いて、全ての医療機関・薬局において顔認証付きカードリーダーを設置し、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにすることが義務化されています。そのため医療機関・薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用できなかった場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。デジタル庁から厚生労働省に情報を提供し、厚生労働省において事実関係の確認を実施します。

【マイナンバーカードを携帯しましょう】

本年 12 月２日から、現行の健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みへ移行します。外出の際もマイナンバーカードの携帯をお願いします。

（２）マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

2024 年５月 27 日から、マイナンバーカードの国外利用が始まりました。

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で国外転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口に提出して海外継続利用の手続を行うことで、手続終了後にお返ししたマイナンバーカードを、引き続き海外でもご利用いただけます。

また、海外から国外転出者向けマイナンバーカードの交付申請ができるようになりました。なお、マイナンバーカードを利用して行う国内の各種サービスの中には、海外から利用できないサービスもあります。

（３）公金受取口座の登録ができます。

公金受取口座登録制度※1、2は、国民の皆様に１人１口座、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。これにより年金、児童手当など、幅広い給付金申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となるほか、行政機関の書類確認が省略でき、緊急時の給付金などを迅速に受け取ることができます※3。

登録は
こちらから

※１　公金受取口座登録制度の詳細は、デジタル庁 HP をご確認ください。
デジタル庁 HP「公金受取口座登録制度」
（https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/）
※２　今後（令和６年度末頃）は、パソコン等に不慣れな方にも登録をしていただけるよう、金融機関からも登録できるようになる予定です。
※３　口座の登録をもって、給付金の申請が完了するわけではございません。
別途申請などが必要になります。

＜ご参考＞預貯金口座付番制度とは異なる制度です

公金受取口座登録制度は、給付金等の受取のためのご本人名義の口座を、国（デジタル庁）に登録していただく制度であり、任意で預貯金者が金融機関にマイナンバーを届け出ることで、預貯金口座にマイナンバーを付番することができる「預貯金口座付番制度」とは異なる制度です。

預貯金口座付番制度については、デジタル庁 HP に Q&A を掲載しておりますので、よろしければこちら（https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_faq_09）もご参照ください。

（４）スマホ用電子証明書搭載サービスが始まっています。

2023 年５月 11 日から、Android 端末において、スマホ用電子証明書搭載サービスが始まりました。

マイナンバーカードをお持ちの方を対象に、マイナンバーカードと同等の機能（署名用及び利用者証明用の電子証明書）を持った、スマートフォン用の電子証明書の搭載サービスです。これによりマイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマートフォンだけで、様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込ができるようになります。また、４桁の暗証番号に代わり、スマートフォン本体の生体認証機能を活用することも可能です。（機種により、利用できない場合があります。）

本サービスのリーフレット（別添）については、紙媒体も用意しておりますので、関係業界団体等にお配りいただけますと幸いです。紙媒体をご希望の場合、リーフレットの希望数をデジタル庁広報戦略チームまでご連絡ください。

（５）最新の利用者情報（基本４情報）提供サービスが始まっています。

2023 年５月 16 日から、最新の利用者（基本４情報）提供サービスが始まりました。

公的個人認証サービスを用いて事前に本人から同意を受けている前提で、顧客の最新の基本４情報（住所、氏名、生年月日及び性別）を J-LIS（地方公共団体情報システム機構）にいつでもオンラインで照会できるようになるサービスです。これにより、例えば金融機関等では、顧客の住所変更等をすぐに確認できるようになります。今後は、既存の顧客からの同意をスムーズに得ることができるよう、定期的なお知らせの郵便などから、マイナポータルにアクセスして同意が取得出来るような、QR コードを使ったような仕組みも検討していきます。

（６）マイナンバーカードを身分証明書としてご活用ください。

国民の皆様の利便性の観点からも、行政手続きや、所管業界における民間サービス

において、積極的にマイナンバーカードが身分証明書として活用されるよう取り組みをお願いします。

具体的には、マイナンバーカードが本人確認書類として位置付けられていないものがないか確認をして、本人確認書類として利用できるよう確実に位置づけていただきたいと思います。

また、住民票の写しの提出が求められるという場合には、情報連携あるいはマイナンバーカードの提示により提出を不要とするような対応をお願いします。

２．会員事業者への要請・周知について

貴団体におかれましては、（１）のとおり、会員事業者に対して、マイナンバーカード活用等に向けた積極的な周知について要請していただきますとともに、（２）の別添資料等について情報提供いただきますようお願い申し上げます。

（１）要請文の発出について

① 会員事業者への呼びかけに係る通知のひな形（別添）をご活用下さい。なお、貴団体の実態を踏まえ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。通知の発出は、可能な限り速やかに実施していただければ幸いでございます。

（２）関連資料の送付

（１）の要請文の発出と併せて、次の関連資料を会員事業者に御提供いただき、マイナンバーカードの活用に向けた積極的な周知にご活用下さい。

・資料１_マイナンバーカードを健康保険証として使うには
・資料２_マイナンバーカードをご利用ください
・資料３_海外でもマイナンバーカードが作れます
・資料４_本人口座登録のお願い
・資料５_スマホ用電子証明書搭載サービス
・資料６_公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（４情報）提供サービス

また、このほかにも既存のリーフレット及びチラシにつきましては、以下のデジタル庁ウェブサイトにも掲載しておりますので、是非ダウンロードの上、メールでのご周知やイントラネットへの掲載に御利用ください。

デジタル庁ウェブサイト
ホーム ＞ 政策 ＞ マイナンバー（個人番号）制度・マイナンバーカード
＞ ロゴ、リーフレット等 ＞ 広報資料
広報資料｜デジタル庁（digital.go.jp）
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_resources/

資料１

マイナンバーカードを健康保険証として使うには

1 読み取り

マイナンバーカードをカードリーダーに入れてください

※カードリーダーには複数の種類があります

2 本人確認

顔認証または暗証番号のどちらかを選んでください

顔認証の場合

画面の枠に顔が収まるようにすると自動的に撮影されます。

または

暗証番号の場合

カード申請時に設定した4桁の暗証番号を入力します。

3 同意取得

医師・薬剤師に提供する情報を選んでください

①過去の診療/薬剤情報

過去の診療、処方された薬の情報を医師・薬剤師に提供します。

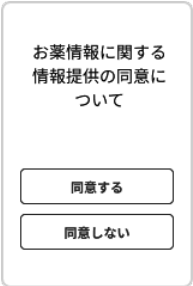

②特定健診情報

メタボ健診（40～74歳）や高齢者健診（75歳以上）の結果を提供します。

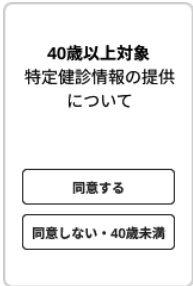

4 受付完了

受付が完了します。カードをカードリーダーからお取りください

高額療養費制度※をご利用される方は、カードを取らずに限度額情報を「提供する」を押してください。窓口で限度額以上の支払いが不要になります。

※高額療養費制度について詳しくは裏面をご覧ください

マイナ保険証を使うとどんな良いことがあるの?

メリット1 より良い医療を受けることができます

医療機関・薬局を受診した際に、診療/薬剤の情報や特定健診等の結果の提供に同意すると、医師や薬剤師からご自身の情報に基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した適切な処方を受けることができます。

メリット2 窓口で限度額以上の支払いが不要になります（高額療養費制度）

高額な医療費が発生する場合でも、マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、医療機関の窓口で高額な医療費を一時的に自己負担したり、書類申請手続きをする必要がなくなります。

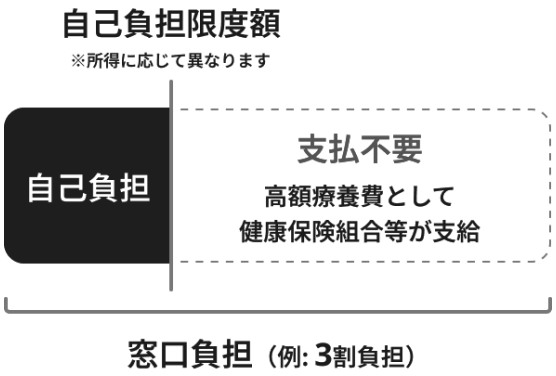

メリット3 引越や、就職・転職の後もそのまま健康保険証として使えます

転職や転居等による健康保険証の切り替え更新が不要です。
※新しい保険者へ加入の場合は手続が必要です。

マイナンバーカードを安心してお使いいただくために

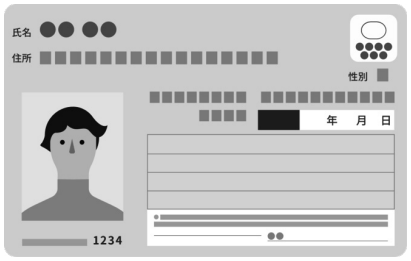

マイナンバーが他人に見られたとしても、他人が本人になりすまして手続きを行うことはできません。個人情報の保護には十分な安全対策が講じられていますので、安心して利用できます。

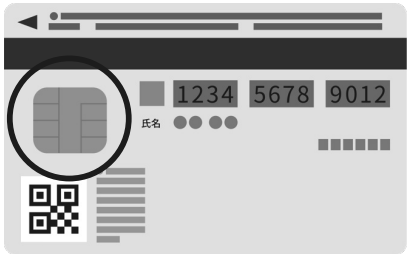

マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合においても、カードおよびICチップに個人情報・医療情報は含まれません。そのため、キャッシュカードのように持ち歩いても問題はありませんが、暗証番号は別で管理をしてください。また紛失した場合は、速やかに下記フリーダイヤルにお電話いただき、一時停止手続きをしてください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178** ［平日］9時30分から20時00分まで ［土日祝］9時30分から17時30分まで（年末年始を除く）

（令和6年6月時点）

資料２

⚠ご注意ください！

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※12月2日時点で有効な保険証は最大1年間有効です

とってもカンタン！

医療機関等を受診の際は マイナンバーカード をご利用ください

1 受　付

マイナンバーカードを カードリーダーに 置いてください。

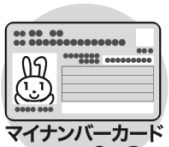

マイナンバーカード

カードリーダーで **マイナンバーカード**を **保険証**として**登録** できます！

2 本人確認

顔認証または 4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

or

暗証番号

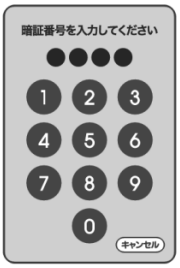

3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。

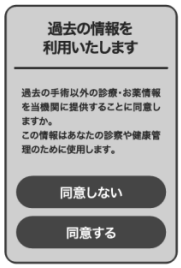

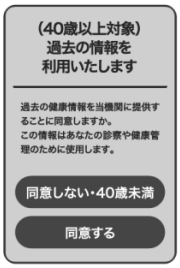

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

マイナンバーカードを保険証として利用するための登録がまだの方は、以下２つの準備をお願いします。

STEP1. マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
② 郵便による申請
③ まちなかの
証明写真機からの申請

STEP2. マイナンバーカードを保険証として登録

■利用登録の方法

① 医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う
② 「マイナポータル」から行う
③ セブン銀行ATMから行う

マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を節約できる

現行の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を
医療機関・薬局で20円（医療機関の再診では10円）、節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を　超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く） 平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

よくあるご質問

Q だれがマイナンバーカードを作れるの？

A 2015年10月5日以降に一度でも日本国内に住民登録されたことのある日本国籍者で、現在日本国内に住民登録のない国外転出者です。

Q 以前に返納して還付されたマイナンバーカードは再度利用できるの？

A 返納したマイナンバーカードは再度有効化することは出来ませんので、改めて申請をしてください。

Q 海外で取得したマイナンバーカードは帰国しても日本で使えるの？

A 日本国内の市町村に転入届とあわせてマイナンバーカードの記載事項変更の申出を行うことで国内でも引き続き利用できることになります。

Q 在外公館への在留届の提出は不要になるの？

A 在留届は引き続き管轄の在外公館に提出が必要です。

在留届については ▼

在留届 で検索することも可能です。

マイナンバーカードには国外の住所は書かれません。

お問い合わせ

カードに関するご質問・詳しい情報

国外転出者向けマイナンバーカードホームページ

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/

カード紛失時のご連絡（24時間対応）

03-6734-0170（マイナ）

海外からのマイナンバーカード申請方法

❶ 申請

方法❶ 在外公館・市町村の窓口で提出

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って窓口に提出。在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村のいずれでも提出できます。

方法❷ 本籍地市町村に郵送

申請書類に必要事項を記入し、顔写真を貼って郵送。

交付申請書のダウンロード先

交付申請書については、下記のURLまたは、QRコードから入手することができます。

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/format/

❷ 受取

① メールが届く

概ね2ヶ月ほどで交付準備ができた旨の連絡がメールで届きます。

② 受取場所へ行く

交付申請書に記載した受取場所に、受け取りに必要な本人確認書類等をお持ちになり、案内された期限までに交付場所に本人がお越しください。受取場所は、在外公館、本籍地市町村、一時帰国先の市町村の中から選ぶことができます。

令和6年5月作成

資料３

海外でも マイナンバーカードが作れます

2024年 5/27から

マイナンバーカード 国外利用が始まります！

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

デジタル庁　総務省　外務省 Ministry of Foreign Affairs of Japan

交付申請書・暗証番号設定依頼書の記入の際の注意点

〔 交付申請書 〕

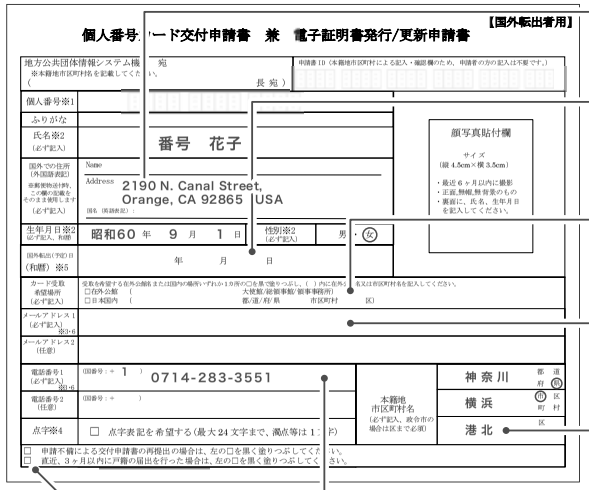

国外での住所を英数字で記入してください。

国外に転出する際に、住所地市町村に届け出た転出届に記載した転出予定日を記入してください。

カードの受取場所を記載してください。

メールアドレスや電話番号は、市町村や在外公館からのご連絡に使用しますので、交付時まで連絡の付く連絡先をご記載ください。

政令指定都市の場合は区までご記載ください。

日本国内から連絡する可能性がありますので、電話番号は国番号から記載してください。

直近（3ヶ月以内）に戸籍の届出を行った場合は、□を黒く塗りつぶしてください。

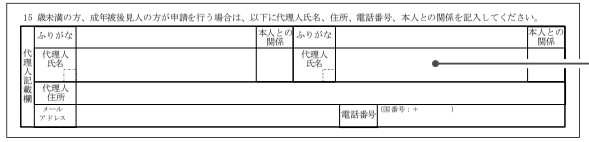

カードの受取に同行する可能性がある法定代理人が２名いる場合は、両名について記載してください。

〔 暗証番号設定依頼書 〕

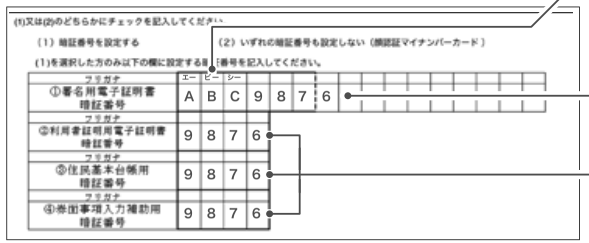

「l（小文字エル）」と「１（数字のいち）」などの読み間違いを防ぐために、振り仮名をご記入ください。

【署名用電子証明書の暗証番号】
英大文字と数字の両方を使い６文字以上16文字以内

【利用者証明用電子証明書、住民基本台帳用、券面事項入力補助用の暗証番号】
数字４桁（3つの暗証番号は共通にすることが可能です。）

申請写真のチェックポイント

サイズ
（縦4.5cm×横3.5cm）

- 最近6ヶ月以内に撮影
- 正面、無帽、無背景のもの
- 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

- 顔が横向きのもの
- 無背景でないもの
- 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- 背景に影のあるもの
- ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 帽子、サングラスをかけ人物を特定できないもの

顔写真のチェックポイントに関するページはこちら

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/photo/

受け取りに必要な本人確認書類

◉ **在外公館で受け取る場合** ➡ 旅券（※）等

◉ **市町村で受け取る場合**（次の書類が1点ずつ必要です）

① 旅券（※）　② 通常のマイナンバーカード交付の際に提示が求められる本人確認書類

（※）戸籍上の氏名、生年月日が記載されている有効な旅券に限ります。

受け取りに必要な本人確認書類等に関するページはこちら

https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/

日本国内で使っていたマイナンバーカードをそのまま海外で使う方法は？

海外でもマイナンバーカードを引き続き利用する場合は、出国前に、住所地の市町村で転出届とあわせて、国内で利用しているマイナンバーカードを窓口に提出して海外継続利用の手続を行ってください。

手続終了後にお返ししたマイナンバーカードは、引き続き海外でもご利用できます。

資料４

～デジタル庁からのお願い～

公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！

公金受取口座登録って？

給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。

どうして本人口座だけなの？

給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。

○ 123456789012 マイナちゃんのマイナンバー ／ マイナちゃんの預貯金口座 ― 紐づけ

× 123456789012 マイナちゃんのマイナンバー ／ マイナパパの預貯金口座 ― 紐づけ

登録や変更はどうやってできるの？

マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

用意するもの

- マイナンバーカード
- 本人名義の預貯金口座
- マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
- マイナポータルアプリのインストール

①マイナポータルにログイン

②公金受取口座の登録・変更をクリック

③登録状況等を確認

本人以外の口座が表示されていたり、表示されている口座を変更する場合は「口座情報を変更する」を押してね

詳しくは　公金受取口座　変更　検索　または

※QR コードは㈱デンソーウェーブの商標登録です

デジタル庁

資料５

令和６年３月改訂

スマホ用電子証明書搭載サービス

2023年5月11日より まずはAndroidから！

どういうサービス？

○あなたのマイナンバーカードのICチップに格納されている署名用電子証明書を使って、あなたのスマホに、新たにスマホ用電子証明書を搭載するサービスです。

○マイナンバーカードなしで、スマホだけで、様々なサービスの利用や申込ができるようになります。

※搭載できる
スマホ一覧はこちら

何ができるの？

○これまでマイナンバーカードの電子証明書を使わないと受けられなかったサービスが、順次、あなたのスマホだけで利用できるようになります。

こんなことがあなたのスマホだけでできちゃう！

①マイナポータルの利用

オンライン申請ができる！

子育て支援

引っ越し

確定申告
（2024年度より）

自己情報が閲覧できる！

薬剤・健診情報

母子健康手帳

お知らせが届く！

行政機関からの
お知らせ・各種証明書

②各種民間オンラインサービスの申込・利用（5月11日より順次対応予定）

銀行・証券
口座開設

携帯電話の
契約

キャッシュレス
決済申込

③コンビニ交付サービスの利用（2023年12月開始）

④健康保険証としての利用（今後対応予定）

他にも、順次、さまざまなサービス利用ができるようになります！

お申し込みはカンタン！

STEP 1

お手元に
・マイナンバーカード
・マイナンバーカードの署名用電子証明書のパスワード
（6桁～16桁の英数字）
・マイナンバーカード読取に対応したスマートフォン
をご用意ください。

STEP 2

・あなたのスマホに、マイナポータルアプリをダウンロードし、起動して下さい。

マイナポータルとは？

マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

https://myna.go.jp

STEP 3

・あなたのスマホがスマホ用電子証明書の搭載に対応していた場合、申し込みができる旨が表示されます。画面の指示に従い、お申し込みに進んでください。

※搭載に対応していない場合は表示されません。マイナンバーカードを利用し、マイナポータルはじめ各種サービスをご利用ください。

デジタル庁　総務省

マイナポータルアプリでスマホ用電子証明書を登録している方へ

スマホ用電子証明書の失効手続・一時利用停止のお願い

スマートフォンの利用をやめるときは、ご利用者様ご自身による
スマホ用電子証明書の失効手続または一時利用停止が必要です。

※法律によりご自身で失効手続を行うことが義務付けられています。販売店舗などのスタッフの方が代行することはできません。

マイナポータルアプリから手続

失効手続が必要なとき

スマートフォンを **下取・買取** に出すとき

スマートフォンを **回収・廃棄** してもらうとき

スマートフォンを **修理** に出すとき

失効手続の手順

それまで利用していたスマートフォンで**マイナポータルアプリを開き、失効手続**を行ってください。スマホ用電子証明書が無効になります。

パスワード忘れや端末操作ができない場合はマイナンバー総合フリーダイヤルに対処方法をお問い合わせください

マイナポータルアプリの操作マニュアルはこちら

再度スマホ用電子証明書を利用する場合は、マイナポータルアプリから利用手続を行ってください。

フリーダイヤルに電話で手続

一時利用停止が必要なとき

スマートフォンを **紛失** したとき

スマートフォンが **盗難** にあったとき

一時利用停止の手順

マイナンバー総合フリーダイヤルに連絡し、スマホ用電子証明書の一時利用停止をしてください。
一時的にスマホ用電子証明書が無効になります。
一時利用停止後、スマートフォンが手元に戻ってこない場合には、マイナポータルアプリの操作マニュアルをご参照いただき、失効手続を行ってください。

デジタル庁　総務省

スマホ用電子証明書について不明点がある場合、販売店舗などのスタッフの方では対応できませんので、マイナンバー総合フリーダイヤルへお問い合わせください。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**（マイナンバー）
平日　9:30～20:00
土日祝　9:30～17:30

〈メニュー番号〉一時利用停止について▶❷ ／その他失効手続等のお問合せについて▶❹
スマートフォンの紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

資料６

公的個人認証サービスを利用した最新の利用者情報（4情報）提供サービス

金融機関等が、顧客申し込み等の際に、**公的個人認証サービスを利用**して本人確認を行う場合には、**同意を得ることにより顧客の変更後の住所等※を国の機関（J-LIS）から入手することができる**（※住所、氏名、生年月日、性別の４情報）

サービス活用前

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

1年に1度程度 郵送で 顧客に確認し、顧客情報を最新化する

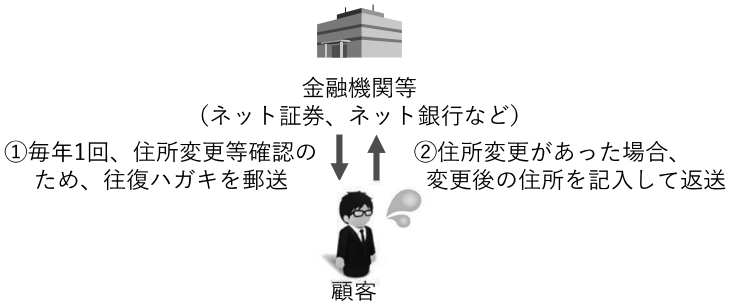

- 顧客の住所等変更のタイミングがすぐにわからない
- 必ず返信が来るとは限らない
- 郵送費がかかる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信が手間

サービス活用後

住所等変更確認のために、金融機関等事業者は

いつでも オンラインで 顧客情報を最新化できる

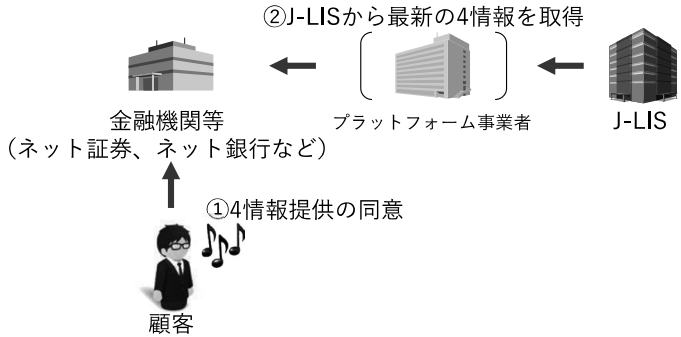

- 金融機関は顧客が住所等変更を行うとすぐにわかる
- いつでも照会できる
- 往復はがきでのやり取りが不要になる
- 顧客は、ハガキへの記入、返信の手間がなくなる

利用者の住所異動から金融機関等が最新の４情報を取得するまでの流れ

- （下図A）顧客が、マイナンバーカードの電子証明書の再発行を行った場合、４情報がJ-LISに連携される
- （下図B）プラットフォーム事業者は、毎日作成されるCRL（失効リスト）をJ-LISから入手可能であり、これを活用することで、金融機関等は、住所等変更がある顧客を把握することが可能となる
- （下図C）金融機関等は、個別に顧客の４情報をプラットフォーム事業者に照会し、J-LISを介して最新の４情報を入手することができる

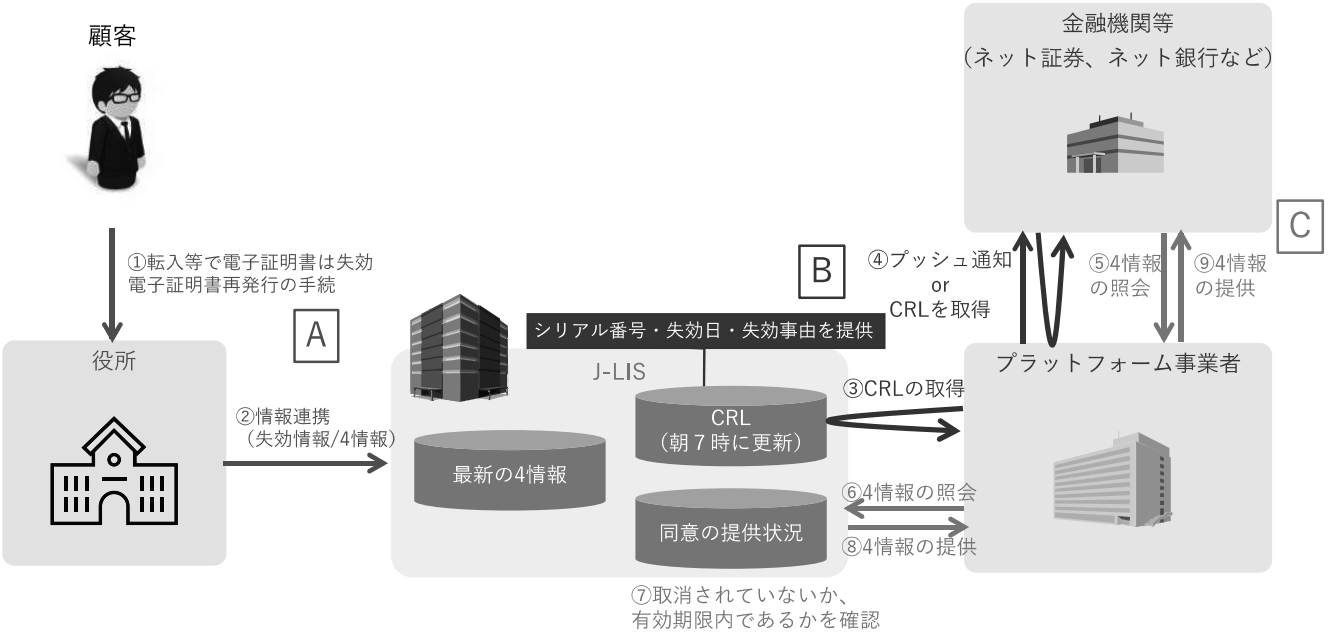

- CRL提供方式とは
  CRL（=Certificate Revocation List）提供方式とは、失効リスト提供方式ともいい、一定の範囲の利用者に係る失効情報を定期的（１日１回等）にまとめて提供する方式

- OCSPレスポンダ方式とは
  OCSP（=Online Certificate Status Protocol）レスポンダ方式とは、特定の電子証明書の照会について、応答用のサーバから当該電子証明書が失効しているかどうか個別に回答する方式（左図⑥⑦⑧の一連の流れ）

(5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第４項第７号の規定に基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）

事　務　連　絡
令和６年６月１２日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検 査 班 長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき国土交通大臣の指定が行われた装置の装着について（注意喚起）

標記について、別添のとおり独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長及び軽自動車検査協会検査部検査企画課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

別添

事　務　連　絡
令和６年６月１２日

独立行政法人自動車技術総合機構検査部検査課長　殿
軽自動車検査協会検査部検査企画課長　殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
検 査 班 長
整備事業班長

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき国土交通大臣が指定した装置の検査について（注意喚起）

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき国土交通大臣が指定した下記の装置（詳細は別紙参照）については、同号の規定に基づき窓ガラスへの装着が認められているところであるが、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び指定自動車整備工場における継続検査の際、当該装置を装着した車両が不適合又は判定不能とされ、トラブルに発展した事案がある旨確認されました。

本事案を踏まえ、同種のトラブルが発生しないよう関係法令等を改めて確認頂き、同種のトラブルが発生しないよう注意徹底をお願いいたします。

なお、別添のとおり、各地方運輸局、沖縄総合事務局及び関係団体に通知したことを申し添えます。

記

国自技第 169 号指定（平成 27 年 2 月 18 日）
衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式　ME530、570、C2-270
国自基第 48 号指定（令和 5 年 6 月 13 日）
衝突防止警報補助装置「モービルアイ」型式　ME580

別 紙

衝突防止警報補助装置「モービルアイ」

１．正面ガラスの上側、もしくは下側に貼付物（カメラユニット）あり。

２．装置の形状と貼付物管理ステッカーは以下のとおり。（完成検査証書面でも確認可能。）

「国自技第 169 号平成 27 年 2 月 18 日」で指定された装置

「国自基第 48 号令和 5 年 6 月 13 日」で指定された装置

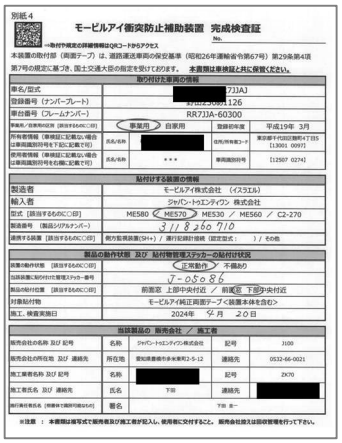

別紙4

モービルアイ衝突防止補助装置　完成検査証

No.

→取付作規定の詳細情報はQRコードからアクセス

本装置の取付部（両面テープ）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。　本書類は車検証と共に保管ください。

取付けた車両の情報			
車名/型式	[redacted]7JJA]		
登録番号（ナンバープレート）	[redacted]126		
車台番号（フレームナンバー）	RR7JJA-60300		
事業用／自家用の区別［該当するものに○印］	事業用　自家用	登録初年度	平成19年 3月
所有者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を下記に記載で可）	氏名/名称 [redacted]	住所/所有者コード	東京都千代田区麹町4丁目5 [13001 009Y]
使用者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を右側に記載で可）	氏名/名称 ***	車両識別符号	[12507 0274]

貼付する装置の情報	
製造者	モービルアイ株式会社　（イスラエル）
輸入者	ジャパン・トエンディウン 株式会社
型式［該当するものに○印］	ME580　ME570　ME530 ／ ME560 ／ C2-270
製造番号（製品シリアルナンバー）	3118260710
連携する装置［該当するものに○印］	側方監視装置(9+) ／ 運行記録計接続（固定型式：　）／ その他

製品の動作状態 及び 貼付物管理ステッカーの貼付け状況	
装置の動作状態［該当するものに○印］	正常動作　不備あり
当該装置に貼付けた管理ステッカー番号	J-05086
製品の貼付け位置［該当するものに○印］	前面窓 上部中央付近 ／ 前面窓 下部中央付近
対象貼付物	モービルアイ純正両面テープ＜装置本体を含む＞
施工、検査実施日	2024年　5月　20日

当該製品の 販売会社 ／ 施工者				
販売会社の名称 及び 記号	名称	ジャパン・トエンディウン株式会社	記号	J100
販売会社の所在地 及び 連絡先	所在地	東京都豊島区小金井東町2-5-12	連絡先	0532-66-0021
施工業者名称 及び 記号	名称 [redacted]		記号	ZK70
施工者氏名 及び 連絡先	氏名	下田	連絡先	[redacted]
施行者氏名（根拠後で国際印鑑なれば）	署名	下田 吉一		

※注意 ： 本書類は様写式で販売者及び施工者が記入し、使用者に交付すること。 販売会社及び施工は保存期間を行って下さい。

完成検査証書面

別紙１

国自技第１６９号の４
平成２７年２月１８日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省自動車局技術政策課長

自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記について、別添のとおり国土交通大臣の指定が行われたので通知すると共に今後遺漏なきよう取り扱われるよう通知します。

国自技第１６９号
平成２７年２月１８日

ジャパントゥエンティワン株式会社
代表取締役社長　加藤　充　殿

国土交通省自動車局長　田端　浩

自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第２９条第４項第７号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。
また、別添のとおり確認方法を規定しましたので、今後当該装置について遺漏無きよう取り扱われたい。

記

１．指定物件
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに、大型特殊自動車の後付け用衝突防止警報補助装置の画像取得カメラその他当該カメラ付属物
２．貼付位置
車両中心線を含む鉛直面より左右250mm以内の前面ガラスの範囲であって、前面ガラスの上端から実全長の30パーセントまでの位置又は、前面ガラス下端より実全長の300mmまでの位置（詳細は別紙１及び別紙３のとおり）に装着
３．貼付期間
貼付をしたときより、当該車両が抹消登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第15条、第15条の２又は第16条で定める抹消登録）が申請されるまでの期間
４．貼付する装置
別紙２及び別紙２－２のとおり
５．管理要領
別紙３及び別紙４のとおり

別　添

各　　位

国自技第 169 号で指定された装置の確認方法について

標記について、指定された装置が貼付された窓ガラスの保安基準第 29 条第 4 項への適合性に関する確認方法を下記にまとめたので、参考とされたい。

なお、当該取扱いは国自技第 169 号で指定された装置のみを対象とするものであり、当該指定を受けていない類似の装置にまで適用されるものではない点、念のため申し添える。

記

次の１．又は２．のいずれかに該当する場合、保安基準第 29 条第 4 項に適合しているものと取り扱うこととして差し支えない。

１．保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合

本装置は、細目告示第 195 条第 5 項第 2 号中「道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ」に該当することから、貼付位置に関する同号の要件を満たす場合、保安基準第 29 条第 4 項に適合するものと取り扱うことができる。

この場合において、「道路及び交通状況に係る情報の入手のためのカメラ」への該当性の確認は、類似する他のカメラ（例：ドライブレコーダのカメラ）と同様に行えば十分であり、本装置の貼付物管理ステッカー等の照合まで行う必要はない。

２．保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱えない場合

以下のとおり、本大臣指定を受けた装置であることを確認するとともに、指定に係る範囲に貼付されていることを確認するものとする。

（１）大臣指定（国自技第 169 号）を受けた装置であることの確認

貼付されている装置が、次の全てに該当することを確認する。

① 装置本体後面（車室側）にモービルアイ社の鋳出し（ロゴ）があること。（下図）

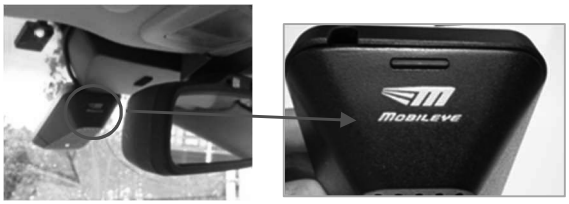

■A タイプ　　寸法縦 10 ㎜×横 23 ㎜

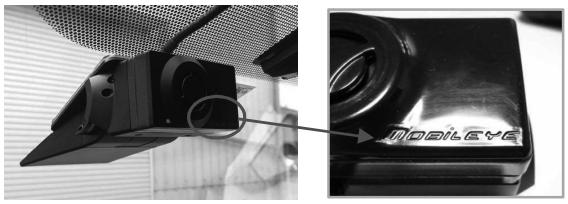

■B タイプ　　寸法縦 3 ㎜×横 23 ㎜

② 装置本体に別紙 4-1 に定める「貼付物管理ステッカー」が貼付されていること。（ただし、ステッカーに記入された情報の真正さまで確認する必要はない。）（下図）

③ 装置は別紙 2 及び別紙 2-2 にある形状であること。

（2）貼付位置の確認

以下のいずれかに定める位置に貼付されていることを確認する。

① 前面ガラスの上部に装置が貼付されている場合

車両中心線を含む鉛直面より左右 250mm 以内の前面ガラスの範囲であって、前面ガラスの上縁から実長の 30 パーセントまでの位置に装置が貼付されていること。

② 前面ガラスの下部に装置が貼付されているものの貼付位置

車両中心線を含む鉛直面より左右 250mm 以内の前面ガラスの範囲であって、前面ガラスの下縁から実長の 300mm までの位置に装置が貼付されていること。

前面窓ガラスに指定貼付物でカメラユニット取り付ける位置について

A．前面窓ガラスの上部に貼付の場合

（１）装置全体が車両中心線を含む鉛直面より左右250mm以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近いこと。
（２）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことがでない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（３）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない）
（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。
（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
（５）実長の20%若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

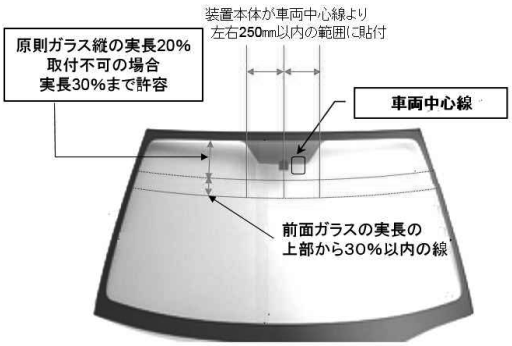

乗用車の前面ガラスの例

B．前面窓ガラスの下部に貼付の場合

（１）装置全体が車両中心線を含む鉛直面より左右250mm以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近いこと。
（２）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことがでない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（３）を満たす可能な限り下部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない）
（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。
（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
（５）下端から150㎜若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

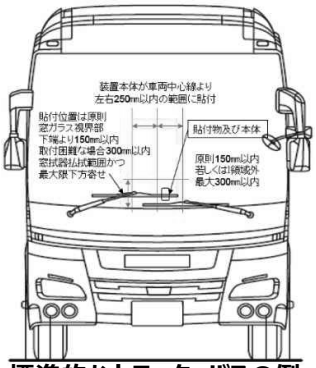

標準的なトラック・バスの例

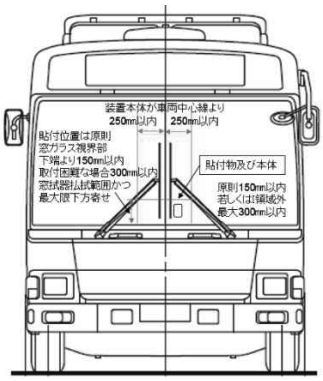

対向式ワイパーのトラック・バスの例

C．貼付物管理ステッカー

指定された貼付物の管理のため、装置本体に右記の管理証票が貼られています。
（１）指定された方法で貼付され保安基準に適合する場合に交付されます。
（２）車台番号と製品製造番号が合致しない場合は保安基準に適合しない可能性があります。
（３）装置の積み替えや交換、前面ガラスの交換で装置の交換があった場合には、管理証票も張り替える必要があります。

※車両毎に、施工後の「完成検査証」も搭載しておりますので併せてご確認ください。

貼付物管理ステッカーの様式

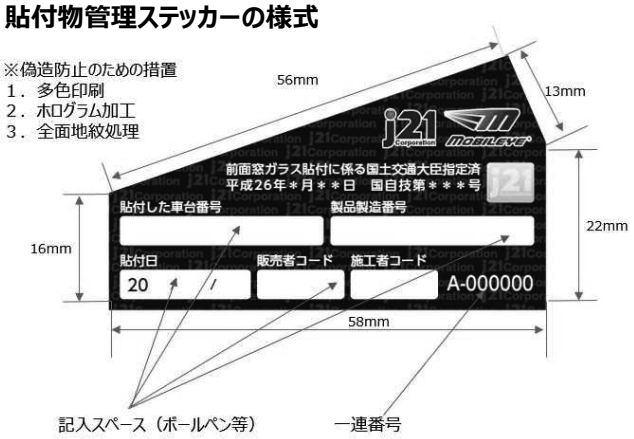

別紙２

貼付物の様式　（Aタイプ･型式：ME５××式）

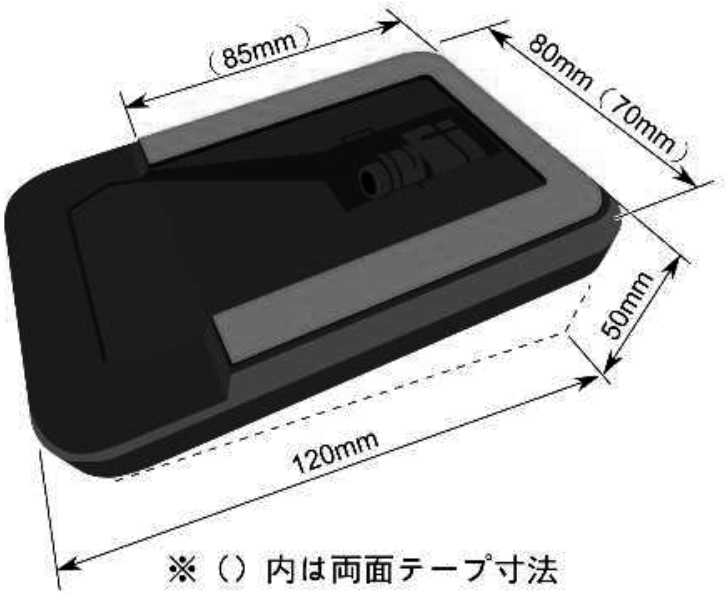

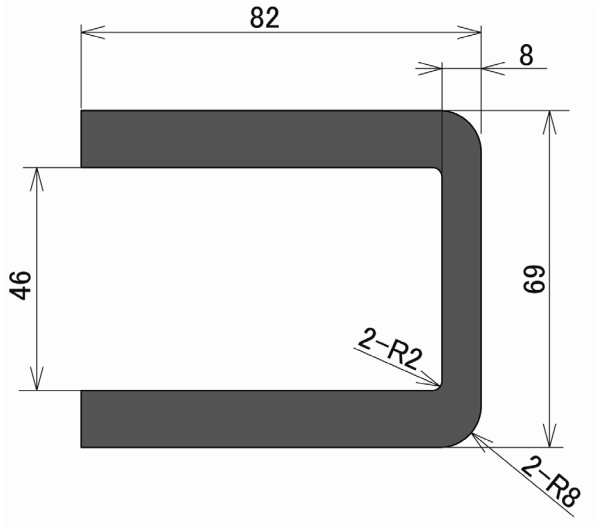

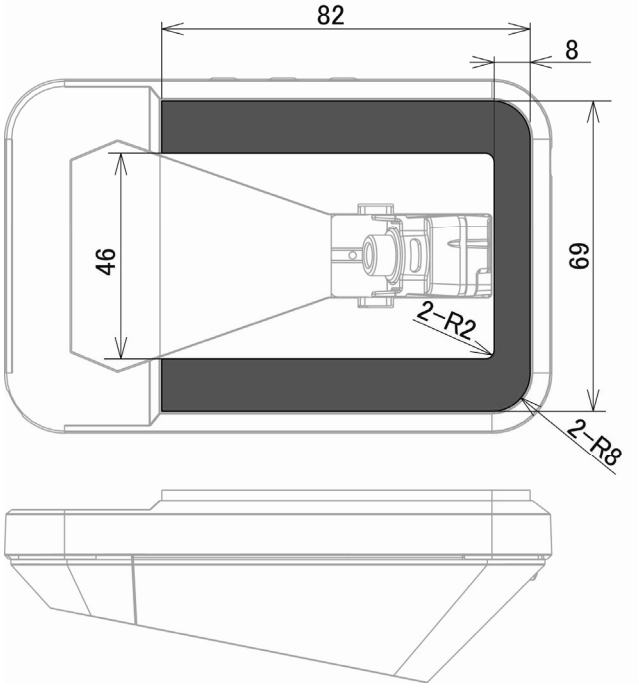

仕様：モービルアイ社純正品
　　両面テープ米国３M社ガラス貼付対応・厚み３mm（誤差±５mm）

貼付物の様式　（Bタイプ・型式：C2-270式）

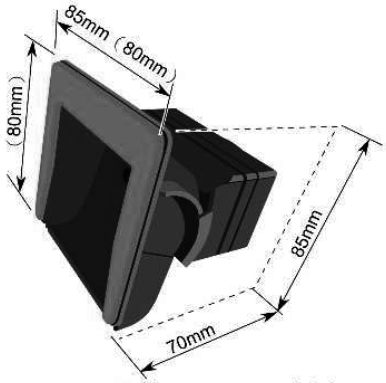

※（）内は両面テープ寸法

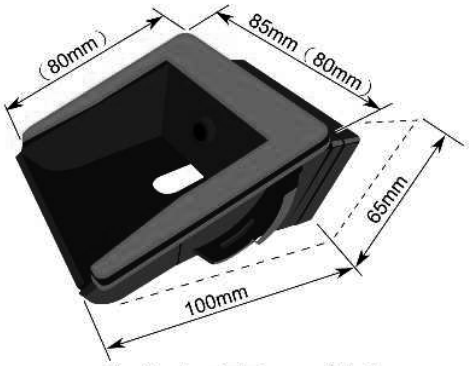

※（）内は両面テープ寸法

乗用車等窓ガラス角度が寝ている場合の取付具を追加したもの

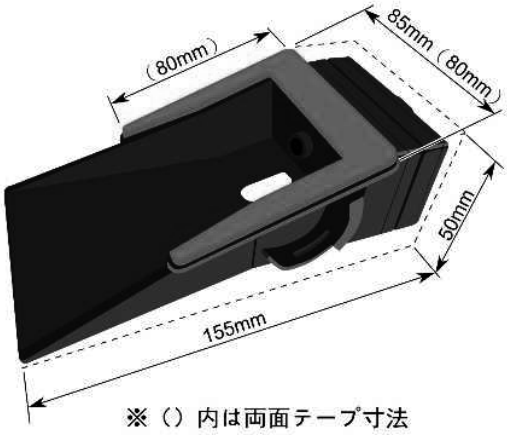

※（）内は両面テープ寸法

貼付位置によって取付角度可変式

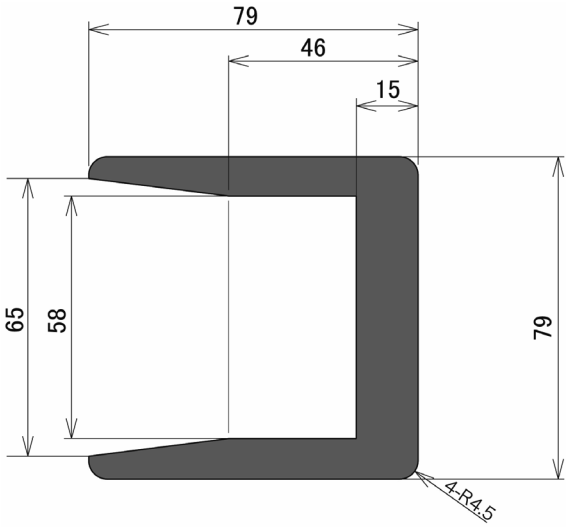

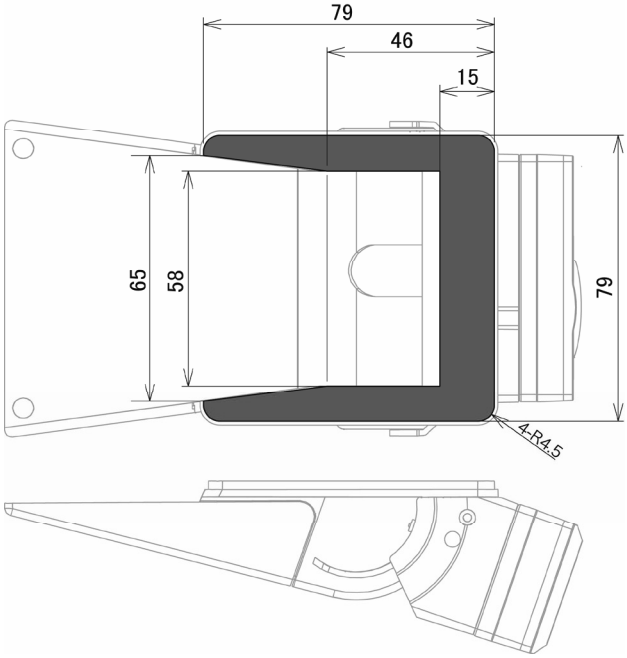

仕様：モービルアイ社純正品
　　両面テープ　米国３M社ガラス貼付対応　厚み３mm（誤差±５mm）

位置及び期間の管理要領

別紙３

東京都渋谷区恵比寿西1-26-7
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
TEL 03-5456-8534

前面窓ガラスにカメラユニット取り付ける位置と基準について

本車両のフロントガラスに取り付けられた装置は、**モービルアイ社製の衝突防止補助装置（Mobileye C2-270/Mobileye5シリーズ）のカメラユニットを取り付けるために、保安基準の貼付物指定をうけた装置及び両面テープを使用し取り付けたものです。**取付に当たっては以下の注意事項を厳守の上、貼付作業を行ってください。

１．貼付資格者

貼付には、ジャパン21社の実施する「モービルアイ・インストーラー講習」を受講し、認定IDを保有している作業者に限定されます。（装置本体の貼付物管理証票ステッカー・完成検査証に明記されています）

２．貼付作業

貼付作業に当たっては、下記の要領で実施してください。

（１）貼付位置は、次項を厳守して正しい位置に取り付けてください。

（２）貼付時には、貼付け面のガラスを十分清浄し、アルコールなどで十分脱脂し、確実に貼付を行ってください。

３．貼付の位置

運転者の視界を妨げない位置であって、前面窓ガラスの上部もしくは下部に以下の項目を満たすように貼付すること。

※これらの項目を満足することができないものは貼付不可。

Ａ．前面窓ガラスの上部に貼付の場合

（１）装置全体が車両中心線を含む鉛直面より左右250mm以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近いこと。

（２）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（３）を満たし可能な限り上部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）

（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

（５）実長の20%若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

Ｂ．前面窓ガラスの下部に貼付の場合

（１）装置全体が車両中心線を含む鉛直面より左右250mm以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近いこと。

（２）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（３）を満たし可能な限り下部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）

（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

（５）実長の150㎜若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

４．貼付物の管理

（１）装置及び貼付両面テープは、ジャパン21社の純正指定品に限定されます。指定品以外の使用は、道路運送車両の保安基準に適合しませんのでご注意ください。

（２）装置を取り外したり、車両が抹消登録、若しくは廃車された場合には装置と共に両面テープを撤去してください。撤去しない場合道路運送車両の保安基準に適合しません。

（３）装置を指定両面テープで施工した場合、必ず製品同梱の「貼付物管理ステッカー」を記入し、装置本体側面に貼り付けて表示すると同時に、使用者に「完成検査証」を交付してください。
（車台番号、製品の製造番号、施工者コード等の記入が必要です。）

（４）完成検査証の控えは、作業終了後速やかに取付チェックシートと共に当社宛てお送りください。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の貼付物指定を受けております。ただし本指定は事故防止の為の指定であり宣伝等で使用は認めておりません。

車検時の注意事項

１）上記規定に基づいて装置貼付された場合には、貼付物管理証票が装置に装着されており、完成検査証も車両に搭載しております。

２）もし、あきらかに上記基準に適合しない場合や、貼付に疑義がある場合には、証票番号及び車台番号・製品番号で弊社宛てお問い合わせください。不適合の場合には取付者に改修作業を命じます。

３）窓ガラスの交換、本体の交換の際には、再調整が必要ですので取付事業者へお問い合わせください。

衝突警報補助システム「モービルアイ」貼付物管理要綱

１．目的

自動車における新車・使用過程車において、後付する衝突警報補助システム「モービルアイ」を取付けするために前面ガラスに指定された装置及び両面テープ（以下「貼付物」という。）を貼付し、当該装置を取り付ける場合の管理要綱を定め、適切な貼付物管理を実施し、道路交通における事故防止、安全性の向上に寄与することを目的とする。

２．実施要領

貼付物の管理に当たっては、以下の実施要領により施工・管理するものとする。なお、貼付物の国土交通大臣貼付物指定は、道路交通の安全と運転者の事故防止のために指定を受けるものであり、モービルアイ商品の宣伝の目的で、本指定の内容及び指定されたことを宣伝等に使用することはできない。

（１）貼付物とは

モービルアイ社（本社：イスラエル）が製造し、日本におけるマスターデイストリビューターのジャパン・トゥエンティワン株式会社が販売する衝突警報補助システム「モービルアイ」のカメラユニット及び指定された両面テープ（以下貼付物という）を自動車の前面ガラスに貼付するものであって、国土交通大臣の貼付物指定を受けたものを指す。

（２）販売者及び施工者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社（以下「J21」という。）と契約を結んだ販売者と、J21 の取付け者講習を受講し、装置の取付け・調整・取付けに関する本規定及び道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に関する知識を持ち、なおかつモービルアイ社の施工者 ID を持つものを貼付物の施工者とする。

なお、正規販売者及び指定施工者以外は、貼付物での施工は認められない。

（３）販売者及び施工者の責務

販売者及び施工者は、貼付物を使用してモービルアイ装置を取付する場合、本規定及び保安基準を十分理解し、尊守した上で、以下の責務を負わなければならない。

１）施工の方法

施工者は、衝突防止補助システム「モービルアイ」を J21 の指定する部品及び施工方法で施工し、J21 の指定する施工チェックシートに基づき確実な動作を確認しなくてはならない。

２）貼付物の貼付

①貼付物は、装置を窓ガラスの曲面に密着し、十分な貼付強度があり堅牢に固定するため、モービルアイ社の指定する純正両面テープを使用しかつ、貼付物申請で指定を受けた製品に限定する。

②貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

検査対象軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

③貼付物は、車室内の前面ガラスの中央部の上部又は下部であってより運転者の視野の妨げにならない位置に指定した両面テープ 1 枚を使用し装置を貼付するものとし、貼付位置は、装着する装置のカメラ部分が窓拭器の払拭範囲にあり、かつ運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

A．前面ガラスの上部に貼付する場合

（1）貼付物は、車両中心線を含む鉛直面より左右 250mm 以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近い位置に取り付けること。

（2）貼付物は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲であること。（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする。）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 30%以内の範囲であって（3）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・H ゴム等非透過部分は含まない。）

また、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲に貼付装置が（1）～（4）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 21%以上 30%以内に取り付けることはできない。

（3）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

B．前面ガラスの下部に貼付する場合

（1）貼付物は、車両中心線を含む鉛直面より左右 250mm 以内の前面ガラスの範囲であって、支障のない限り中央部に近い位置にこと。

（2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲であること。（道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 300mm 以内の範囲であって（3）を満たす可能な限り下部であること。（遮光塗装・H ゴム等非透過部分は含まない。）

また、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 150 ㎜以内の範囲に貼付装置が（1）～（4）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の 151 ㎜以上 300 ㎜以内に取り付けることはできない。

（3）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

④指定された貼付物以外の貼付は、本規定の規定外となり保安基準に適合しないため禁止する。ただし、従前の道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号に規定されるものは除く。

⑤検査標章の表示に支障が出ないよう注意し、貼付装置を取り付けること。検査標章に重複して貼付装置を貼り付けることはできない。また、貼付装置の取付けのために仕方なく検査標章を剥離する場合には、道路運送車両法施行規則第四十一条の二の２項に規定される再交付手続きを取り、改めて自動車の前面ガラスの内側上部に前方から見易いように貼り付けることによって再表示するものとする。

⑥貼付物の貼付期間は、当該装置の施工日から、当該貼付物の装置と両面テープを剥離するまで、若しくは抹消登録し廃車されるまでの期間とする。

※参考

道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（再交付）

第七十条　自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号）

（検査標章）

第三十七条の三　検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。

２　略

（検査標章の再交付）

第四十一条の二　検査標章の再交付を申請する者は、自動車検査証又は限定自動車検査証の再交付の申請と同時にする場合を除き、当該自動車検査証又は限定自動車検査証を提示しなければならない。

２　検査標章の再交付を受けることができる場合は、検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

一　検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二　検査標章をはりつけた自動車登録番号標又は車両番号標を表示することができなくなつた場合（当該自動車を引き続き運行の用に供する場合に限る。）

三　その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

３）貼付物の剥離

①指定された貼付物を、取り外す場合には、貼付物の装置、両面テープを確実に剥がすこと。またその旨を販売者及び取付け者を通じ自動車使用者等に周知徹底すること。

②当該装置を取り付けず、貼付物の一部である両面テープのみを前面ガラスにそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

４）貼付物の様式

貼付物の様式は、別紙２及び別紙２－２のとおりとする。

５）貼付物管理ステッカー

①貼付物を管理するため、貼付物管理ステッカーを作成し、1貼付物に1枚交付する。なお、従前の取付け方法であっても、本規定施行以後に新たに取付けするものや、機器の交換等で再取付けする場合にも交付し、装置本体に貼付するものとする。

②販売者及び施工者は指定された貼付物を使用し、装置を取付け、動作を確認した後に、貼付物管理ステッカーに油性ボールペン等で必要事項を記入し、当該装置に貼付しなければならない。

③貼付物管理ステッカーの記入事項

（イ）取付けをした車両の「車台番号」

（ロ）取付けをした装置の「製造番号」

（ハ）装置を取付けした日付

（二）販売者及び施工者のコード番号

6）貼付物の管理及び貼付物管理ステッカーの管理

J21は、貼付物及び貼付物管理ステッカーの配布台帳を備え、厳正な管理を行う。販売者及び施工者が不適正な管理や不正な行為を行った場合には、その者に貼付物及び貼付物管理ステッカーの交付を停止し、その事実を国土交通省に遅滞なく届け出るものとする。

7）貼付物管理ステッカーの様式

貼付物管理ステッカーの様式は、別紙４－１のとおりとし、一連番号で管理する。

なお、剥離再使用は不可能である。

8）装置本体の故障等で装置を交換する場合の貼付物管理ステッカーの取扱

装置本体が、故障又は損傷し交換する場合等、貼付物の交換が必要な場合には、新たに取り付ける場合と同様に貼付を行い、次項の完成検査証と新たな貼付物管理ステッカーに記入し、使用者に交付すると同時にJ21へ報告するものとする。

J21は当該車台番号の貼付物管理ステッカーの一連番号を更新し、管理するものとする。

（4）完成検査証

販売者及び施工者は、貼付物として、当該装置を取り付けたのち、完成検査証に必要事項を記入し、取付けをした自動車の使用者に完成検査証を交付しなくてはならない。また交付した完成検査証の写し及び車台番号の証明として車検証の写しを、当該装置本体の取付けチェックシートと共にJ21に提出しなくてはならない。

1）完成検査証の記載事項

①取付けをした車両の自動車検査証記載事項のうち下記の項目を転記・記載する。

A.自動車の「登録番号」

B.車名、型式、用途、事業用・自家用の区分

C.自動車の「車台番号」

D.所有者の氏名又は名称及び住所、又は所有者コード※

（※備考欄に自動車検査証発行時の所有者、例えばリース会社などの情報が表示され、自動車検査証の枠外左上の番号欄に、５桁の数字に続いてアルファベット「B」の標記を記入）

E.使用者の氏名又は名称及び住所

②取付けをした装置

A.施工時の貼付物として装置を取り付けた位置

B.装置の「製造番号」

C.装置に貼り付けた「貼付物管理ステッカー」のステッカーの一連番号

D.装置の作動状況、本規定・道路運送車両の保安基準の適否

③販売者及び取付け者

A.装置を販売した販売者の名称及び記号

B.取付け者の氏名又は J21 が取付け者に与えた指定番号

C.取付け者の名称及び記号

D.施工責任者の自書署名

２）完成検査証の様式

完成検査証の様式は、別紙４－２のとおりとし複写式とする。

３）完成検査証及び自動車検査証の写しの保管

J21 は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しを、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）に基づき厳正に管理し、当該貼付物の管理及び管理に付帯する目的以外に使用しない。

ただし、自動車検査証の写しは、リース会社等の車両の大量保有者であって、道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）第十八条の２に規定される登録識別情報の通知を受け B タイプ車検証の交付を受けている事業者にあっては、その電子データの出力を以て替えることができる。

（５）貼付物の管理

J21 は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しにより、貼付物貼付車両の管理を行う。具体的には「取付けをした自動車の車台番号」「装置の製造番号」「装置に貼り付けた貼付物管理ステッカーのステッカー一連番号」を一括のデータとして管理するものとする。

（６）道路運送車両の保安基準及び本規定への適合管理

J21 は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び当該装置本体の取付けチェックシートにて本規定及び道路運送車両の保安基準への適合を管理し、不適切な取付けを発見した場合にはただちに取付け者に是正措置を取らせるものとする。

（７）政府機関等への情報提供

J21 は、貼付物の管理・貼付物で取り付けられる装置の管理の目的で、国土交通省及び各運輸局及び運輸支局等の政府機関、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構、公益財団法人交通事故対策センター、その他関係行政省庁から要請がある場合には、前項の情報を提供するものとする。

３．その他

（１）本要綱は、J21 が関係行政省庁の指導を得て推進する。

（２）本要綱の実施のために必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、関係行政省庁の指導・協議を得て、別途定める。

（３）本要綱は、貼付物の指定を受けた日から施行する。

貼付物管理ステッカーの様式及び仕様

このステッカーは、装置が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けていることを表示・管理するステッカーで重要なものです。

（１）装置を自動車の窓ガラスに貼付し、モービルアイ装置を取り付けた場合は必要事項を記入し、以下のステッカーを装置本体側面に貼り付けて表示する
（２）Aタイプ（ME５シリーズ）Bタイプ（C2-270）を共通の仕様とします。
（３）偽造の困難な様式とする。
（４）管理用に一連番号を入れる。
（５）剥離・再利用が不可能な様式で、剥離した場合シール側に「VOID」の表示がされる。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。

１．ステッカーの様式

２．ステッカーの仕様及び寸法

※偽造防止のための措置
１．多色印刷
２．ホログラム加工
３．全面地紋処理

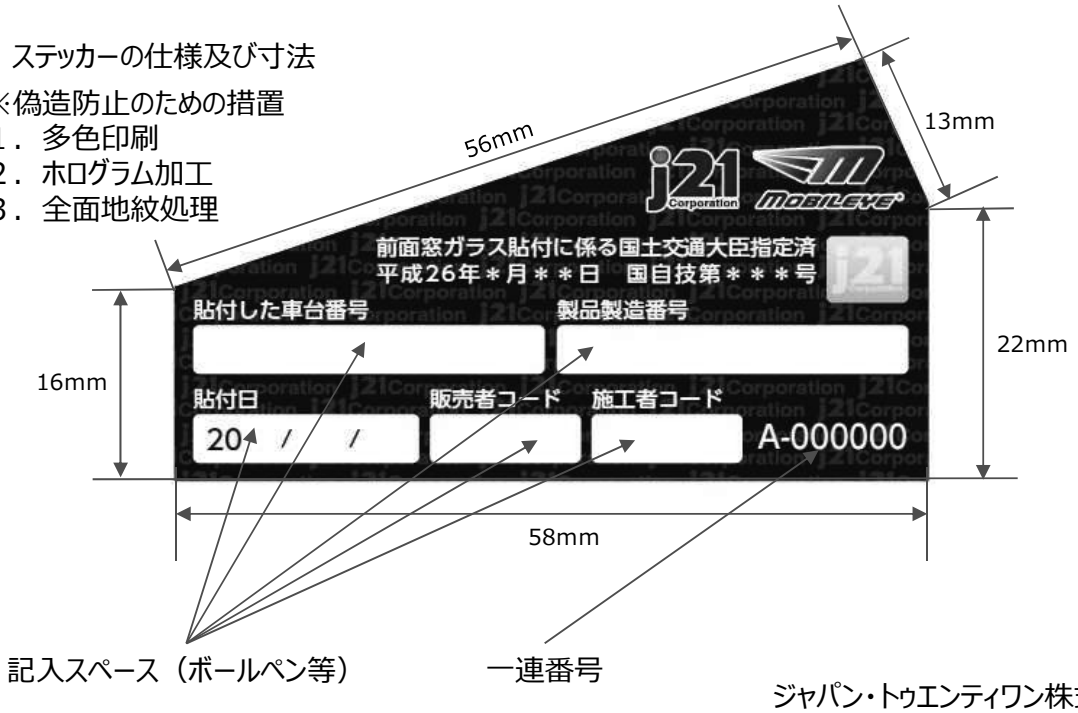

ジャパン・トゥエンティワン株式会社
アイモバイル事業部　サポートチーム
東京都渋谷区恵比寿西1-26-7

別紙４－２

モービルアイ衝突防止補助装置　完成検査証

No.

本装置の取付部（両面テープ）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。　**本書類は車検証と共に保管ください。**

取り付けた車両の情報	
車名	
型式 / 登録初年度	
登録番号（ナンバープレート）	
車台番号（フレームナンバー）	
事業用／自家用の区別 [該当するものに○印]	事業用　／　自家用

貼付けする装置の情報	
製造者	モービルアイ株式会社　（イスラエル）
輸入者	ジャパン・トゥエンティワン　株式会社
型式 [該当するものに○印]	ME530　／　ME560　／　C2-270
製造番号　（製品シリアルナンバー）	

製品の動作状態　及び　貼付物管理ステッカー貼付け状況	
装置の動作状態　[該当するものに○印]	正常動作　／　不備あり
当該装置に貼り付けた認定ステッカー番号	
製品の貼付位置　[該当するものに○印]	前面窓　上部中央付近　／　前面窓　下部中央付近
対象貼付物	モービルアイ
施工、検査実施日	年　　月　　日

当該製品の　販売会社　／　施工者　／　所有者 又は 使用者 等				
所有者の氏名 又は 名称 及び 住所 又は 車検証に記載される所有者コード	氏名/名称		住所/所有者コード	
使用者の氏名 又は 名称 及び 住所	氏名/名称		住所	
販売会社の名称 又は 記号	名称/記号			
販売会社の所在地　及び　連絡先	所在地		連絡先	
施工業者名称 及び 記号	名称/記号		記号	
施工者氏名	名称/記号			
施行責任者氏名 [楷書体で識別可能なもの]	署名			

※注意　：　本書類は複写式で販売者及び施工者が記入し、使用者に交付すること。 販売会社控えは回収管理を行って下さい。

参考２

国自基第４８号の３
令和５年６月１３日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

自動車局車両基準・国際課長
（公印省略）

自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記の件、別添のとおり国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

別添

国自基第４８号
令和５年６月１３日

ジャパントゥエンティワン株式会社
代表取締役社長／ＣＥＯ
岸本　賢和　殿

国土交通省自動車局長
堀内　丈太郎

自動車の前面ガラスへ貼付する装置の指定について

標記について、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 29 条第４項第７号の規定に基づき、下記により国土交通大臣の指定が行われたので通知します。

記

１．指定物件
衝突防止警報補助装置の画像取得カメラその他当該カメラ付属物

２．対象車両
普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）並びに、大型特殊自動車

３．貼付位置
車両中心面から左右 250mm 以内の前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 30%までの範囲又は車両中心面から左右 250mm 以内の前面ガラスの下縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 300mm 以内の範囲

４．貼付期間
車両に衝突防止警報補助装置の取付けをしたときから、当該衝突防止警報補助装置が取り外されるまで

５．貼付に係る衝突防止警報補助装置
別添１のとおり

６．管理要領
別添２のとおり

別添１　申請する貼付物を使用して取り付けを行う装置の概要

１．装置の概要

（１）この装置は、単眼式カメラを正面窓ガラス中央部に取り付け、運転者の見落としによる車両衝突事故、車線逸脱を運転者に知らせる後付の衝突防止のための警報装置であり、単眼カメラによる瞬時の画像処理で昼間・夜間・雨天時における運転者の負担を軽減・補助し、事故防止、安全性の向上を図るものである。

（２）この装置は、情報処理装置を内蔵した単眼カメラ、表示装置で構成され、車両側から車速・方向指示器の信号を CAN 信号で得て（その他に制動灯、窓ふき器、追い越し用前照灯の信号を追加可能)、車速に応じて衝突の予測を行い運転者に警報を発することで事故を回避する。

（非接触型の CAN アダプターで信号を取得する。又はアナログ信号を変換するアダプターを使用する。）

（３）単眼式カメラは、前方約１００～１５０メートル程度までの範囲を走行中常時撮影・監視し、前方を走行中の車両後部や歩行者・自転車と衝突の危険性がある場合に車速に応じて衝突が予測される最大２．７秒前に運転者に警報を発し自動車の停止を促す。また、車線を常時撮影・監視し、車線を逸脱する際に運転者に知らせる。

（４）単眼式カメラは、前面ガラス中央付近であって、貼付高さ２．８m以下及び前面ガラスに密着し、かつ窓ふき器の払拭範囲に貼付される必要がある。

（５）当該装置の演算装置は、自動車メーカーのライン装着品として使われているものと同一である。

（６）当該装置は、協定規則 130 号車線逸脱警報装置・JIS D0802 高度道路交通システムー前方車両衝突警報システムー性能要求事項に適合している。(一般財団法人日本自動車研究所で委託試験済)

（７）運行記録計（保安基準・別添 89 運行記録計の技術基準でのディジタル式）等と接続・連携し、警報発生状況や画像取得トリガーを発することができる。

２．装置の構造

（１）貼付状況（乗用車の場合）

基本的に乗用車の場合には、装置が後写鏡で隠れる部分に貼付することが原則である。

①運転席運転者視線レベル（座面 635 ㎜高さ）

表示装置

②助手席乗客視線レベル（座面 635 ㎜高さ）

単眼カメラ本体（右は純正 AEB ユニット）

③前面ガラスの状況（正対）

④前面ガラスの状況（正面）

単眼カメラ本体（現状は運転者席の運転者が、V1 点から前方を視認する際、車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲での保安基準適合）

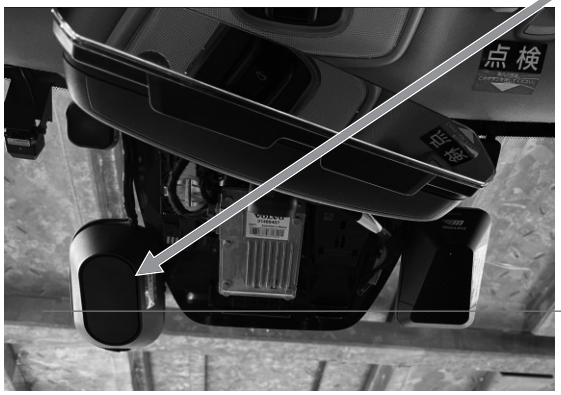

上端より２０％ラインは青線部分。

（２）貼付状況（バス・トラックの場合）

トラック・バス等の場合には前面窓下中央部に取り付けを行っている。

■赤丸部分に単眼カメラユニット本体を装着

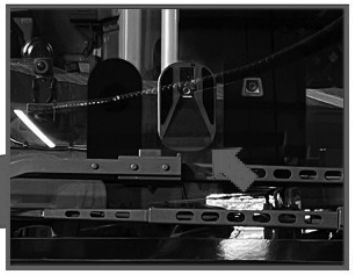

■ガラス面下部貼付け

■赤矢印がガラス面側から本体

■車内側ワイパー部分のガラス面

■表示装置取付部分拡大

（３）構造図

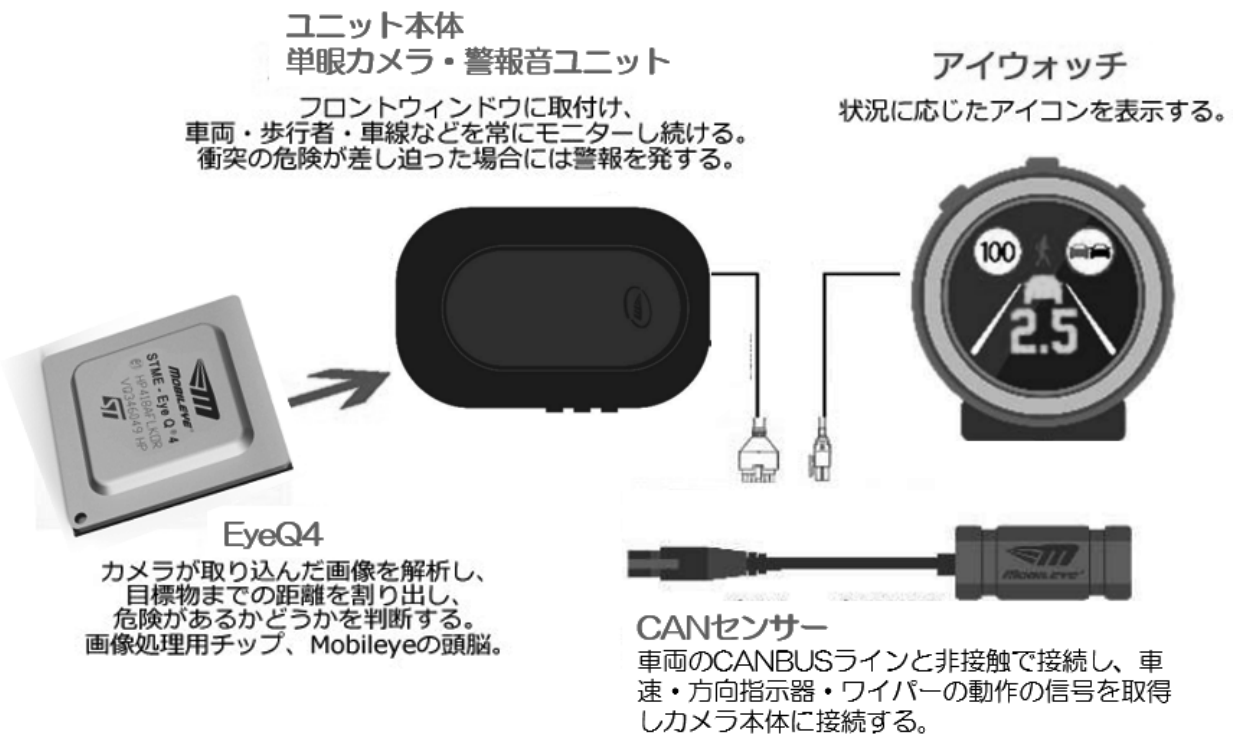

（４）配線図（例示）

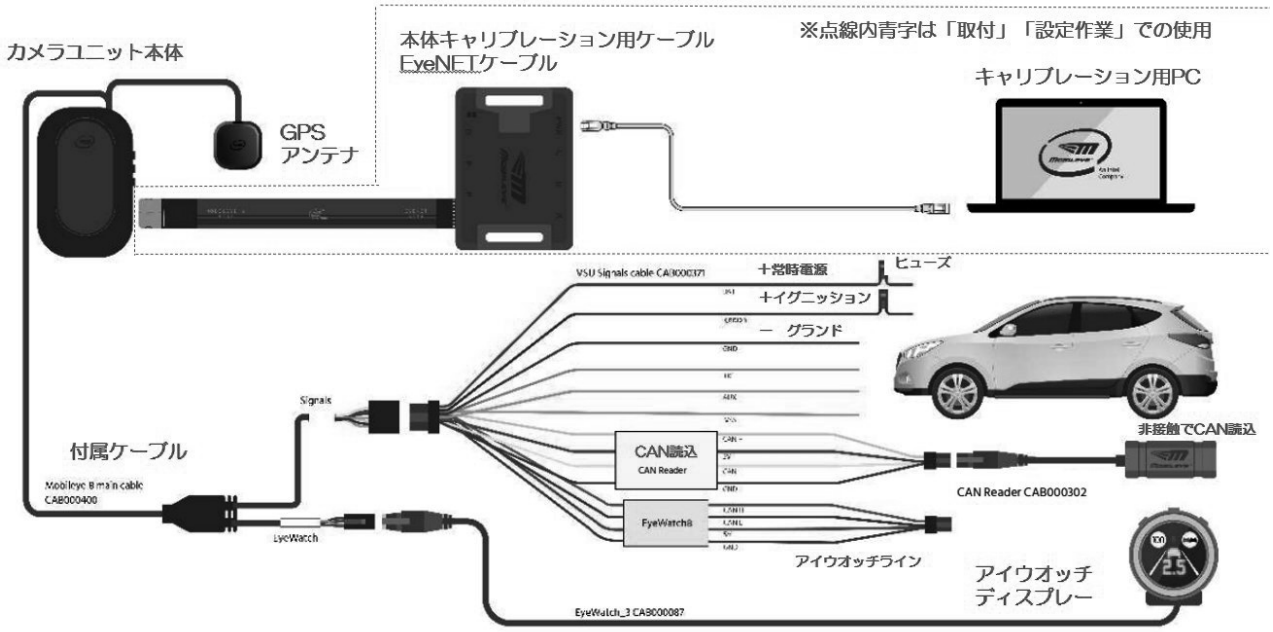

３．取り付け方法

（１）取り付け講習を受講した取り付け責任者により単眼式カメラ及び表示機及び自動車から電源及び信号取得のための配線を施工する。

（２）取り付け後、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により、車両とのシグナルテストののちに下記のセットアップを行う。①車幅　②カメラ高さ　③バンパー先端～単眼カメ

ラレンズまでの水平距離　④カメラから左右の A ピラーまでの水平距離　⑤全高、バンパー先端から GPS アンテナ、GPS アンテナから左右ピラーまでの水平距離を入力する。

（３）車両の信号取得の方法は CAN ネットワークの信号を非接触取得、若しくはアナログ信号を取得配線から CAN アダプターで変換し行う。

（４）設定が完了した時点で、カメラの動作状況及び撮影状況の設定を、専用ソフトをインストールしたパソコン等の情報端末により実施し、作動を確認する。

４．作動手順

取り付け、設定後の本装置の動作は以下のとおり。

（１）車両のイグニッションスイッチ等で始動すると同時に本装置が作動を開始する。

（２）自動的に当該機器の電源スイッチが動作し、動作を開始する。

※原則として機器本体で電源断とすることはできない。

（３）雨天時には、窓ふき器の動作を感知し、誤警報を防止する。

（４）以下の条件の場合、警報を発する。

①前方車間距離警報

前方の車両までの距離を秒数に換算し表示し、設定秒数以下になると警告する。（0.1～2.5 秒）

②前方車両追突警報

前方車両追突警報は前方の道路走行車両をモニタリングし、追突の危険がある場合には警告する。車速に応じて、走行車線の前方車両との距離を検知し、運転者が追突を回避するために速度を落とさない場合に演算された衝突予測の最大２．７秒間前に警報する。対応する車速範囲は０ｋｍ／毎時～２００ｋｍ／毎時までである。

③車線逸脱警報

車線逸脱警報システムは走行車線を認識し、協定規則 130 号の基準である概ね 60 ㎞/毎時（車速５５ｋｍ／毎時）以上の場合に、その車線から車両が逸脱したときに警告する。

③歩行者衝突警報

歩行者衝突警報は、昼夜問わず１５ルクス以上の環境下で車速が１ｋｍ／毎時～５０ｋｍ／毎時以下の速度で、前方約３０ｍの範囲で歩行者を検知し、衝突が予測される場合には最大２．０秒前に警報する。

５．前面窓ガラスに貼付する位置

別紙１を参照。

６．前面窓ガラスに貼付する装置の仕様

別紙２を参照。

７．その他

（１）電磁妨害性

協定規則１０号の電磁妨害性基準の認可を受けている。

（２）車線逸脱警報の性能

協定規則１３０号の車線逸脱警報の試験を実施し適合している。

（３）前方車両衝突警報の性能

JIS D0802 高度道路交通システムー前方車両衝突警報システム–の試験を実施し適合している。

（４）無断移設は不可能

カメラユニットは取り付け車種ごとに「カメラ高さ」「左右位置」の寸法を設定するため、
専門の取付者以外が、無断で移設しても正常に動作しない。

（表示部にＥＲ＜エラー＞点滅し、作動しない）

このため、移設時には必ず再セットアップが必要であり、無断で移設されることはない。

（５）ユーザー利用承諾書

使用者からは、別紙の「ユーザー利用承諾書」を注文時に提出を求めている。

この中においても、移設、取り付けの注意事項を記載し、了承を得たユーザーのみに販売、取り付けを行っている。

以上

別添２　　衝突警報補助システム「モービルアイ」貼付物管理要綱

１．目的

自動車における新車・使用過程車において、後付する衝突警報補助システム「モービルアイ」を取付けするために前面ガラスに指定された装置及び両面テープ（以下「貼付物」という。）を貼付し、当該装置を取り付ける場合の管理要綱を定め、適切な貼付物管理を実施し、道路交通における事故防止、安全性の向上に寄与することを目的とする。なお、本規定は国自技第 169 号に指定された装置は対象としない。

２．実施要領

貼付物の管理に当たっては、以下の実施要領により施工・管理するものとする。なお、貼付物の国土交通大臣貼付物指定は、道路交通の安全と運転者の事故防止のために指定を受けるものであり、モービルアイ商品の宣伝の目的で、本指定の内容及び指定されたことを宣伝等に使用することはできない。

（１）貼付物とは

モービルアイ社（本社：イスラエル）が製造し、日本におけるオフィシャルデイストリビューターのジャパン・トゥエンティワン株式会社が販売する衝突警報補助システム「モービルアイ」のカメラユニット及び指定された両面テープ（以下貼付物という）を自動車の前面ガラスに貼付するものであって、国土交通大臣の貼付物指定を受けたものを指す。

（２）販売者及び施工者

ジャパン・トゥエンティワン株式会社（以下「J21」という。）と契約を結んだ販売者と、J21 の取付け者講習を受講し、装置の取付け・調整・取付けに関する本規定及び道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）に関する知識を持ち、なおかつモービルアイ社の施工者 ID を持つものを貼付物の施工者とする。

なお、正規販売者及び指定施工者以外は、貼付物での施工は認められない。

（３）販売者及び施工者の責務

販売者及び施工者は、貼付物を使用してモービルアイ装置を取付する場合、本規定及び保安基準を十分理解し、尊守した上で、以下の責務を負わなければならない。

１）施工の方法

施工者は、衝突防止補助システム「モービルアイ」を J21 の指定する部品及び施工方法で施工し、J21 の指定する施工チェックシートに基づき確実な動作を確認しなくてはならない。

２）貼付物の貼付

①貼付物は、装置を窓ガラスの曲面に密着し、十分な貼付強度があり堅牢に固定するため、モービルアイ社の指定する純正両面テープを使用しかつ、貼付物申請で指定を受けた製品に限定する。

②貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

検査対象軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

③貼付物は、車室内の前面ガラスの中央部の上部又は下部であってより運転者の視野の妨げにならない位置に指定した両面テープ 1 セット（左右各 1 枚合計 2 枚）使用し装置を貼付するものとし、貼付位置は、装着する装置のカメラ部分が窓拭器の払拭範囲にあり、かつ運転者の視野を妨げず、また検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。（別紙 1 参照）

A．前面ガラスの上部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの上縁の車両中心線から左右 250 ㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置に取り付けること。

（2）貼付物は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲又は従前の保安基準の規定に適合する範囲であること。（保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする。）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 30%以内の範囲であって（3）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・H ゴム等非透過部分は含まない。）

また、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 20%以内の範囲に貼付装置が（1）～（4）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の 21%以上を超えて取り付けることはできない。

（3）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（4）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

B．前面ガラスの下部に貼付する場合

（1）貼付物は、前面ガラスの下縁の車両中心線から左右 250 ㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近い位置にこと。

（2）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 150mm 以内の範囲であること。（道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号の告示で定める貼付物として取り扱える場合は、従前の通りの取付けを原則とする）

ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から 300mm 以内の範囲であって

（３）を満たす可能な限り下部であること。（遮光塗装・Ｈゴム等非透過部分は含まない。）

また、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の150 ㎜以内の範囲に貼付装置が（１）～（４）までの条件を満たし収まることが明白である場合、又は従前の保安基準の規定に適合する場合は、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の 151 ㎜以上 300 ㎜以内に取り付けることはできない。

（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓拭器のふき取り範囲内にあること。

（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が 20 度～90 度の範囲内であること。

④指定された貼付物以外の貼付は、本規定の規定外となり保安基準に適合しないため禁止する。ただし、国自技第 169 号に指定された装置については 169 号の規定を適用するものとする。又、従前の道路運送車両の保安基準第 29 条第 4 項第 6 号に規定されるものは除く。

⑤検査標章の表示に支障が出ないよう注意し、貼付装置を取り付けること。検査標章に重複して貼付装置を貼り付けることはできない。また、貼付装置の取付けのために止む終えず検査標章を剥離する場合には、道路運送車両法施行規則第四十一条の二の２項に規定される再交付手続きを取り、改めて保安基準に規定される自動車の前面ガラスの内側上部に前方から見易いように貼り付けることによって再表示するものとする。

⑥貼付物の貼付期間は、当該装置の施工日から、当該貼付物の装置と両面テープを剥離するまで、若しくは抹消登録し廃車されるまでの期間とする。

※参考

道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）

（再交付）

第七十条　自動車又は検査対象外軽自動車の使用者は、自動車検査証若しくは検査標章又は臨時検査合格標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合その他国土交通省令で定める場合には、その再交付を受けることができる。

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年八月十六日運輸省令第七十四号）

（検査標章）

第三十七条の三　検査標章は、自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあつては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の左上部に見易いように貼り付けることによつて表示するものとする。

２　略

（検査標章の再交付）

第四十一条の二　検査標章の再交付を申請する者は、自動車検査証又は限定自動車検査証の再交付の申請と同時にする場合を除き、当該自動車検査証又は限定自動車検査証を提示しなければならない。

２　検査標章の再交付を受けることができる場合は、検査標章が滅失し、き損し、又はその識別が困難となつた場合のほか、次の各号に掲げる場合とする。

一　検査標章をはりつけた前面ガラスを使用することができなくなつた場合

二　検査標章をはりつけた自動車登録番号標又は車両番号標を表示することができなくなつた場合（当該自動車を引き続き運行の用に供する場合に限る。）

三　その他再交付を受けることについて正当な理由があると認められる場合

3）貼付物の剥離

①指定された貼付物を、取り外す場合には、貼付物の装置、両面テープを確実に剥がすこと。またその旨を販売者及び取付け者を通じ自動車使用者等に周知徹底すること。

②当該装置を取り付けず、貼付物の一部である両面テープのみを前面ガラスにそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

4）貼付物の様式

貼付物の様式は、別紙２のとおりとする。

5）貼付物管理ステッカー

①貼付物を管理するため、貼付物管理ステッカーを作成し、1 貼付物に 1 枚交付する。なお、従前の取付け方法であっても、本規定施行以後に新たに取付けするものや、機器の交換等で再取付けする場合にも交付し、装置本体に貼付するものとする。

②販売者及び施工者は指定された貼付物を使用し、装置を取付け、動作を確認した後に、貼付物管理ステッカーに油性ボールペン等で必要事項を記入し、当該装置に貼付しなければならない。

③貼付物管理ステッカーの記入事項

（イ）取付けをした車両の「車台番号」　（ロ）取付けをした装置の「製造番号」

（ハ）装置を取付けした日付　（二）施工者（販売者を含む）のコード番号

6）貼付物の管理及び貼付物管理ステッカーの管理

J21 は、貼付物及び貼付物管理ステッカーの配布台帳を備え、厳正な管理を行う。販売者及び施工者が不適正な管理や不正な行為を行った場合には、その者に貼付物及び貼付物管理ステッカーの交付を停止し、その事実を国土交通省に遅滞なく届け出るものとする。

7）貼付物管理ステッカーの様式

貼付物管理ステッカーの様式は、別紙３の通りとし、一連番号で管理する。

なお、貼付物管理ステッカーは、剥離再使用をすることは不可能な仕様である。

8）装置本体の故障等で装置を交換する場合の貼付物管理ステッカーの取扱

装置本体が、故障又は損傷し交換する場合等、貼付物の交換が必要な場合には、新たに取り付ける場合と同様に貼付を行い、次項の完成検査証と新たな貼付物管理ステッカーに記入し、使用者に交付すると同時に J21 へ報告するものとする。

J21 は当該車台番号の貼付物管理ステッカーの一連番号を更新し、管理するものとする。

（4）完成検査証

販売者及び施工者は、貼付物として、当該装置を取り付けたのち、完成検査証に必要事項を記入し、取付けをした自動車の使用者に完成検査証を交付しなくてはならない。また交付した完成検査証の写し及び車台番号の証明として車検証の写しを、当該装置本体の取付けチェックシートと共に J21 に提出しなくてはならない。

1）完成検査証の記載事項

①取付けをした車両の自動車検査証記載事項のうち下記の項目を転記・記載する。

A.自動車の「登録番号」

B.車名、型式、用途、事業用・自家用の区分

C.自動車の「車台番号」

D.所有者の氏名又は名称及び住所、又は所有者コード※、若しくは車両識別符号（車両 ID）

（※備考欄に自動車検査証発行時の所有者、例えばリース会社などの情報が表示され、自動車検査証の枠外左上の番号欄に、５桁の数字に続いてアルファベット「B」の標記を記入）

E.使用者の氏名又は名称

F.使用者の住所若しくは車両識別符号（車両 ID）

②取付けをした装置

A.施工時の貼付物として装置を取り付けた位置

B.装置の「製造番号」

C.装置に貼り付けた「貼付物管理ステッカー」のステッカーの一連番号

D.装置の作動状況、本規定・道路運送車両の保安基準の適否

③販売者及び取付け者

A.装置を販売した販売者の名称及び記号

B.取付け者の氏名又は J21 が取付け者に与えた指定番号

C.取付け者の名称及び記号

D.施工責任者の自書署名

2）完成検査証の様式

完成検査証の様式は、別紙4の通りとし複写式若しくは電子データとする。

3）完成検査証及び自動車検査証の写しの保管

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しを、個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）に基づき厳正に管理し、当該貼付物の管理及び管理に付帯する目的以外に使用しない。

ただし、自動車検査証の写しは、リース会社等の車両の大量保有者であって、道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）第十八条の2に規定される登録識別情報の通知を受けBタイプ車検証の交付を受けている事業者にあっては、その電子データの出力を以て替えることができる。

（5）貼付物の管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び自動車検査証の写しにより、貼付物貼付車両の管理を行う。具体的には「取付けをした自動車の車台番号」「装置の製造番号」「装置に貼り付けた貼付物管理ステッカーのステッカー一連番号」を一括のデータとして管理するものとする。

（6）道路運送車両の保安基準及び本規定への適合管理

J21は、販売者及び施工者から提出された完成検査証及び当該装置本体の取付けチェックシートにて本規定及び道路運送車両の保安基準への適合を管理し、不適切な取付けを発見した場合にはただちに取付け者に是正措置を取らせるものとする。

（7）政府機関等への情報提供

J21は、貼付物の管理・貼付物で取り付けられる装置の管理の目的で、国土交通省及び各運輸局及び運輸支局等の政府機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、独立行政法人自動車事故対策機構、公益財団法人交通事故対策センター、その他関係行政省庁から要請がある場合には、前項の情報を提供するものとする。

3．その他

（1）本要綱は、J21が関係行政省庁の指導を得て推進する。

（2）本要綱の実施のために必要な事項であって本要綱に定めのない事項については、関係行政省庁の指導・協議を得て、別途定める。

（3）本要綱は、貼付物の指定を受けた日から施行する。

別紙１　位置及び期間の管理要領

愛知県豊橋市多米東町二丁目５番地１２
ジャパン・トゥエンティワン株式会社
TEL　0532-66-0021

前面窓ガラスにカメラユニット取り付ける位置と基準について

本車両のフロントガラスに取り付けられた装置は、**モービルアイ社製の衝突防止補助装置（Mobileye ME580）のカメラユニットを取り付けるために、保安基準の貼付物指定をうけた装置及び両面テープを使用し取り付けたものです。**取付に当たっては以下の注意事項を厳守の上、貼付作業を行ってください。

１．貼付資格者

貼付には、ジャパン21社の実施する「モービルアイ・インストーラー講習」を受講し、認定IDを保有している作業者に限定されます。（装置本体の貼付物管理ステッカー・完成検査証に明記されています）

２．貼付作業

貼付作業に当たっては、下記の要領で実施してください。

（１）貼付位置は、次項を厳守して正しい位置に取り付けてください。

（２）貼付時には、貼付け面のガラスを十分清浄し、アルコールなどで十分脱脂し、確実に貼付を行ってください。
また、接着時の温度が低い場合は、貼付けガラス面や両面テープを加温して確実に貼付けを行ってください。

３．貼付の位置

運転者の視界を妨げない位置であって、前面窓ガラスの上部もしくは下部に以下の項目を満たすように貼付すること。
※これらの項目を満足することができないものは貼付不可。

Ａ．前面窓ガラスの上部に貼付の場合

（１）装置全体が前面ガラスの車両中心線から左右250㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。

（２）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（３）を満たし可能な限り上部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）

（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。

（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

（５）実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。

Ｂ．前面窓ガラスの下部に貼付の場合

（１）装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。

（２）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。ただし、これを満たすことができない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（３）を満たし可能な限り下部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない。）

（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。

（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。

（５）実長の150㎜以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能な場合には、装置の正常な稼働のため以外の正当な理由なく、これを超えて取り付けることはできません。

４．貼付物の管理

（１）装置及び貼付両面テープは、落下防止や形状からジャパン21社の純正指定品に限定されます。
指定品以外の使用は、道路運送車両の保安基準に適合しませんのでご注意ください。

（２）装置を取り外したり、車両が抹消登録、若しくは廃車された場合には装置と共に両面テープを撤去してください。撤去しない場合道路運送車両の保安基準に適合しません。

（３）装置を指定両面テープで施工した場合、必ず製品同梱の「貼付物管理ステッカー」を記入し、装置本体側面に貼り付けて表示すると同時に、使用者に「完成検査証」を交付してください。
（車台番号、製品の製造番号、施工者コード等の記入が必要です。）

（４）完成検査証の控えは、作業終了後速やかに取付チェックシートと共に当社宛てお送りください。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の貼付物指定を受けております。ただし本指定は事故防止の為の指定であり宣伝等で使用は認めておりません。

車検時の注意事項

１）上記規定に基づいて装置貼付された場合には、貼付物管理ステッカーが装置に装着されており、完成検査証も車両に搭載しております。

２）もし、あきらかに上記基準に適合しない場合や、貼付に疑義がある場合には、証票番号及び車台番号・製品番号で弊社宛てお問い合わせください。不適合の場合には取付者に改修作業を命じます。

３）窓ガラスの交換、本体の交換の際には、再調整が必要ですので取付事業者又はジャパン２１へお問い合わせください。

別添

前面窓ガラスに指定貼付物でカメラユニット取り付ける位置について

A．前面窓ガラスの上部に貼付の場合

（１）装置全体が前面ガラスの上縁の車両中心線から左右250㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
（２）貼付装置は原則、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲であること。
　ただし、これを満たすことがでない車両にあっては、**装置全体が**、前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の30%以内の範囲であって（３）を満たす可能な限り上部であること。（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない）
（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
（５）実長の20%以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

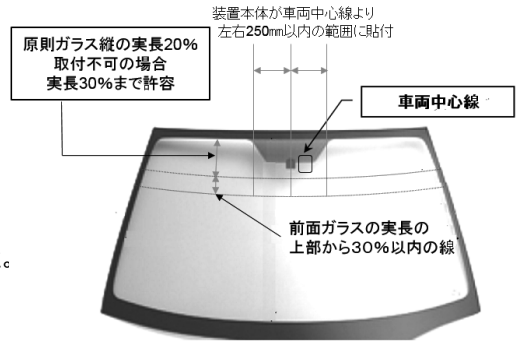

乗用車の前面ガラスの例

B．前面窓ガラスの下部に貼付の場合

（１）装置全体が前面ガラスの下縁の車両中心線から左右250㎜範囲内で、支障のない限り中央部に近いこと。
（２）前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から150mm以内の範囲であること。
ただし、これを満たすことがでない車両にあっては、装置全体が、前面ガラスの下縁であって車両中心面と平行な面上のガラス開口部から300mm以内の範囲であって（３）を満たす可能な限り下部であること。
（遮光塗装・Hゴム等非透過部分は含まない）
（３）貼付時に装置のカメラレンズが窓ふき器のふき取り範囲内にあること。
（４）前面ガラスの水平面からの傾斜角度が20度～90度の範囲内であること。
（５）下端から150㎜以下、若しくは従前の保安基準で取り付け可能にもかかわらず、正当な理由なくこれを超えて取り付けることはできません。

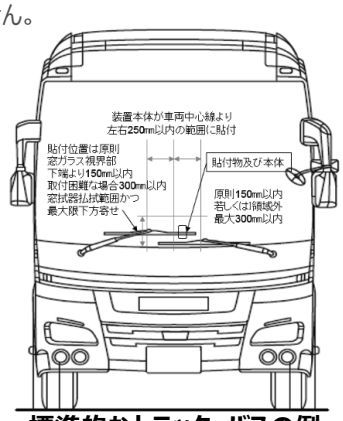

標準的なトラック・バスの例

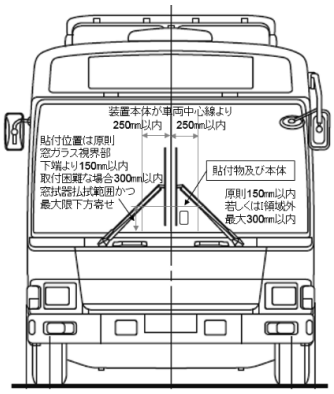

対向式ワイパーのトラック・バスの例

C．貼付物管理ステッカー　ME580系用

指定された貼付物の管理のため、装置本体に右記の管理ステッカーが貼られています。
（１）指定された方法で貼付され保安基準に適合可能な場合に交付されます。
（２）車台番号と製品製造番号が付属の完成検査証と合致しない場合は保安基準に適合しない可能性があります。
（３）装置の積み替えや交換、前面ガラスの交換で装置の交換があった場合には、管理ステッカーも張り替える必要があります。

※車両毎に、施工後の「完成検査証」も車検証と共に搭載しておりますので併せてご確認ください。

貼付物管理ステッカーの様式

別紙２-1　貼付物の様式　（型式：ME×８×式＜ME580～＞）

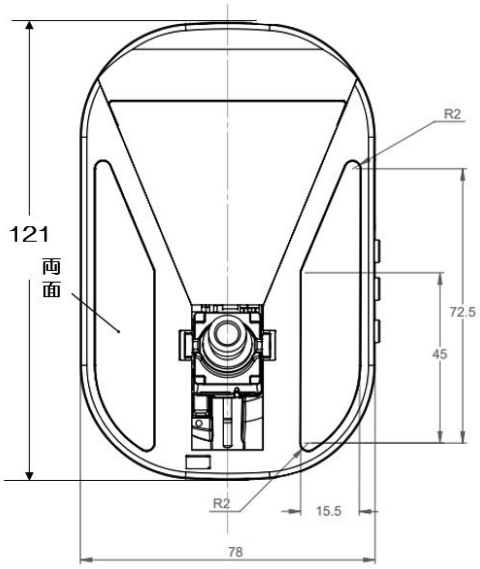

本体図（ガラス貼付け面）

本体写真（ガラス貼付け面）

本体写真（室内側）

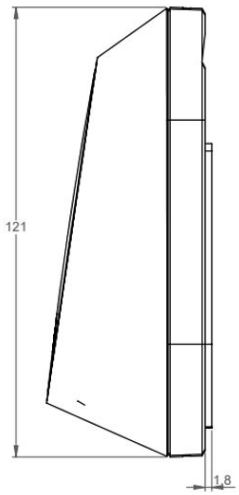

本体図（側面）

本体写真（側面）

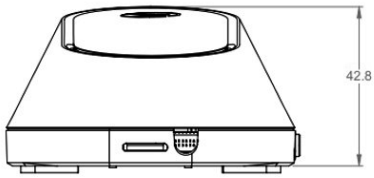

本体図（下側面）

全体図

別紙２-2　貼付物の詳細様式　（両面テープ：装置型式：ME×８×式＜ME580～＞）

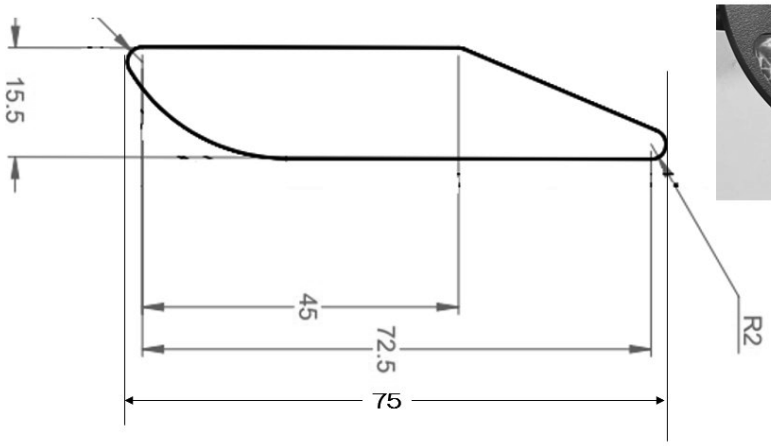

仕様：モービルアイ社純正品
　　両面テープ米国３M社ガラス貼付対応・厚み1.8mm（寸法誤差±1mm）

装置全体寸法と、右側写真の赤色部分が純正両面テープ

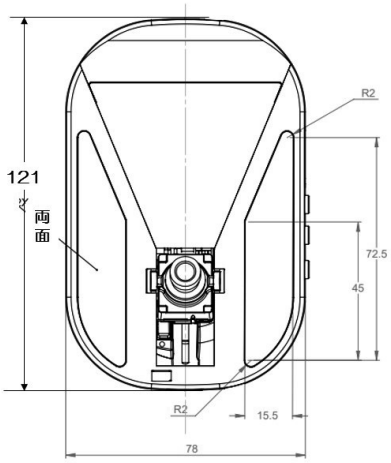

本体図（ガラス貼付け面）

本体（ガラス貼付け面）

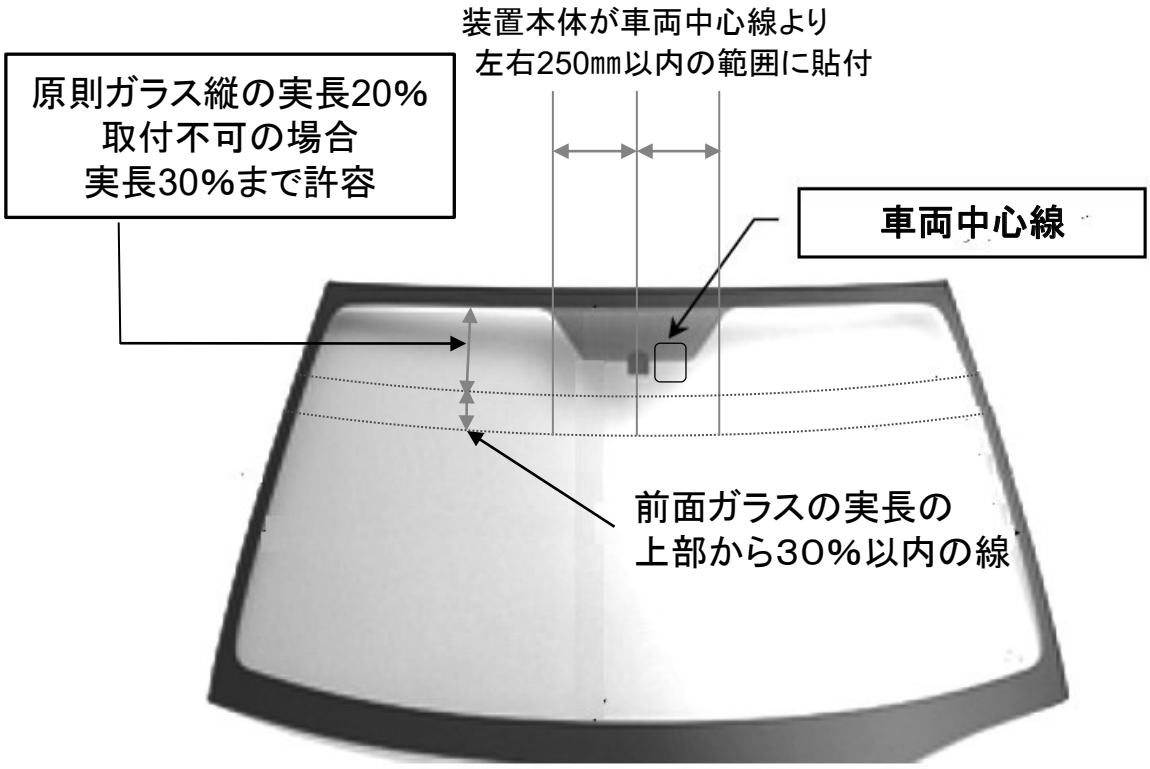

UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

j21Corporation

FILE:		TOLERANCES: LINEAR: BETWEEN HOLES: ANGELS:	TITLE 前面窓ガラスの上部での貼付位置図
MATERIAL: SEE NOTE 3	FINISH: SEE NOTE 3		

	NAME	DATE	COMPUTER GENERATED DRAWING DO NOT REVISE MANUALLY	DWG NO. 2022. 6. 1		
DRAWN			DO NOT SCALE DRAWING			
DESIGNED						
CHECKED				SCALE 1:1	SHEET 3 OF 1	REVISION 1. 03
APPROVED						

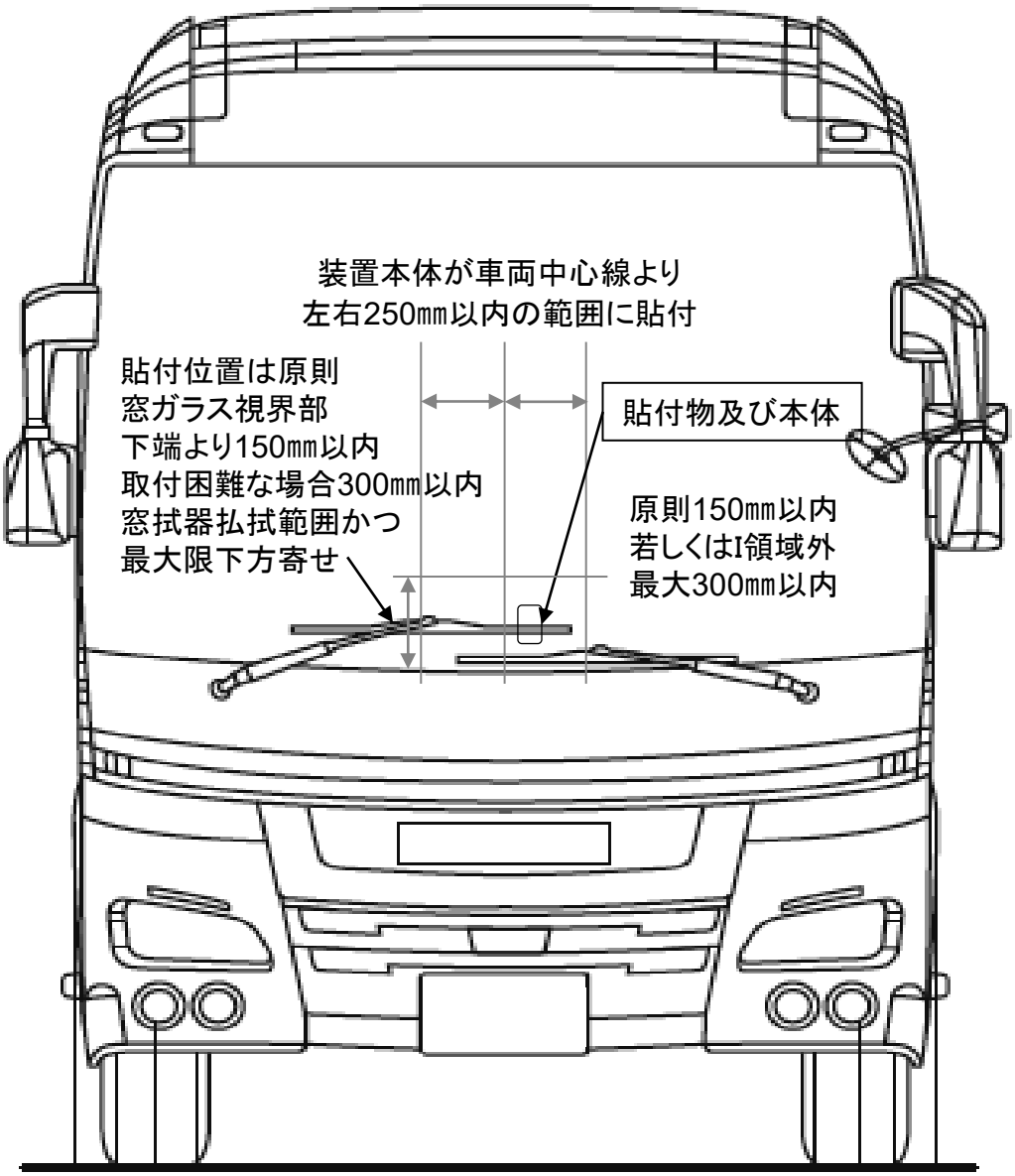

UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

j21Corporation

FILE:

TOLERANCES:
LINEAR:
BETWEEN HOLES:
ANGELS:

MATERIAL: SEE NOTE 3
FINISH: SEE NOTE 3

TITLE
前面窓ガラスの下部での貼付位置図

	NAME	DATE
DRAWN		
DESIGNED		
CHECKED		
APPROVED		

COMPUTER GENERATED DRAWING
DO NOT REVISE MANUALLY

DO NOT SCALE DRAWING

DWG NO.
2022. 6. 1

SCALE 1:1

SHEET 3 OF 2

REVISION 1. 03

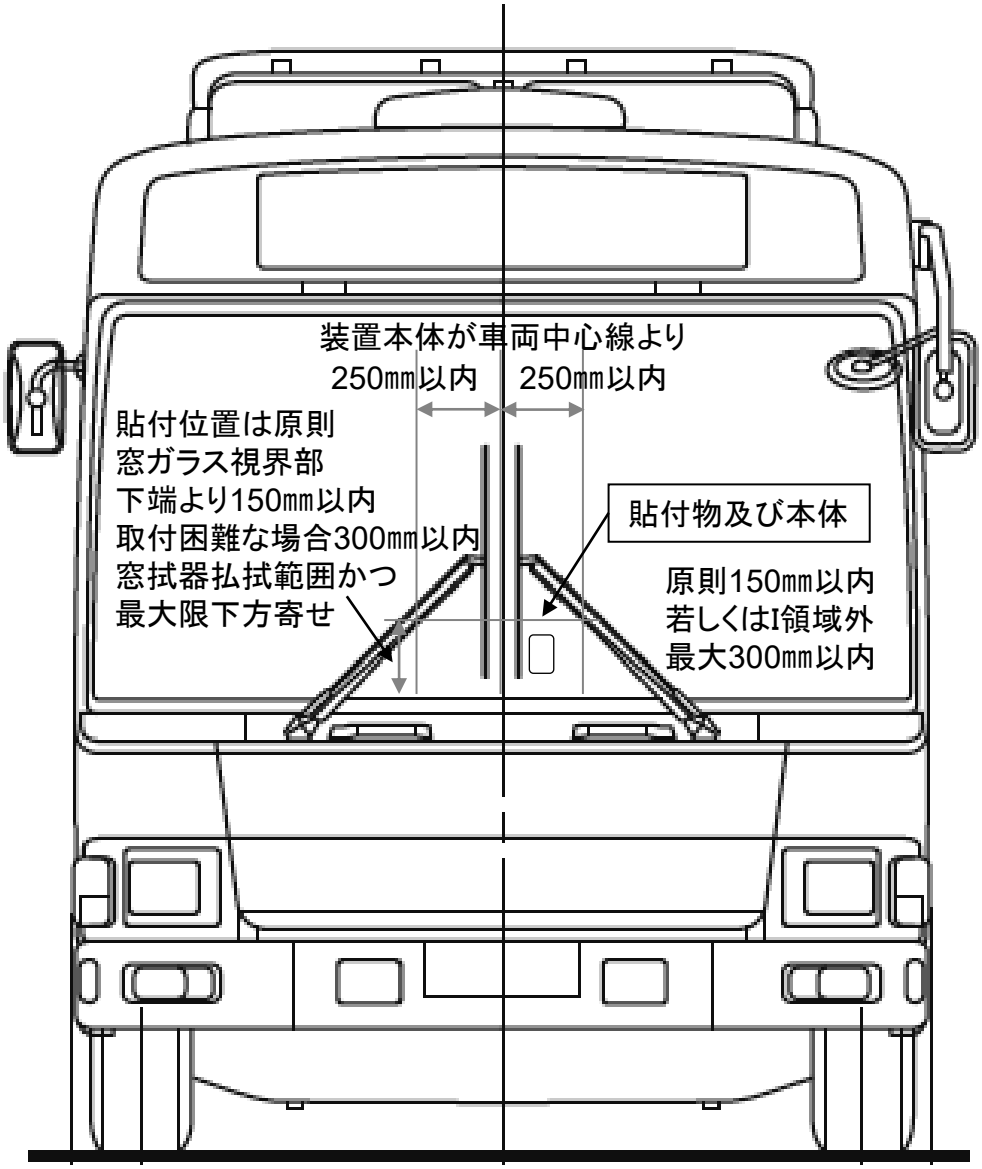

UNLESS OTHERWISE SPECIFIED BY CONTRACT THESE DRAWINGS AND SPECIFICATIONS AND DATA DISCLOSED HEREIN, ARE THE PROPERTY OF MOBILEYE, ARE ISSUED IN STRICT CONFIDENCE, AND SHALL NOT BE REPRODUCED OR DISCLOSED IN WHOLE OR IN PART OR USED AS THE BASIS FOR MANUFACTURE OR SALE WITHOUT THE EXPRESS WRITTEN CONSENT OF MOBILEYE TECHNOLOGIES.

j21Corporation

FILE:

TOLERANCES:
LINEAR: -
BETWEEN HOLES:
ANGELS:

MATERIAL: SEE NOTE 3
FINISH: SEE NOTE 3

TITLE 前面窓ガラスの下部での貼付位置図
（2枚窓・対向式窓拭器の車両）

	NAME	DATE
DRAWN		
DESIGNED		
CHECKED		
APPROVED		

COMPUTER GENERATED DRAWING
DO NOT REVISE MANUALLY
DO NOT SCALE DRAWING

DWG NO. 2022. 6. 1

SCALE 1:1

SHEET 3 OF 3

REVISION 1. 03

別紙３

貼付物管理ステッカーの様式及び仕様

このステッカーは、装置が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けていることを表示・管理するステッカーで重要なものです。（国自技169号で規定される装置とは別仕様です。）

（１）装置を自動車の窓ガラスに貼付し、モービルアイ装置を取り付けた場合は必要事項を記入し、以下のステッカーを装置本体側面に貼り付けて表示する
（２）ME×８×シリーズ＝ME580系の仕様とする。（ME530/560/570/C2-270とは異なります）
（３）偽造の困難な様式とする。
（４）管理用に一連番号を入れる。又、取付基準や指定文書を案内するQRコードを入れる。
（５）剥離・再利用が不可能な特殊様式で、剥離した場合シール側に「VOID」の表示がされる。

本装置は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。

１．ステッカーの様式

２．ステッカーの仕様及び寸法

※偽造防止のための措置
１．多色印刷
２．ホログラム加工
３．剥離再使用不可能特殊用紙

ジャパン・トゥエンティワン株式会社
モビリティ事業部　サポートチーム
愛知県豊橋市多米東町二丁目５番地１２

別紙４

モービルアイ衝突防止補助装置　完成検査証

No.

⇒取付や規定の詳細情報はQRコードからアクセス

本装置の取付部（両面テープ）は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第29条第4項第7号の規定に基づき、国土交通大臣の指定を受けております。　**本書類は車検証と共に保管ください。**

取り付けた車両の情報				
車名/型式				
登録番号（ナンバープレート）				
車台番号（フレームナンバー）				
事業用／自家用の区別［該当するものに○印］	事業用　／　自家用		登録初年度	
所有者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を下記に記載で可）	氏名/名称		住所/所有者コード	
使用者情報（車検証に記載ない場合は車両識別符号を右欄に記載で可）	氏名/名称		車両識別符号	

貼付けする装置の情報	
製造者	モービルアイ株式会社　（イスラエル）
輸入者	ジャパン・トゥエンティワン　株式会社
型式［該当するものに○印］	ME580　／　ME570　／　ME530　／　ME560　／　C2-270
製造番号　（製品シリアルナンバー）	
連携する装置［該当するものに○印］	側方監視装置(SH+)　/　運行記録計接続（認定型式：　　）/　その他

製品の動作状態　及び　貼付物管理ステッカーの貼付け状況	
装置の動作状態　［該当するものに○印］	正常動作　／　不備あり
当該装置に貼り付けた管理ステッカー番号	
製品の貼付位置　［該当するものに○印］	前面窓　上部中央付近　／　前面窓　下部中央付近
対象貼付物	モービルアイ純正両面テープ＜装置本体を含む＞
施工、検査実施日	年　　月　　日

当該製品の　販売会社　／　施工者				
販売会社の名称 及び 記号	名称		記号	
販売会社の所在地　及び　連絡先	所在地		連絡先	
施工業者名称 及び 記号	名称		記号	
施工者氏名　及び　連絡先	氏名		連絡先	
施行責任者氏名［楷書体で識別可能なもの］	署名			

※注意　：　本書類は複写式で販売者及び施工者が記入し、使用者に交付すること。 販売会社控えは回収管理を行って下さい。

(6) 道路運送車両法施行規則第62条の２の２の一部改正について（周知）

事　務　連　絡
令和６年６月１８日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

道路運送車両法施行規則第 62 条の２の２の一部改正について（周知）

「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令」（令和６年国土交通省令第 58 号）において、道路運送車両法施行規則（(昭和二十六年運輸省令第七十四号）が一部改正されたところです。

これに伴い、自動車特定整備事業者の遵守事項である料金掲示について、これまでの事業場において依頼者の見やすいように掲示することに加えて、下記のいずれかに該当する場合を除いて自ら管理するウェブサイトへ掲載することを規定（令和６年６月 30 日施行）いたしました。

つきましては、貴会におかれましては、本件について了知されると伴に傘下会員に対し周知徹底方お願いいたします。

記

１．自動車特定整備事業者において、整備事業に従事する従業員の数が５人以下の場合
２．自ら管理するウェブサイトを有していない場合

以上

(7)「封印取付け委託要領」の一部改正について

国自情第　79　号の2
令　和　6年　6月　28日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いします。

別 添

国 自 情 第 79 号
令 和 6年 6月 28日

地 方 運 輸 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿

物 流 ・ 自 動 車 局 長

「封印取付け委託要領」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成１８年１０月４日付け国自管第８６号）を別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

本通達は令和６年７月１日から施行する。

別 添

「封印取付け委託要領」（平成１８年１０月４日付国自管第８６号局長通達）の新旧対照表

改　正　案	現　行
封印取付け委託要領	封印取付け委託要領
（適用） 第１条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）（以下「車両法」という。）第２８条の３第１項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。	（適用） 第１条　道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）（以下「車両法」という。）第２８条の３第１項の規定による封印の取付けの委託（以下「封印の取付け委託」という。）に関しては、同法、同法施行令、同法施行規則の規定によるほか、この要領の定めるところによる。
（定義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）受託者　封印の取付け委託を受けた者 （２）甲種受託者　乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 （３）乙種受託者　完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。 ア　その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ　その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ　変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）（以下「登録令」という。）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合	（定義） 第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）受託者　封印の取付け委託を受けた者 （２）甲種受託者　乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者以外の受託者 （３）乙種受託者　完成検査終了証（以下「完検証」という。）のある自動車の販売を業とする者であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者。 ア　その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完検証の提出により新規登録を受ける場合 イ　その販売する自動車（販売用中古自動車を含む。）について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証（以下「予備検証」という。）、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の提出により新規登録を受ける場合 ウ　変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号（以下「登録番号」という。）が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）（以下「登録令」という。）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） エ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合

オ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合	オ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
（４）丙種受託者　一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア　その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合 イ　変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） ウ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合 エ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合	（４）丙種受託者　一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会の会員のうち中古自動車の販売を業とする者を構成員とする団体（以下「団体」という。）であって、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者 ア　その構成員の販売する自動車（新車及び販売用中古自動車）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合 イ　変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） ウ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合 エ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
（５）丁種受託者　行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１５条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、所属会員である行政書士（自動車登録業務に十分精通した者）が自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者	（５）丁種受託者　行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１５条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）であって、行政書士が運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所（内閣府沖縄総合事務局にあっては、陸運事務所、宮古運輸事務所又は八重山運輸事務所。以下「運輸支局等」という。）に提出する書類を作成した自動

	車（エに規定する場合を除く）について、以下の場合に必要となる封印の取付け委託を受けた者
ア　当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合	ア　当該自動車（第１２条第２項及び第３項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、本号イにおいて同じ。）の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出により新規登録を受ける場合
イ　当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）	イ　当該自動車に係る変更登録又は移転登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）
ウ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項の規定による封印の取付けが必要な場合	ウ　車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合
エ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合	エ「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
（委託の範囲） 第３条　封印の取付け委託は、事業場毎に行う。	（委託の範囲） 第３条　封印の取付け委託は、事業場毎に行う。
（封印取付けを行う者） 第４条　受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。 （１）封印取付け責任者 施行規則１５条第１項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。	（封印取付けを行う者） 第４条　受託者は、封印の取付けを行う者として以下の者をあらかじめ選任するものとする。 （１）封印取付け責任者 施行規則１５条第１項に記載の事項のほか、法令及び委託に附した条件の遵守について必要な監督を行うとともに、問題が生じた場合には適切な措置をとらせる等、封印取付け業務を統括管理する者。
（２）封印取付け担当者 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け	（２）封印取付け担当者 自動車登録番号及び車台番号の確認その他の封印業務を

業務を行う者。 （３）巡回封印取付け担当者 巡回して自動者登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。	行う者。 （３）巡回封印取付け担当者 巡回して自動者登録番号及び車台番号の確認その他の封印取付け業務を行う者。
２　受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。	２　受託者は、事業場に封印取付け責任者を置くとともに、封印の取付けを行う事業場、分室、営業所及び施封センターに封印取付け担当者を置くものとする。ただし、事業場においては、封印取付け責任者が封印取付け担当者を兼ねることができるものとする。
（封印取付けを行う施設等） 第５条　各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。 （１）甲種受託者 分室 （２）乙種受託者 営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター （３）丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗 （４）丁種受託者 所属する行政書士の事務所	（封印取付けを行う施設等） 第５条　各受託者において封印の取付けを行うことができる施設は、事業場のほか以下のとおりとする。 （１）甲種受託者 分室 （２）乙種受託者 営業所、複数の受託者が共同で設置する施封センター （３）丙種受託者 構成員である自動車販売事業者の店舗 （４）丁種受託者 所属する行政書士の事務所
２　受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第１１条第２項（登録令４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律	２　受託者（乙種受託者又は丙種受託者は、変更登録を受ける場合（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）及び車両法第１１条第２項（登録令４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（管轄区域内に限る。）の規定による封印の取付けが必要な場合に限る。）は、前項の規定に加え、事業場等への自動車の持ち込みによる申請者の負担の軽減を図るため、封印の取付けを対象となる自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律

第３条の保管場所をいう。）等において行うことができる。	第３条の保管場所をいう。）等において行うことができる。
第６条　委託にあたっての考慮事項 （１）封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。 　なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。 （２）前条第２項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。	第６条　委託にあたっての考慮事項 （１）封印の取付け業務の管理体制等封印取付けの実施計画について十分に審査し、事業場に封印取付け担当者及び営業所等を記録した一覧を備えさせる等、業務運営の適正が確保されるよう措置させること。 　なお、巡回して封印の取付けを行う場合において、適正な業務運営が図られないおそれがある場合には、必要に応じ、一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会又は日本行政書士会連合会を通じた指導を行うこととするので、委託を行った運輸支局等は適宜その状況を本省自動車情報課に報告されたい。 （２）前条第２項の規定による場合には、受託者において封印取付け責任者により適正な業務運営が確保されるよう措置させるとともに、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納する場合は、当該出張封印に係る登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面を運輸支局等に提出し、確認を受け、かつ、施封後は、取り外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納等させなければならない。
（封印取付け受託者準則） 第７条　運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。	（封印取付け受託者準則） 第７条　運輸支局長（運輸監理部長、陸運事務所長、宮古運輸事務所長及び八重山運輸事務所長を含む。以下同じ。）は、別記「封印取付け受託者準則」を参考にして封印取付け受託者準則を作成し、受託者に交付するものとする。
（封印取付け委託書） 第８条　運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。	（封印取付け委託書） 第８条　運輸支局長は、封印の取付け委託をしたときは、受託者に対して封印取付け委託書（別記様式）を交付するものとする。
（委託の制限）	（委託の制限）

第９条　車両法第２０条第４項又は道路運送法第４１条第３項（同法第８１条第２項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）第５２条第２項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３４条第３項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律第１３１号）第９条第３項の規定による封印の取付けは、委託することができない。	第９条　車両法第２０条第４項又は道路運送法第４１条第３項（同法第８１条第２項及びタクシー業務適正化特別措置法（昭和４５年法律第７５号）第５２条第２項において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第３４条第３項並びに土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律第１３１号）第９条第３項の規定による封印の取付けは、委託することができない。
第１０条　自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第１１条第１項又は第２項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第４項又は第６項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。	第１０条　自動車検査登録事務所がある都道府県においては、甲種受託者への委託は運輸支局（自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）又は自動車検査登録事務所の管轄区域ごとに行うものとし、委託する業務の範囲は、車両法第１１条第１項又は第２項の封印の取付けは、委託のあった当該管轄区域に使用の本拠を有する自動車に限定するものとし、同条第４項又は第６項の封印の取付けは、全ての自動車について委託することができるものとする。
第１１条　前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。	第１１条　前条に規定するほか、事情に応じ自動車の使用の本拠の位置、車種、自動車の用途等により委託する業務の範囲を限定することができる。
（封印作業の再委託及び再々委託） 第１２条　甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。	（封印作業の再委託及び再々委託） 第１２条　甲種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、左欄に掲げる者に対し、右欄に掲げる作業を、甲種受託者の名において行わせることができる。この他、運輸支局等の庁舎の建替えにより運輸支局等の構内が狭隘となる等、ユーザー利便が著しく損なわれると運輸支局長が認めるときは、運輸支局長が指定する者に、作業及び期間を限定して、甲種受託者の名において行わせることができる。この場合、運輸支局長は、その必要性について本省自動車情報課と事前に協議すること。

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
※１）自動車登録業務に十分精通した行政書士	・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更

作業者	作業範囲
日本自動車輸入組合の 輸入自動車販売事業者	・輸入車特別取扱制度の一環として出張予備検査を行った自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業
自動車登録業務に十分精通した行政書士	・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、当該自動車の提示に代えて、完検証、予備検証、保安基準適合証等の提出による新規登録に伴う封印の取付け作業 ・他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）について、変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
指定整備事業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協業組合または中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づき設立された指定整備事業者である自動車整備協同組合にあっては、当該組合の組合員を含む。）	・その販売する中古自動車の新規登録に伴う封印の取付け作業 ・変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項に基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更

		登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合		登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合
	車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和２６年運輸省令第７２号）別表に定める車体整備作業１種又は２種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	・変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合		車体整備事業者（優良自動車整備事業者認定規則（昭和２６年運輸省令第７２号）別表に定める車体整備作業１種又は２種として認定を受けた優良自動車整備事業者に限る。）	・変更登録又は移転登録（車両法第１４条第１項の規定により当該自動車（乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。）の登録番号が変更されるもの（登録令第４０条による提示をしたものを除く。）に伴う封印の取付け作業 ・車両法第１１条第２項（登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項基づく封印の取付け作業 ・「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合

２　乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和２６年総務省令第９０号）第２０条第１項第１号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。	２　乙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士（自動車登録業務に十分精通した行政書士に限る。以下同じ。）又は一般社団法人日本自動車販売協会連合会（行政書士法施行規則（昭和２６年総務省令第９０号）第２０条第１項第１号の規定により申請した自動車に限る。）に封印の取付け作業を乙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第５条２項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。
３　丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。	３　丙種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、当該団体の構成員又は当該団体の構成員を通じ行政書士に、封印の取付け作業を、丙種受託者の名において行わせることができる。この場合、当該行政書士は、第５条２項の規定に関わらず出張封印を行うことができることとする。
４　丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。	４　丁種受託者は、ユーザーの利便の向上を図る上で必要があると認めるときは、行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に、封印の取付け作業を、丁種受託者の名において行わせることができる。
（封印受領証等） 第１３条　運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。 ２　前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。	（封印受領証等） 第１３条　運輸支局長は、受託者に封印を交付（前渡しを含む。）したときは、受領証を提出させる等の方法により交付年月日、交付先、交付数量を明確にできるようにしておかなければならない。 ２　前項の受領証等は、次年度末まで保存しなければならない。
（封印の出納の記録） 第１４条　運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。	（封印の出納の記録） 第１４条　運輸支局長は、封印の出納状況を明確に記録しておかなければならない。
（封印取付け報告書） 第１５条　運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。 　ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限	（封印取付け報告書） 第１５条　運輸支局長は、毎月受託者に前月の封印取付け状況に関し封印取付け報告書を提出させるものとする。 　ただし、封印の前渡しをしていない受託者についてはこの限

りではない。 ２　提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。 附　則 （施行期日） 第１条　本通達は、令和６年７月１日から施行する。 なお、第１２条※１）「自動車登録業務に十分精通した行政書士」については、令和６年１０月１日以降は適用しない。 （経過措置） 第２条　本通達施行の際に現に旧通達第６条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第２条第２号の甲種受託者、第３号の乙種受託者、第４号の丙種受託者及び第５号の丁種受託者としてそれぞれ第８条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。 ２　運輸支局長は前項の規定により甲種受託者及び乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第７条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。 別記様式（略） 「委託する業務の範囲」 １　自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１１条第１項又は第２項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第１１条第４項又は第６項に係る封印の取付け」 ２　自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合 「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和２	りではない。 ２　提出を受けた前項の封印取付け報告書は、次年度末まで保存しなければならない。 附　則 （施行期日） 第１条　本通達は、令和４年１月４日から施行する。 （経過措置） 第２条　本通達施行の際に現に旧通達第６条の規定により封印取付け委託書の交付を受けている甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、本通達の施行の日に本通達第２条第２号の甲種受託者、第３号の乙種受託者、第４号の丙種受託者及び第５号の丁種受託者としてそれぞれ第８条の規定による運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなすことができる。 ２　運輸支局長は前項の規定により甲種受託者、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者として運輸支局長から封印取付け委託書の交付を受けたものとみなされた者に対し、第７条の規定による封印取付け受託者準則を受託者に交付するものとする。 別記様式（略） 「委託する業務の範囲」 １　自動車検査登録事務所のない都道府県の甲種受託者の場合 「A県の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１１条第１項又は第２項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第１１条第４項又は第６項に係る封印の取付け」 ２　自動車検査登録事務所のある都道府県の甲種受託者の場合 「A県（A運輸支局B自動車検査登録事務所の管轄区域を除く。）の区域に使用の本拠を有する自動車に係る道路運送車両法（昭和２

６年法律第１８５号）第１１条第１項又は第２項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第１１条第第４項又は第６項に係る封印の取付け」 ３　乙種受託者の場合 （１）その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合 （２）その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合 （３）変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） （４）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合 （５）「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく道路運送車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合 ４　丙種受託者の場合 （１）その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合 （２）変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたも	６年法律第１８５号）第１１条第１項又は第２項に係る封印の取付け及び全ての自動車に係る道路運送車両法第１１条第第４項又は第６項に係る封印の取付け」 ３　乙種受託者の場合 （１）その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証の提出により新規登録を受ける場合 （２）その販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合 （３）変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） （４）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）の規定による封印の取付けを行う場合 （５）「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく道路運送車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合 ４　丙種受託者の場合 （１）その構成員が販売する自動車について、当該自動車の提示に代えて完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合 （２）変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたも

のを除く。）に限る。） （３）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合 （４）「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく道路運送車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合 ５　丁種受託者の場合 （１）自動車登録業務に十分精通した行政書士が自動車ユーザーや自動車販売店等から新規登録、変更登録又は移転登録（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。）を受ける場合 （削除） （２）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合	のを除く。）に限る。） （３）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合 （４）「自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車検査証等の郵送の取扱い及び自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）」に基づく道路運送車両法第１１条第１項による封印の取付けが必要な場合 ５　丁種受託者の場合 （１）行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車（封印取付け委託要領（平成１８年１０月４日付国自管第８６号）第２条（５）エ、第１２条第２項及び第３項の規定により封印の取付け作業を乙種受託者及び丙種受託者の名において行わせることができる場合を除く。以下、次号において同じ。）について、当該自動車の提示に代えて、完成検査終了証、自動車予備検査証、保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出により新規登録を受ける場合 （２）行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車について、変更登録又は移転登録を受ける場合（道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第１４条第１項の規定により当該自動車の自動車登録番号が変更されるもの（自動車登録令（昭和２６年政令第２５６号）第４０条による提示をしたものを除く。）に限る。） （３）道路運送車両法第１１条第２項（自動車登録令第４３条の規定に係る場合を含む。）又は第４項若しくは第６項（A県の区域に使用の本拠を有する自動車に限る。）による封印の取付けを行う場合

13

別記 封印取付け受託者準則 （適用） 第１条　受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条　この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）封印の前渡し　予め一定数量の封印を受託者に交付すること。 （２）有償受託者　第１５条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者 （封印受払い簿） 第３条　封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。 ２　封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。 ３　封印受払い簿は、記録した日から２年間保存しなければならない。 （封印の保管） 第４条　受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。 （打損した封印等） 第５条　受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。 （封印の紛失） 第６条　受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。 （封印取付け届出書） 第７条　有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第１号様式）２通を提出しなければならない。	別記 封印取付け受託者準則 （適用） 第１条　受託者は、道路運送車両法及び同法施行規則の規定によるほか、この準則の定めに従って封印の取付けに関する業務を行わなければならない。 （定義） 第２条　この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 （１）封印の前渡し　予め一定数量の封印を受託者に交付すること。 （２）有償受託者　第１５条の規定により手数料請求権を放棄した受託者以外の受託者 （封印受払い簿） 第３条　封印の前渡しを受けた受託者は、封印受払い簿を備え、封印の出納状況を明らかにしなければならない。 ２　封印受払い簿への記録は、受入れ、取付け、打損、紛失等受払い事由を明らかにして行わなければならない。 ３　封印受払い簿は、記録した日から２年間保存しなければならない。 （封印の保管） 第４条　受託者は、紛失、盗難等がないよう封印を厳重に保管しなければならない。 （打損した封印等） 第５条　受託者は、打損又はき損した封印及び不良の封印を運輸支局長に返納しなければならない。 （封印の紛失） 第６条　受託者は、封印の紛失を発見したときは、すみやかにその数量及び事情を運輸支局長に報告しなければならない。 （封印取付け届出書） 第７条　有償受託者たる乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、封印の取付けを行おうとするときは、当該自動車の新規登録、変更登録及び移転登録の際、運輸支局長に封印取付け届出書（第１号様式）２通を提出しなければならない。

14

（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け） 第８条　甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第３号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。 （出張封印確認書） 第９条　出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則２通提出しなければならない。 （封印取付け報告書） 第１０条　封印の前渡しを受けた受託者は毎月１０日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第２号様式）を提出しなければならない。 ２　封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。 （変更届） 第１１条　受託者は、道路運送車両法施行規則第１２条第１項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。 （手数料額） 第１２条　手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。 第１３条　手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。 （手数料の請求） 第１４条　受託者は、毎年４月１日から翌年３月３１日までに行	（営業所等一覧及び封印取付け担当者名簿の備え付け） 第８条　甲種及び乙種受託者は、封印の取付けを行う分室又は営業所を設けた場合、封印取付け担当者及び営業所等一覧（第３号様式）を備え、これに記録しなければならない。また、記録した事項に変更が生じた場合は、その変更内容を記録しなければならない。 （出張封印確認書） 第９条　出張封印により、返納する自動車登録番号標を封印取付け後に返納とする受託者は、登録申請又は交換申請時等に封印受託者名、出張封印を行おうとする自動車の車台番号を記載した書面又は当該書面と同等と認める書面を運輸支局長に原則２通提出しなければならない。 （封印取付け報告書） 第１０条　封印の前渡しを受けた受託者は毎月１０日までに、前月の封印取付け状況に関し、運輸支局長に封印取付け報告書（第２号様式）を提出しなければならない。 ２　封印の前渡しを受けた乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の封印取付け報告書を提出するときは、封印の取付をした自動車の登録年月日及び自動車登録番号を記載した書面を添付しなければならない。 （変更届） 第１１条　受託者は、道路運送車両法施行規則第１２条第１項の申請書に記載した事項に変更があったとき（事業場の位置に変更があったときを除く。）は、すみやかにその旨を運輸支局長に届け出なければならない。 （手数料額） 第１２条　手数料の額は、毎年度ごとに定めるものとする。 第１３条　手数料は、甲種受託者の場合には運輸支局等の業務件数により、乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者の場合には請求書に添付された封印取付け届出書により確認できる封印取付け件数について支払う。 （手数料の請求） 第１４条　受託者は、毎年４月１日から翌年３月３１日までに行

った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。 ２　前項の手数料の請求は、次年度４月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。 ３　乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。 （無償受託） 第１５条　受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。 第１号様式（略） 第２号様式（略） 第３号様式（略）	った封印の取付けについて運輸支局長に手数料を請求することができる。 ２　前項の手数料の請求は、次年度４月末までに封印の取付け件数及び請求金額を記載した請求書を提出することにより行わなければならない。 ３　乙種受託者、丙種受託者及び丁種受託者は、前項の請求書を提出するときは、運輸支局長が確認済印を押捺して返付した封印取付け届出書を添付しなければならない。 （無償受託） 第１５条　受託者は、手数料の請求を行わない旨をあらかじめ文書をもって通知することにより、手数料請求権を放棄することができる。 第１号様式（略） 第２号様式（略） 第３号様式（略）

(8)「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

国 自 情 第　80　号の２
令　和　６年　６月　２８日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方運輸局等に通知しましたので、ご了知いただきますとともに、傘下会員への周知方よろしくお願いします。

別 添

国 自 情 第 ８０ 号
令 和 6年 6月 28日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車情報課長

「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について

標記について、「封印取付け委託要領」（平成１８年１０月４日付け国自管第８６号）を一部改正することに伴い、その具体的な運用についても別添のとおり一部改正することとしたので、了知されたい。

別 添

【別添改正溶け込み】

封印取付け委託要領の運用等

1　定義

本通達における基本通達とは、平成１８年１０月４日付国自管第８６号「封印取付け委託要領」をいう。

2　基本通達第２条第３号について

（１）委託先

完成検査終了証のある新車の販売を行っている自動車販売業者であって、自動車予備検査証の交付を受けた車又は保安基準適合証若しくは限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の交付を受けた中古新規車を販売する者とする。

（２）販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該乙種受託者が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車であって、古物営業法（昭和24年法律第108号）第１６条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

3　基本通達第２条第４号について

（１）　委託先

①　(一社)日本中古自動車販売協会連合会（以下「中古自動車連合会」という。）の会員のうち中古自動車の販売を業とするものを構成員とする団体は、中古自動車連合会より封印取付け業務の適正な運営を確保するよう指導を受けている団体（以下「団体」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と中古自動車連合会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

②　委託に際しては、基本通達第６条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

（２）販売用中古自動車の範囲

販売用中古自動車の範囲は、当該構成員が自ら仕入れ若しくは販売する中古自動車又はユーザー等から委託を受け商品自動車として販売する中古自動車であって、古物営業法第16条の規定によって帳簿等への記載又は電磁的方法により記録することとされているものに限る。

4　基本通達第２条第５号について

（１）　委託先

①　行政書士法（昭和２６年法律第４号）第１５条に規定される行政書士会（以下「行政書士会」という。）とする。

封印取付け委託申請については、あらかじめ地方運輸局と行政書士会とが十分調整のうえ、申請させること。その際、本省自動車情報課にも事前に相談させること。

② 委託に際しては、基本通達第６条の内容を十分審査するとともに、さらに当該団体の財政状況、業務実績等の実態及び既存の甲種受託者との関係等についても総合的に勘案すること。

５ 基本通達第１２条第１項について

（甲種受託者の名において日本自動車輸入組合の輸入自動車販売事業者（以下「輸入自動車販売事業者」という。）、自動車登録業務に十分精通した行政書士（以下「行政書士」という。）、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

（ア）輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ(一社)全国自動車標板協議会と日本自動車輸入組合、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）、(一社)日本自動車整備振興会連合会又は日本自動車車体整備協同組合連合会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認しておくとともに、具体的な封印の取扱いに関しては当該甲種受託者と当該輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は当該車体整備事業者との間でそれぞれ確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

（イ）甲種受託者は、輸入自動車販売事業者、行政書士、指定整備事業者又は車体整備事業者への封印の引渡しに当たっては、左欄に掲げる作業範囲について右欄に掲げる書類等の提示させることにより作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

この他、運輸支局長が指定した者への封印の引き渡しに当たっては、必要な書類等により指定された作業範囲を確認のうえ引き渡すこととする。

作業範囲	書類等
輸入自動車販売事業者が出張予備検査を受けた輸入自動車	・自動車予備検査証番号欄の末尾にローマ字「Ａ」が付され、かつ、運輸支局名小印が押印された自動車予備検査証(写)
行政書士が他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した自動車(乙種受託者及び丙種受託者の構成員の販売する自動車を除く。)	・顧客からの書類作成依頼の書面及び譲渡証明書（写）等
指定整備事業者が自ら販売する中古自動車であって現車提示の省略される自動車	・譲渡証明書（写）等及び保安基準適合証
指定整備事業者たる自動車整備協業組合又は自動車整備協同組合の組合員が自ら販売する中古自動車	・当該組合が所属する自動車整備振興会から予め提出のあった当該組合の組合員名簿 ・譲渡証明書（写）等

変更登録又は移転登録に伴い指定整備事業者又は車体整備事業者が行う封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第１１条第２項のうち番号変更のために必要となる封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）
車両法第１１条第２項のうち再交付又は交換のために必要となる封印の取付け	・承認印のある交換再交付申請書（写） ・出張封印確認書
車両法第１１条第４項及び第６項に基づき封印のき損等による又は整備のために取り外した封印の取付け	・顧客からの整備依頼の書面及び取り外した状況を示す写真
自動車ＯＳＳによる変更登録申請時の自動車登録番号標交付時期猶予について（国自情第２４２号、国自整第２２１号）に基づく車両法第１１条第１項による封印の取付け	・登録事項等通知書及び旧自動車検査証（写）

6　基本通達第１２条第３項について

（丙種受託者の名において構成員又は当該構成員を通じ行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

（ア）丙種受託者の構成員に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ中古自動車連合会と丙種受託者たる団体との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丙種受託者と当該構成員との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

（イ）丙種受託者は、構成員への基本通達第２条（４）アに係る封印の引渡しに当たっては、当該構成員からの譲渡証明書（写）等の提示をもって、自ら販売する自動車であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丙種受託者が認めた構成員にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丙種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

7　基本通達第１２条第４項について

（丁種受託者の名において行政書士又は当該行政書士を通じ他の行政書士に封印の取付け作業を行わせる場合の方法等）

（ア）行政書士会が行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、あらかじめ日行連と丁種受託者たる行政書士会との間で、それぞれ円滑な取付け作業が行えるよう基本的事項について確認し、具体的な封印の取扱いに関して当該丁種受託者たる行政書士会と当該行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、

主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

（イ）再委託先である当該行政書士又は当該行政書士を通じ一体として封印を取り扱うこととなる再々委託先である他の行政書士に封印の取付け作業を行わせるに際しては、丁種受託者たる行政書士会間で、それぞれ適正な取付け作業が行えるよう必要に応じて事後的に業務適正化のための情報提供を行うこととし、一体として封印を取り扱うこととなる再委託先である当該行政書士と再々委託先である他の行政書士との間で確約書を交わすこととする。確約書においては、主として封印の管理面から、受渡しの記録、取付け記録、報告・調査等に関する取り決めを交わすものとする。

（ウ）丁種受託者は、行政書士へ基本通達第２条（５）ア又はイに係る封印の引渡しに当たっては、自動車ユーザーや自動車販売店等から登録手続きや施封依頼を受けた自動車に係る封印であることを確認のうえ引渡すこととする。

ただし、丁種受託者が認めた行政書士（再委託先である当該行政書士）にあっては、封印の先渡しを認めることができるものとする。この場合、丁種受託者は、後日、封印引渡しの際と同様の書面等により、適正な封印取付けであることを確認するものとする。

８　基本通達別記封印取付け受託者準則第７条について

運輸支局長は、封印取付け届出書の提出を受けたときは、その記載内容を確認したうえ、１通は確認済印を押して受託者に交付し、他の１通は次年度４月末まで保存しなければならない。

９　基本通達別記封印取付け受託者準則第９条について

運輸支局長は、出張封印確認書又は当該書面と同等と認める書面の提出を受けたときは、原則、その記載内容を確認したうえ確認済印を押して、１通を受託者に交付することとする。他の１通は後日受託者に交付した１通が交付代行者等から回付されるまで保管することとし、交付代行者等から回付がされない場合又は交付代行者から求めがあった場合は、状況を受託者に確認することとする。交付代行者等から回付された出張封印確認書のうち登録申請に係るものは確認済印を押印した日から５年間保存しなければならない。

(9) 特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について

国自整第９８号の２
令和６年７月３０日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省 物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、傘下会員に対し周知をお願いいたします。

別添

国 自 整 第 ９ ８ 号
令和６年７月３０日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の
取扱細則について

（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っている。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われるが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかった事案が報告されている。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順（例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする）を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになるが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となる。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号）の規定に基づき、同通達２－１（３）の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、（独）自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

特定DTC照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

１．用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和６年３月28日国自基第221号、国自整第270号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

（１）「アップデート」とは、（独）自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定DTC照会アプリのアップデートをいう。

（２）「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定DTC照会アプリを使用できない状態となることをいう。

２．特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

（１）OBD検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定DTC照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

（２）特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（１）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

（３）特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領２－１（３）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領４－２に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

（４）同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

（５）コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に

OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、（１）から（３）までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し２年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

３．機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

別紙（様式例）

コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日
●●自動車整備工場

□アップデートエラーが発生した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分

□コールセンターに連絡した日時
（記載例）
■　令和●年●月●日　●時●分、●●（連絡者名）
■　令和●年●月▲日　▲時▲分、●●（連絡者名）

□受領した特例番号
（記載例）
■　UD41-240625-11
■　UD41-240626-11
・
・
・
※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

(10)「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

国自整第１０５号の２
令 和 ６ 年 ８ 月 ６ 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部を改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第１０５号
令和６年８月６日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、制動装置及び前照灯の検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

別添

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成７年３月２７日付け自整第６７号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新

自 整 第 ６ ７ 号
平成７年３月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．～５．（略）
附則（略）
附則（令和６年８月６日　国自整第１０５号）
１　本改正規定は、令和６年８月６日から施行する。
別紙

黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例　（略）

旧

自 整 第 ６ ７ 号
平成７年３月 27 日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

自動車交通局技術安全部整備課長

指定整備記録簿の記載要領について

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。

省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

１．～５．（略）
附則（略）
（新設）

別紙

黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

新

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（削除）

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1) （略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 ５８ cm	５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。（以下、②、③、④及び⑤についても同じ。）

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。（以下、②についても同じ。）

（注）「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。（以下、②及び③についても同じ。）

旧

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（２）黒煙測定器を用いて判断した場合（経過措置）

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ ２０ % m^{-1}

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1) （略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前照灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 ５８ cm	５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。（以下、②及び⑤についても同じ。）

（注）「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。（以下、②についても同じ。）

（注）「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。（以下、②及び③についても同じ。）

新

②（略）
③　カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

旧

②（略）
③　カットオフ無しの場合

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフ無し」と記入する。

3

新

④カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフライン ５８ cm	cm
光軸	下 ５－６ cm	下 Cm
	左・右 cm	左・右 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ３５ cd	副×100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

（注）「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。

旧

（新設）

4

新	旧
⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る）	（新設）

前照灯			
取付高さ	右	左	
	すれ違い灯 特例ライン ５８ cm	cm	（注）「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。
光軸	下 ５－６ cm	下 Cm	（注）「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。
	左・右 cm	左・右 cm	
光度	主×100 １００ cd	主×100 cd	（注）「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。
	副×100 ４５ cd	副×100 cd	

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 １６００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 １５００ N	７．０４ N/kg	０．２３ N/kg
計		８９００ N	車両重量	８．５９ N/kg
手動		２４００ N	１０３５ kg	２．３１ N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左		

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が4.90N/kg以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 １６００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 １５００ N	７．０５ N/kg	０．２３ N/kg
計		８９００ N	車両重量	８．６０ N/kg
手動		２４００ N	１０３５ kg	２．３２ N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が3.92N/kg以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左		

新

		700 N	3．40 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	湿 4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．31 N/kg

(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 700 N	3．40 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．31 N/kg

旧

		700 N	3．41 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	湿 4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．32 N/kg

(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 700 N	3．41 N/kg	0．23 N/kg
計		4400 N	車両重量	4．25 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．32 N/kg

新

(4) 主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	前前軸	右 2800 N	軸重	左右差 200 N
		左 3000 N	595 kg	0．34 N/kg
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N		N/kg
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 1600 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 1500 N	7．04 N/kg	0．23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8．59 N/kg
手動		全車輪ロック 1900 N	1035 kg	1．83 N/kg

(注) ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

旧

(新設)

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合
①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車
②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車
<table><tr><td>走行テスト等の方法と結果</td><td>路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認</td></tr></table>
電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td><td>(新設)

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td></tr>
</table>

(11) 「整備工場における平成10年９月１日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について

国自整第１０６号の２
令 和 ６ 年 ８ 月 ６ 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長
（公印省略）

「整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について一部改正した旨を別紙のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので通知します。

本取り扱いに関して了知するとともに、遺漏のないよう周知願います。

国自整第１０６号
令和６年８月６日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「整備工場における平成 10 年 9 月 1 日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構の「審査事務規程」が一部改正され、本年８月１日をもって施行されることにより、前照灯について検査の基準が一部変更されることとなる。

これに伴い、今般、標記通達について別添新旧対照表のとおり改正したので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙のとおり通知したので申し添える。

別添

「整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて」（平成27年6月5日付け自整第54号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
国自整第54号 平成27年6月5日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 物流・自動車局自動車整備課長 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて 整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。 なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。 記 １．検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ違	国自整第54号 平成27年6月5日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整備課長 整備工場における平成10年9月1日以降製作車の前照灯検査の取扱いについて 整備工場における平成10年9月1日以降製作車（二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車を除く。以下「新基準車」という。）の前照灯検査においては、平成27年9月1日以降、下記のとおり取扱うこととしたので、遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。 なお、「整備工場における前照灯の検査の取扱いについて」（平成10年8月31日付け自整第142号）については、平成27年8月31日をもって廃止する。 記 １．検査方法を変更する背景 平成7年12月の前照灯に係る道路運送車両の保安基準の改正により、走行用前照灯及びすれ

新	旧
い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。 一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ９割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において７割を超え、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。（略） ２．検査方法及び判定基準 (1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合 原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。 なお、必要な整備をした上で以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試試機で検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合 (2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合 次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合 ウ　前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合（ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる） 〔測定方法〕 ①　走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ	違い用前照灯の要件が分けて規定され、新基準車については、原則、すれ違い用前照灯を検査することとされている。しかしながら、改正施行後においても、新基準車が少ないこと、すれ違い用前照灯試験機が普及していないこと等から、当分の間の経過措置として、すれ違い用前照灯の検査に代えて走行用前照灯を検査していたところである。 一方、現在、新基準車の保有割合はおよそ９割に達しており、すれ違い用前照灯試験機の普及も整備工場において７割を超え、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会ともにほぼ完了しており、すれ違い用前照灯の検査体制が概ね整備された状況となっている。このため、今般、上記の経過措置を改め、新基準車の前照灯を検査する場合には、原則、すれ違い用前照灯を検査することとする。 ２．検査方法及び判定基準 (1) すれ違い用前照灯試験機を保有している場合 原則、すれ違い用前照灯を、すれ違い用前照灯試験機で検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を走行用前照灯試試機で検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、すれ違い用前照灯試験機での判定が困難な場合 (2) すれ違い用前照灯試験機を保有していない場合 次の要領に従って、原則、すれ違い用前照灯を、走行用前照灯試験機のスクリーンで検査する。 なお、以下の場合に限り、特例的な取扱いとして走行用前照灯を検査することができる。 ア　適切に光度を測定できない場合 イ　明確なカットオフ及びエルボー点を有しておらず、かつ、走行用前照灯試験機での判定が困難な場合 ウ　前照灯試験機にスクリーンが付属していない場合（ただし、壁等に直接照射してすれ違い用前照灯の配光を検査することもできる） 〔測定方法〕 ①　走行用前照灯試験機の受光部中心とすれ違い用前照灯の照明部中心を合わ

新	旧
せる。 ② カットオフの位置は、エルボー点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、④による。 ③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕 自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。 ④ カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。 〔判定基準〕 ① エルボー点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。 ② カットオフが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る。）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）については、上記④の方法で測定した場合、次のいずれかであること。 (ｲ) 光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。※図１参照	せる。 ② カットオフの位置は、エルボー点の垂直及び水平位置をスクリーンにより目視で測定。なお、明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、④による。 ③ 光度は、手動式の試験機の場合、すれ違い用前照灯の照明部中心から下方0.6度（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方0.9度）、左方1.3度の点における光度を測定。〔前方10mの位置において、当該照明部中心を含む水平面より下方11cm（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、16cm）の直線及び当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左方に23cmの直線と交わる位置における光度を測定。〕 自動式の試験機の場合、光度が最大となる点における光度を測定。 ④ 明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、光度が最大となる点の位置及びその点における光度を測定。 〔判定基準〕 ① エルボー点は、前方10mの位置において、すれ違い用前照灯の照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。 ② 明確なカットオフを有していないもの（SAE灯火器を想定）については、上記④の方法で測定した場合、光度が最大となる点の垂直位置は、照明部中心を通る水平線より下方にあること。また、水平位置は、照明部中心を通る垂直線より左方にあること。

新	旧
(ﾛ) 光度が最大となる点は、照明部中心を含む水平面より下方2cmの直線及び下方15cmの直線（標準位置は下方10cm）（当該照明部中心の高さが1mを超える自動車にあっては、下方7cmの直線及び下方20cmの直線（標準位置は下方15cm））並びに当該照明部中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直線より左右にそれぞれ27cmの直線に囲まれた範囲内（標準位置は照明部中心を通る垂直線上）にあること。※図２参照 ③ 光度測定点における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図３参照 〔図１〕②(ｲ) 最高光度点の判定基準 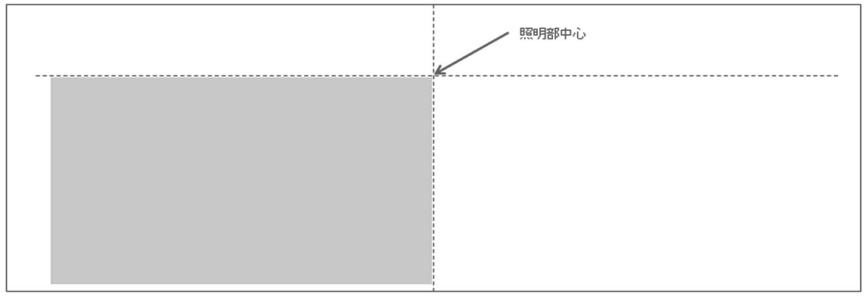 	③ 光度測定点（路面点相当）における光度が6,400カンデラ以上であること。 ※図１参照 （新設）

新	旧
〔図２〕②(ﾛ)　10ｍの距離において測定する場合の最高光度点の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが 1ｍ以下の場合） 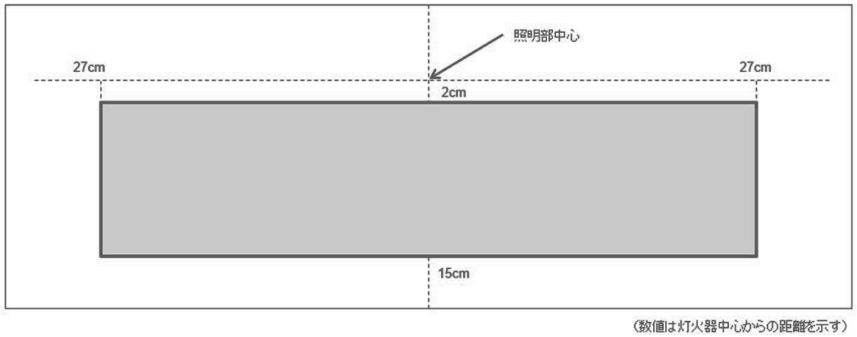 	（新設）
〔図３〕　10ｍの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが 1ｍ以下の場合） 図（略） 〔〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方 5ｍ又は3ｍの位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー点）の標準位置を太線で示してある。 ※図４参照 〔図４〕測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが１ｍ以下の場合） 図（略） 参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ 別紙１へ 附則（令和６年８月６日　国自整第１０６号）	〔図１〕　10ｍの距離において測定する場合の判定基準（前照灯の照明部中心の高さが 1ｍ以下の場合） 図（略） 〔〔壁等を用いた測定〕 壁等に直接照射して測定を行う場合は、以下に示すスクリーンを作成し、前照灯の前方 5ｍ又は 3ｍ の位置に正対させて行う。スクリーンに示してある範囲内にエルボー点があれば合格であり、調整をする場合のカットオフライン（エルボー点）の標準位置を太線で示してある。 ※図２参照 〔図２〕測定に用いるスクリーンの例（前照灯の照明部中心の高さが１ｍ以下の場合） 図（略） 参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ 別紙１へ （新設）

新	旧
１　本改正規定は、令和６年８月６日から施行する。	

（旧）

参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

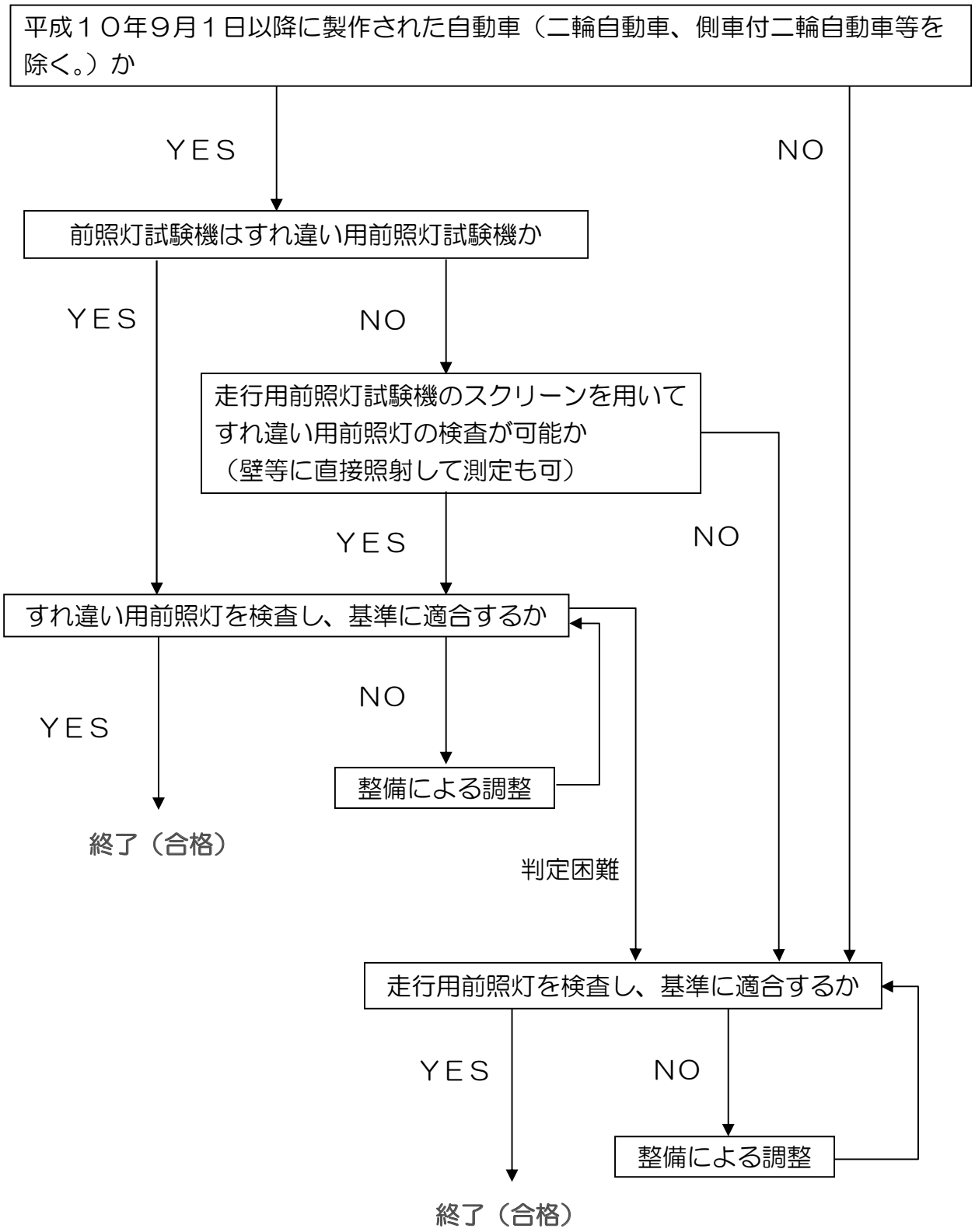

（新）

参考　整備工場における前照灯検査（整備）の流れ

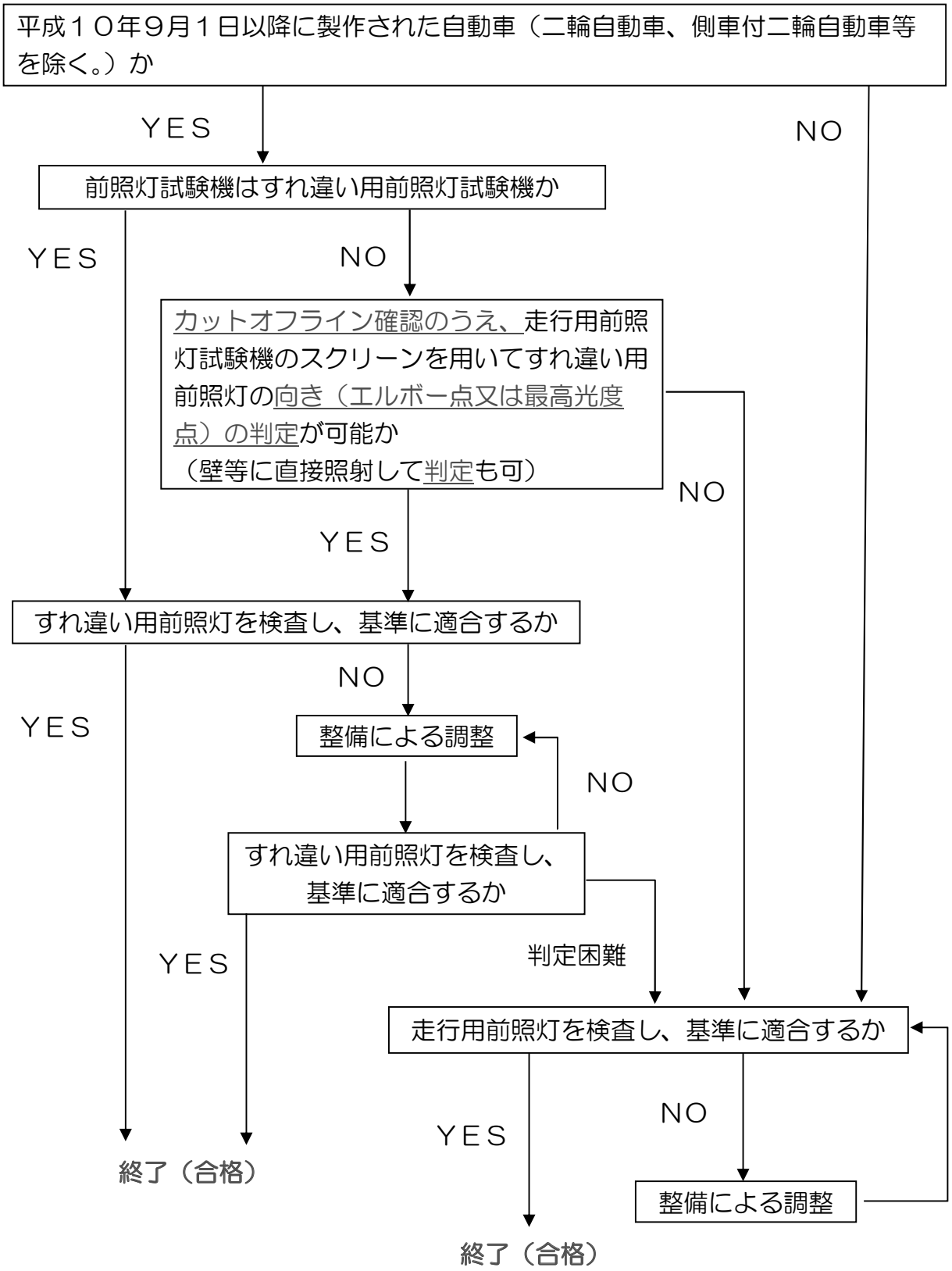

(12) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第88条及び第166条の規定にかかる基準適合性確認の取扱いについて

国自基第８５号
令和６年９月20日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長　殿（単名各通）

物流・自動車局
車両基準・国際課長
（公印省略）

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第88条及び第166条の規定にかかる基準適合性確認の取扱いについて

標記にについて、別紙のとおりとしたので遺漏なきよう取り扱われたい。
なお、別添のとおり関係団体宛通知したので念のため申し添える。

別添

国自基第８５号の２
令和６年９月20日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長
軽自動車検査協会理事長
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長
一般社団法人日本自動車工業会会長
日本自動車輸入組合理事長
一般社団法人日本自動車車体工業会会長
殿（単名各通）

国土交通省
物流・自動車局
車両基準・国際課長
（公印省略）

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第88条及び第166条の規定にかかる基準適合性確認の取扱いについて

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に通知しましたので、了知されるとともに、遺漏なきようお取り計らい願います。

別紙

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第 88 条及び第 166 条の規定にかかる基準適合性確認の取扱い

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成 14 年 7 月国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 88 条第 1 項第 2 号及び第 166 条第 1 項第 2 号においては、細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定に適合する装置を備えることを規定している。

今般、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和６年国土交通省告示第 1172 号）により、当該装置の基準適合性の確認方法として、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは基準に適合すると新たに規定したところ。

車載式燃料・電力消費等測定装置は、その機能の多くが ECU 等車両内部の部品に依存するものであること等に鑑み、下記により取り扱うものとする。

なお、本取扱いは、車載式燃料・電力消費等測定装置に関する技術開発の進展及び国際基準の動向並びに検査手法の高度化により、今後変更があり得ることを申し添える。

記

細目告示第 88 条第 1 項第 2 号及び第 166 条第 1 項第 2 号に規定する「車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等」の確認については、次のいずれかの方法によるものとする。

(1)　スキャンツールを用いて細目告示別添 125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3. の規定する項目を読み出すことにより確認する方法

(2)　車載式燃料・電力消費等測定装置に記録された項目を読み出す際の接続端子部分について、大幅に変形しているなどの外観上明らかな損傷の有無を確認する方法

(13) 指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるＯＢＤ検査の適切な実施について

令和６年 10 月 1 日よりＯＢＤ検査が開始されることに伴い、ＯＢＤ検査対象車にあっては指定自動車整備事業の完成検査においても検査用スキャンツールを使用してＯＢＤ検査を実施することとなるところ。

今後、完成検査を実施する場合には下記の注意点に留意し、ＯＢＤ検査対象車については確実にＯＢＤ検査を実施していただくとともに、「自動車特定整備事業者等におけるＯＢＤ検査及び ＯＢＤ確認の取扱方針について」（令和６年３月 28 日付け国自整第 278 号）により適切に取扱われたい。

つきましては、以下について傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、各地方運輸局等あて別紙のとおり通知していることを申し添える。

記

１．完成検査時の注意点

・自動車検査証等の備考欄に「ＯＢＤ検査対象」と記載があるか確認すること。
・自動車検査証の備考欄等の「ＯＢＤ検査開始年月日」を確認すること。
　なお、確認の結果「ＯＢＤ検査開始年月日」に至っている場合には、特定ＤＴＣ照会アプリを使用してＯＢＤ検査要否の詳細確認を行うこと。

２．ＯＢＤ検査時の注意点

・特定ＤＴＣ照会アプリは、「検査モード」で使用すること。
・検査車両と入力情報に相違がないこと。
・検査時は、「原動機ＯＮ」または「ＲＥＡＤＹ」で実施すること。

以上

別紙

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

指定自動車整備事業におけるＯＢＤ検査の適切な実施について

標記について、別添のとおり一般社団法人日本自動車整備振興会連合事業部長あて通知したので、研修等の機会を通じてＯＢＤ検査の実施方法について関係者に対し指導されたい。

(14) 輸入車のOBD検査開始までの間における自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車のＯＢＤ検査開始までの間における
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、貴会傘下会員に対し周知願います。

別添

事　務　連　絡
令和６年９月２６日

各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

物流・自動車局自動車整備課
整備事業班長

輸入車のＯＢＤ検査開始までの間における
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準の適用について（注意喚起）

令和６年 10 月１日より車載式故障診断装置を活用した検査（ＯＢＤ検査）が開始されるところ、輸入車に対するＯＢＤ検査については、令和７年 10 月１日から開始されることとされている。

そこで、令和７年９月 30 日までの間に行われた輸入車に対するＯＢＤ確認及びＯＢＤ検査については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年３月２日付け国自整第１２６号）及び「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年３月２日付け国自整第 127 号）によらず、行政処分等を行うべき違反事項として取り扱わないこととしたので留意されたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長あて別添のとおり通知したので申し添える。

(15)「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

国自技環第８１号の３
令和６年１０月１日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、貴会（組合）におかれましても、傘下会員（組合員）に対し周知願います。

別添

国自技環第８１号
令和６年１０月１日

各地方運輸局長　殿

物流・自動車局長（公印省略）

「基準緩和自動車の行政処分等要領について」の一部改正について

今般、「基準緩和自動車の行政処分等要領について」（平成２９年７月３日付け自技第４９号）別添「基準緩和自動車の行政処分等要領」を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、関係団体等には別添のとおり周知したので了知されたい。

●「基準緩和自動車の行政処分要領について」（平成29年７月３日付自技第４９号）の一部改正について　別紙新旧対照表

制　　定　平成29年７月３日付　自 技 第 49 号
最終改正　令和６年10月１日付　自技環第 81 号

改　正　後	改　正　前
第１　（略） 第２　用語 この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日自技第１９３号）別添基準緩和自動車の認定要領（以下「認定要領」という。）第２に定めるところによるほか、次によるものとする。 第３　（略） 第４　違反点数の取扱い １　（略） ２　緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第１の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第２及び別表第３による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付すものとする。 ３　（略） ４　基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前２項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累積違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。ただし、違反点数のうち、別表第１第５項による違反が複数台あった場合の累積違反点数は１台分のみとする。	第１　（略） 第２　（略） この要領における用語の定義は、「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」（平成９年９月１９日自技第１９３号）別添基準緩和自動車の認定要領第２に定めるところによるほか、次によるものとする。 第３　（略） 第４違反点数の取扱い １　（略） ２　緩和監査により確認された違反行為については、基準緩和自動車ごとに別表第１の違反事項に対する基礎点数を合算し、また、別表第２及び別表第３による事故及び違反等の種類ごと（各表において、加算点数項目が複数ある場合には、最も点数が大きいもの）に加算して得た点数を付するものとする。 ３　（略） ４　基準緩和自動車の使用者は、使用の本拠の位置ごとに前２項により付した違反点数の総合計を一定期間累計（以下「累計違反点数」という。）するものとし、次の各号により取り扱うものとする。

（１）～（３）（略） （４）　累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（認定要領に定める基準緩和認定変更届出として扱うことができるもの）であって、保安基準第５５条第７項に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。 ①～②（略） （５）（略） 第５　（略） 第６　基準緩和の認定の取消処分 １　（略） ２　第４第３項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。 ただし、認定要領第１０で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第５第２項により指導するものとする。 ３　（略） ４　基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が認定要領第２４第３項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。 第７　（略） 別表１（違反行為及び違反事項別の基礎点数） 違反行為：基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合 違反事項：１（略）／２（略）／３（略）／４（略）／５　認定要領第９第５項の規定により付された条件に従った新たな基準緩和認定の申請を行わなかった／６　２から５以外の基準緩和自動車条件及び制限事項違反（※３） 基礎点数：（略）／（略）／（略）／（略）／１１点／（略） 適用保安基準：（略）	（１）～（３）（略） （４）　累積期間中に当該自動車の使用者を変更した場合、かつ新使用者と旧使用者の管理組織体制が同等な場合（基準緩和認定変更申請として扱うことができるもの）であって、保安基準第５５条第７項に規定する認定をしない理由があると認められるところは、次のとおりとする。 ①～②（略） （５）（略） 第５　（略） 第６　基準緩和の認定の取消処分 １　（略） ２　第４第３項による行政処分の量定により、基準緩和自動車の認定を取り消すものとする。 ただし、認定要領第１０で規定する一括処理により認定された自動車については、使用者に対し第５により指導するものとする。 ３　（略） ４　基準緩和の認定の取消処分を行う前に当該基準緩和自動車が認定要領第２１第３項の各号のいずれかにより基準緩和の認定を失効した場合にあっては文書警告を行う。 第７　（略） 別表１（違反行為及び違反事項別の基礎点数） 違反行為：基準緩和の認定に付された条件又は制限を遵守せずに運行した場合 違反事項：１（略）／２（略）／３（略）／４（略）／５（新設）／５　２及び３以外の基準緩和自動車条件及び制限事項違反（※３） 基礎点数：（略）／（略）／（略）／（略）／（新設）／（略） 適用保安基準：（略）

文書警告後の改善未実施	7 （略）	（略）	（略）
虚偽による保安基準緩和認定申請により認定を受けた場合	8 （略）	（略）	

（※１）（略）
（※２）（略）
（※３）（略）

別表第２～５（略）

様式第１（基準緩和の認定の取消通知書の例）

○○第○○○号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事業者名
代表取締役　□□　□□　殿

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。
なお、おって○○運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第５２条の規定に基づき，当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。
また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても遅滞なく抹消されたい。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日・○第○○○号
（５）使用の本拠の位置：○○県○○市○○○○
２．違反事項
３．取り消し日　（和暦）○年○月○日
４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成９年９月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において上記３の取り消し日から起算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４．は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）
５．累積違反点数　○○○点

（和暦）○年○月○日

文書警告後の改善未実施	6 （略）	（略）	（略）
虚偽による保安基準緩和認定申請により認定を受けた場合	7 （略）	（略）	

（※１）（略）
（※２）（略）
（※３）（略）

別表第２～５（略）

様式第１（基準緩和の認定の取消通知書の例）

○○第○○○号

道路運送車両の保安基準緩和認定の取消通知書

事業者名
代表取締役　□□　□□　殿

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、保安基準緩和認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められたため、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定により当該車両の基準緩和認定を下記のとおり取り消すこととしたので通知する。
なお、おって○○運輸支局長からの道路運送車両法施行規則第５２条の規定に基づき，当該自動車に係る自動車検査証の提示命令が発せられるので、その命令に従って自動車検査証の記載を受けるとともに当該自動車に係る基準緩和認定書を返納されたい。
また、当該自動車の基準緩和認定に係る標識及び制限付加事項の表示についても遅滞なく抹消されたい。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○号
（５）使用の本拠の位置：○○県○○市○○○○
２．違反事項
３．取り消し日　平成○年○月○日
４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成９年９月○日公示第○号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において上記３の取り消し日から起算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）
５．累積違反点数　○○○点

平成○年○月○日

3

○○運輸局長　○○　○○　印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、または処分の日から１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式２（勧告書の例）

○○第○○○号
（和暦）○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）○○　○○

勧　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和暦）○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日・○第○○○号
２．違反事項
別紙とおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

○○運輸局長　○○　○○　印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、または処分の日から１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式２（勧告書の例）

○○第○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）○○　○○

勧　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう勧告する。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○号
２．違反事項
別紙とおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置

4

基準緩和認定要領（平成９年９月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において本勧告日から起算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４．は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）

（日本産業規格Ａ列４番）

様式３－１（初回又は２回目の警告書の例）

○○第○○○号
（和暦）○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）　○○　○○

警　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和暦）○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。
また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により（和暦）○年○月○日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成９年９月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において上記３の取り消し日から起　算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４．は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）

基準緩和認定要領（平成９年９月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において本勧告日から起算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４．は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）

（日本産業規格Ａ列４番）

様式３－１（初回又は２回目の警告書の例）

○○第○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長（支局長）　○○　○○

警　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することとなるので、今後、関係法令を遵守し適正な運行を行うよう厳重に警告する。
また、この警告書に基づく改善の具体的措置については、書面により平成○年○月○日までに当局（支局）あて報告されたい。
なお、改善の結果が適切でないと認められる場合又は報告がなされない場合は、基準緩和の認定の取消し等必要な措置を執ることがあることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項　別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

４．基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例についての措置
基準緩和認定要領（平成９年９月19日国自技第193号）に基づく、基準緩和認定申請及び認定一括処理の特例の適用は、１．（１）が所属する営業所（事業場）において上記３の取り消し日から起　算して２４ヶ月間はこれを行うことができない。
（※４．は、累積違反点数が５５点以上の場合に付記する。）

5

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、または処分の日から１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式３－２（基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例）

○○第○○○号
（和暦）○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長○○　○○

警　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を（和暦）○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう厳重に警告する。
なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」（（和暦）○年○月○日付け国自技環第○○号）第６第１項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項
別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

この処分（書面報告の部分に限る。以下同じ）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月以内又は、処分があった日の翌日から起算して１年以内に国土交通大臣に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づきこの処分があったことを知った日の翌日から６ヶ月以内又は処分の日から１年以内に国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分取消しの訴えを提起することができます。
なお、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、または処分の日から１年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

（日本産業規格Ａ列４番）

様式３－２（基準緩和の認定の取消処分相当の警告書の例）

○○第○○○号
平成○年○月○日

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長○○　○○

警　告　書

貴○が使用する保安基準緩和認定自動車について、道路運送車両の保安基準の緩和認定の際に付した条件及び制限事項の遵守状況等を平成○年○月○日に調査したところ、下記のとおり条件又は制限に違反して運行していた等の事実が認められた。
このような行為は、道路運送車両の保安基準第５５条第６項３号の規定に該当することになるので、今後、関係法令を遵守し適切な運行を行うよう厳重に警告する。
なお、この警告書により「基準緩和自動車の行政処分等要領」（平成○年○月○日付け国自技環第○○号）第６第１項に該当し、当該自動車の緩和認定の取消処分が行われることを申し添える。

記

１．保安基準緩和認定自動車
（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：平成○年○月○日・○第○○○号

２．違反事項
別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．累積違反点数　○○○点

6

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙（例）

別紙（例）

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく
違反点数の算出

（（和暦）○年○月○日に行った調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号○○○○」に係る違反）

番号	違反事実	違反点数	適用
1	（略）	（略）	（略）
2	（略）	（略）	（略）

※違反事実については、該当する事実すべてを記載すること

合計違反点数	行政処分等
（略）	（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙（例）

別紙（例）

違反事実及び「基準緩和自動車行政処分等要領」に基づく
違反点数の算出

（平成○年○月○日に行った調査時における保安基準緩和認定自動車「自動車登録番号○○○○」に係る違反）

番号	違反事実	違反点数	適用
1	（略）	（略）	（略）
2	（略）	（略）	（略）

※違反事実については、該当する事実すべてを記載すること

合計違反点数	行政処分等
（略）	（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

（例２）※複数台の違反が確認された場合

（新設）

別紙（例）

１．保安基準緩和認定自動車
①（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日・○第○○○号

②（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日　○○第○○号

③（１）自動車登録番号：○○○○
（２）車名・型式：○○・○○
（３）車台番号：○○○○
（４）認定日・番号：（和暦）○年○月○日　○○第○○号

（日本産業規格Ａ列４番）

7

様式第４（聴聞通知の例）

○○第○○○号
（和暦）○年○月○日

事業者名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長○○　○○

行政手続法の規定に基づく聴聞の実施について（通知）

貴○が使用する道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた自動車（自動車登録番号○○○○）について、当該認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められました。
よって、道路運送車両の保安基準第５５条第６項の規定に基づく不利益処分をおこなうに当たり下記により聴聞を行いますので、当日、指定の時間までに来局するよう行政手続法第１５条の規定に基づき通知します。
なお、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、聴聞を行わずに処分することができることとなっていますのでご承知ください。

記

１．予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項
自動車登録番号○○○○に係る保安基準緩和認定の取消し
（道路運送車両の保安基準第５５条第６項）
２．不利益処分の原因となる事実
保安基準緩和の認定の際に付した次の制限に違反する事実があった。
・積載物品は長大物品等で分割不可能な単体物品であること。
３．聴聞の期日　（和暦）○年○月○日　○○時○○分から
４．聴聞の場所　○○県○○市○○○　○○第○合同庁舎
○○運輸局　聴聞室
５．聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
○○運輸局自動車技術安全部技術課（電話○○○○）
○○市○○○　○○第○合同庁舎

様式第４（聴聞通知の例）

○○第○○○号
平成○年○月○日

事業者名
代表取締役　□□　□□　殿

○○運輸局長○○　○○

行政手続法の規定に基づく聴聞の実施について（通知）

貴○が使用する道路運送車両の保安基準緩和の認定を受けた自動車（自動車登録番号○○○○）について、当該認定の際に付した条件、制限等に違反して運行していた事実が認められました。
よって、道路運送車両の保安基準第５５条第６項の規定に基づく不利益処分をおこなうに当たり下記により聴聞を行いますので、当日、指定の時間までに来局するよう行政手続法第１５条の規定に基づき通知します。
なお、正当な理由がなく期日に出頭しないときは、聴聞を行わずに処分することができることとなっていますのでご承知ください。

記

１．予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令等の条項
自動車登録番号○○○○に係る保安基準緩和認定の取消し
（道路運送車両の保安基準第５５条第６項）
２．不利益処分の原因となる事実
保安基準緩和の認定の際に付した次の制限に違反する事実があった。
・積載物品は長大物品等で分割不可能な単体物品であること。
３．聴聞の期日　平成○年○月○日　○○時○○分から
４．聴聞の場所　○○県○○市○○○　○○第○合同庁舎
○○運輸局　聴聞室
５．聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
○○運輸局自動車技術安全部技術課（電話○○○○）
○○市○○○　○○第○合同庁舎

8

６．聴聞の主催者の氏名及び職名 ○○○○　○○運輸局自動車技術安全部技術課長 ７．その他 （１）貴○は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。 （２）貴○は、行政手続法の規定により、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 （３）貴○に代わって代理人を出頭させるときは、あなたの代理人であることを証する書面（委任状）を持参させて下さい。 （４）聴聞の期日に補佐人とともに出頭することを希望するときは、聴聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴○との関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 （５）聴聞の期日に上記（４）以外に出頭させたい者があるときは、聴聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聴聞の期日の７日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 （６）貴○は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。 （７）聴聞に出頭される方は、身分を証するもの（身分証明書又は運転免許証等）及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。 （日本産業規格Ａ列４番）	６．聴聞の主催者の氏名及び職名 ○○○○　○○運輸局自動車技術安全部技術課長 ７．その他 （１）貴○は、行政手続法の規定により、予定される不利益処分について聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。 （２）貴○は、行政手続法の規定により、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。 （３）貴○に代わって代理人を出頭させるときは、あなたの代理人であることを証する書面（委任状）を持参させて下さい。 （４）聴聞の期日に補佐人とともに出頭することを希望するときは、聴聞の件名並びに補佐人の氏名及び住所、貴○との関係及び補佐する事項を記載した書面を聴聞の期日の４日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 （５）聴聞の期日に上記（４）以外に出頭させたい者があるときは、聴聞の件名並びにその者の氏名及び住所、本件事案との利害関係を記載した書面を聴聞の期日の７日前までに主宰者に提出して許可を受けて下さい。 （６）貴○は、病気その他やむを得ない理由により聴聞の期日又は場所に出頭できないときは、運輸局長に対し変更を申し出ることができます。 （７）聴聞に出頭される方は、身分を証するもの（身分証明書又は運転免許証等）及び調書作成のため印鑑を持参して下さい。 （日本産業規格Ａ列４番）
附則（令和６年１０月１日国自技環第８１号） （適用時期） １　この要領は、令和６年１０月１日以降に実施する緩和監査から適用する。	（新設）

9

(16) 速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

国自基第９０号の３
国自整第１５０号の３
国自技環第１０３号の３
令和６年10月２日

一般社団法人　日本自動車整備振興会連合会会長　殿

物流・自動車局　車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

標記について、別紙の通り各地方運輸局自動車技術安全部技術課長、沖縄総合事務局運輸部車両安全課長、日本自動車工業会会長及び日本自動車輸入組合理事長に通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお取り計らい願います。

別紙

国自基第９０号
国自整第１５０号
国自技環第１０３号
令和６年10月２日

各地方運輸局自動車技術安全部部長　殿
沖縄総合事務局運輸部部長　殿

物流・自動車局　車両基準・国際課長
自動車整備課長
技術・環境政策課長

速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて

本年４月に自動車の運転業務の時間外労働等に係る規制強化が適用されているところ、今般、公益社団法人全日本トラック協会から、更なる輸送の効率化を推進するため、牽引車において、被牽引車が空車時に限って一時的にNRの機能を解除する場合の取扱いについて相談があった。

牽引車については、NR が機能していることを前提として、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）（以下「細目告示」という。）別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.を適用して被牽引車との連結に係る検討が行われているところ、今般、牽引車のNRの機能を一時的に解除する場合の取扱いを下記のとおり整理したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

記

次の1. 及び2. の条件を満たす場合であって、かつ、3.の手続きを行う場合には、一時的に解除可能なNRを装備してもよいこととする。

1.　車両構造に関する条件

以下を含め、NR 機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応して適用される保安基準の各規定に適合していること。

・保安基準第８条に規定する速度抑制装置を備えていること（NR 機能を解除した場合における牽引車の最高速度が 90 キロメートル毎時を超える場合に限る。）。この場合、牽引車においては、細目告示別添１「大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中、５．に規定する運転者の見やすい位置への表示を確実に行うこと。
・保安基準第９条に規定する走行装置については、NR 機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した負荷能力を有するタイヤを備えていること。
・保安基準第12条に規定する被牽引車の制動装置については、NR機能を解除した場合における牽引車の最高速度に対応した制動能力を有する制動装置を備えていること。

・細目告示第 15 条、第 93 条及び第 171 条に規定する衝突被害軽減制動制御装置及び保安基準第 43 条の６に規定する車線逸脱警報装置を備えていること（高速道路等を運行するものに限る。）。
・保安基準第 8 条及び第 53 条に基づき規定される別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」2.3.により牽引自動車の前面及び両側面に表示する最高速度に係る標識については、当該標識の付近に「制限車」と同程度の大きさの文字により「積載時に限る」と追加表示すること。

2.　運用に関する条件

以下の NR 機能を解除する場合の条件を自動車使用者及び運転者が理解し、遵守すること。

・NR 機能の一時的な解除は、非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限ること。
・NR 機能を解除して運行した状況を乗務の記録（いわゆる「日報」）や運行記録等に記録すること。

3.　解除可能な NR への改造に関する手続き

①　自動車検査証、基準緩和認定書の記載

一時的に解除可能な NR への改造を行った車両は、安全確保の観点から運転者が自ら NR 機能を適切に作動させる必要があるため、以下に掲げる基準緩和の制限事項を追加する。

【制限事項】

・NR 機能の解除は非連結状態または被牽引車との連結時において被牽引車が空車時に限る。
・NR 機能を解除して運行した場合は、乗務の記録（いわゆる「日報」）等に記録すること。

今後、使用の本拠の位置を管轄する基準緩和業務を行っている地方運輸局自動車技術安全部技術課等（以下「技術課等」という。）は、使用者から基準緩和認定書（一括緩和を除く）の差し替え依頼があった場合、上記 1. 及び 2. の条件を満たすこと、並びに解除可能な NR への改造が自動車製作者により確実に行われたことを別紙１装着証明書で確認後、基準緩和認定書に制限事項を追記し、自動車検査証の記録事項変更の手続きを案内する。

運輸支局等の検査窓口担当者は、一時的に解除可能な NR への改造を行った車両の自動車検査証記録事項変更等の申請があった場合、自動車検査証に記録している「速度制限装置付」を「速度制限装置付（解除機能付）」に変更するとともに、3.①の制限事項を記録し、自動車検査証を返付すること。

なお、基準緩和認定書の差替えを行うことなく運輸支局等の検査窓口に使用者が当該記録事項変更で来所した場合であっても、上記１．を満たした改造が自動車製作者により確実に行われたこと、及び２．を自動車製作者から自動車使用者に確実に伝達されたことを、別紙１装着証明書で確認し、運輸支局等の検査窓口担当者より技術課等へ電話連絡等の方法により基準緩和認定書の差し替えの調整が技術課等と出来た場合に限り、技術課等の指示で当該自動車検査証の記録事項変更を行って差し支えないものとする。この場合、運輸支局等の検査窓口担当者は、基準緩和認定書（一括緩和を除く）を差し替える必要がある旨を使用者へ伝え、技術課等を案内するとともに当該自動車検査証の記録事項変更の処理を担当部署と調整し処理を行うものとする。

② 検査時の確認

継続検査等においては、従来通り NR の機能及び運行中機能する装置の保安基準適合性を確認するものとする。なお、NR の機能確認については、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について（平成 8 年 12 月 27 日自技第 241 号・自整第 237 号)」のとおり取り扱って差し支えない。

4. 使用者が変更となった場合の取り扱い

既に自動車検査証の記録事項に「速度制限装置付（解除機能付)」の記録がある車両について、使用者が変更となり新たに基準緩和を申請する場合、装着証明書の再発行は不要とし、新たな基準緩和認定書には、３．①の【制限事項】の記入を行って差し支えない。

別紙1

速度制限装置（NR）解除機能装着証明書

車名・型式	
車台番号	
装着車の使用者	
装着施工者	
装着年月日	

保安基準及び使用者への使用方法等の周知について、チェック欄へチェックを入れてください。		
□	令和6年10月2日付け通達「速度制限装置（NR）機能の一時的解除の取扱いについて」の1．車両構造に関する条件を確認した。	
□	本機能の安全な使用方法や条件を使用者に周知した。	
使用者チェック欄 □	速度制限装置（NR） 解除機能の装着施工の内容を装着施工者から説明を受けた。	使用者署名欄
使用者チェック欄 □	装着施工者より速度制限装置（NR） 解除機能の使用方法や条件の説明を受けた。	

上記のとおり速度制限装置解除機能を装着したことを証明します。

発行日　　年　　月　　日

氏名又は名称

住所

連絡先電話番号

(17) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国自整第１５５号の２
国官参自保第３３６号の２
令和６年１０月１５日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局　自動車整備課長
保障制度参事官室長
（公印省略）

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

別添

国 自 整 第 １ ５ ５ 号
国官参自保第３３６号
令和６年１０月１５日

地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局　自 動 車 整 備 課 長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱について」（昭和４４年１２月２６日付け自保第３４２号、自整第２９５号、自車第１３９３号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

別紙

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
（昭和４４年１２月２６日付け自保第３４２号、自整第２９５号、自車第１３９３号）新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

新	旧
自保第３４２号 自整第２９５号 自車第１３９３号 昭和４４年１２月２６日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整　備　課　長 保障制度参事官室長 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて 標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和４４年１２月２６日運輸省令第５９号）が公布され、昭和４５年１月１日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。 附則（略） 附則（令和６年10月15日 国自整第155号、国官参自保第336号） 改正後の通達は、令和６年10月15日から施行する。 別紙 １～４　（略）	自保第３４２号 自整第２９５号 自車第１３９３号 昭和４４年１２月２６日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整　備　課　長 保障制度参事官室長 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて 標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和４４年１２月２６日運輸省令第５９号）が公布され、昭和４５年１月１日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。 附則（略） （新設） 別紙 １～４　（略）

別記１　（略）

別記　２

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保	全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上　○○（都道府県名）本部 （○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	ＪＡ○○ （都道府県名）
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ		
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
ＡＩＧ損害保険株式会社	ＡＩＧ	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧　ＡＩＵ損害保険株式会社	ＡＩＵ	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧　富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ＳＢＩ損害保険株式会社	ＳＢＩ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ｻﾞ･ﾆｭｰ･ｲﾝﾃﾞｨｱ･ｱｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
ＳＯＭＰＯダイレクト損害保険株式会社	ＳＯＭＰＯダイレクト	近畿交通共済協同組合	近畿共済
旧　セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧　そんぽ２４損害保険株式会社	そんぽ２４	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧　損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社	Ｃｈｕｂｂ	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧　エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧　朝日火災海上保険株式会社	朝日		

別記１　（略）

別記　２

保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	ＡＤ損保	全国共済農業協同組合連合会	ＪＡ全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上　○○（都道府県名）本部 （○○（都道府県名）共済農業協同組合連合会）	ＪＡ○○ （都道府県名）
アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ	ゼネラリ		
アドリック損害保険株式会社	アドリック	○○○農業協同組合	ＪＡ○○○
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Ａホーム	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
ＡＩＧ損害保険株式会社	ＡＩＧ	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
旧　ＡＩＵ損害保険株式会社	ＡＩＵ	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧　富士火災海上保険株式会社	富士	東北交通共済協同組合	東北交通共済
ＳＢＩ損害保険株式会社	ＳＢＩ	新潟地方交通共済協同組合	新交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
ｻﾞ･ﾆｭｰ･ｲﾝﾃﾞｨｱ･ｱｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ	インディア	関東交通共済協同組合	関交協
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	中部交通共済協同組合	中交協
セコム損害保険株式会社	セコム	三重県交通共済協同組合	三交協
（新設）	（新設）	近畿交通共済協同組合	近畿共済
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
旧　そんぽ２４損害保険株式会社	そんぽ２４	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
ソニー損害保険株式会社	ソニー	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険契約者保護機構	保護機構	四国交通共済協同組合	四交協
損害保険ジャパン株式会社	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧　損害保険ジャパン日本興亜株式会社	ＳＪＮＫ	南九州交通共済協同組合	南九共済
大同火災海上保険株式会社	大同	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
Ｃｈｕｂｂ損害保険株式会社	Ｃｈｕｂｂ	北海道自動車共済協同組合	北自共
旧　エース損害保険株式会社	エース	東北自動車共済協同組合	東北自共
チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー	チューリヒ	関東自動車共済協同組合	関自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	中部自動車共済協同組合	中部自共
日新火災海上保険株式会社	日新	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧　朝日火災海上保険株式会社	朝日		

(18) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国自整第１７２号の２
国官参自保第３９２号の２
令和６年１１月１１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局　自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記の件について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対して周知徹底をお願いします。

国自整第１７２号
国官参自保第３９２号
令和６年１１月１１日

地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局　自動車整備課長
保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱について」（昭和４４年１２月２６日付け自保第３４２号、自整第２９５号、自車第１３９３号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

別紙

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
（昭和４４年１２月２６日付け自保第３４２号、自整第２９５号、自車第１３９３号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
自保第３４２号 自整第２９５号 自車第１３９３号 昭和４４年１２月２６日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整　備　課　長 保障制度参事官室長 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて 標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和４４年１２月２６日運輸省令第５９号）が公布され、昭和４５年１月１日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。 附則（略） 附則（令和６年11月11日 国自整第172号、国官参自保第392号） 改正後の通達は、令和６年 11 月 11 日から施行する。 別紙	自保第３４２号 自整第２９５号 自車第１３９３号 昭和４４年１２月２６日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整　備　課　長 保障制度参事官室長 自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて 標記につき別添のとおり、自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（昭和４４年１２月２６日運輸省令第５９号）が公布され、昭和４５年１月１日から施行されることとなったので、別紙事項を了知のうえ、事務処理に遺憾なきを期するとともに、その周知徹底を図られたい。 附則（略） （新設） 別紙

１　自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第１条の２第１号について 「複写器」とは、原形どおりに複写することができる器具をいう。 なお、自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和５年国土交通省令第７号）第11条の方法より作成された自動車損害賠償責任保険証明書に係る電磁的記録に記録された事項を出力することにより作成された書面は、規則第１条の２第１号の方法によって作成したものに該当する。 ２～４　（略） 別記１～２（略）	１　自動車損害賠償保障法施行規則（以下「規則」という。）第１条の２第１号について 「複写器」とは、写真機又はオートファックス等原形どおりに複写することができる器具をいう。 ２～４　（略） 別記１～２（略）

(19) 各検査におけるOBD検査の要否について（周知依頼）

事　務　連　絡
令和６年１２月２３日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会　殿

国土交通省物流・自動車局自動車整備課

各検査におけるＯＢＤ検査の要否について（周知依頼）

平素より国土交通行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び関係法令の規定により、令和６年 10 月１日（輸入車は令和７年 10 月１日）から、令和３年 10 月１日以降の新型車を対象に自動車の検査（車検）時に電子装置の故障の有無を判定するいわゆる「ＯＢＤ検査」が開始されたところです。

ＯＢＤ検査の対象となる検査については、継続検査のみならず中古新規検査なども含まれるため、この度、それぞれの検査について、ＯＢＤ検査の要否を別紙のとおり整理しましたので、傘下会員に対し周知をお願いします。

（別紙）

各検査におけるＯＢＤ検査の要否

ＯＢＤ検査対象車に対する各検査について、ＯＢＤ検査の要否は以下のとおり。

<table>
<tr><th>車両の分類※</th><th>検査種別</th><th>ＯＢＤ検査の要否</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新車</td><td>新規検査</td><td rowspan="2">受検日にかかわらず不要</td></tr>
<tr><td>予備検査</td></tr>
<tr><td rowspan="4">使用過程車</td><td>新規検査（中古）</td><td rowspan="4">受検日が以下のいずれにも該当しない場合、必要
・自動車検査証、登録識別情報等通知書または自動車検査証返納証明書に記録されたＯＢＤ検査開始年月日より前
・初度登録年月（初度検査年月）から１０ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>予備検査（中古）</td></tr>
<tr><td>構造等変更検査</td></tr>
<tr><td>継続検査</td></tr>
</table>

※車両の分類について、それぞれ以下のとおり。

・　新　車　：自動車検査証の交付を受けたことがない自動車

・使用過程車：自動車検査証の交付を受けた自動車又は一時抹消登録を受けた自動車

(20) 二輪自動車の操縦装置の配置等について

事　務　連　絡
令和６年１２月２６日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課整備事業班長

二輪自動車の操縦装置の配置等について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部技術課長及び沖縄総合事務局運輸部車両安全課長に対し通知しましたので、了知されるとともに貴会傘下会員に対し周知願います。

別添

事　務　連　絡
令和6年12月25日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課安全班長

二輪自動車の操縦装置の配置等について

二輪自動車の操縦装置の配置等については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 10 条に基づき、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できるものとし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 12 条第３項、第 90 条第３項及び第 168 条第３項に基づき、協定規則第 60 号 5.の表１又は同表と同一の内容である細目告示第 168 条第３項の表３に定める詳細な要件（前輪の制動装置の操作装置は右側のハンドルバー前方に配置する等）を適用しているところです。

一方、市場には、身体に障害を有する者が容易に操作できるよう、操縦装置の配置や作動方式に係る改造（前輪の制動装置の操作装置を左側のハンドルバー後方に配置する等）を行った二輪自動車に対する需要があります。

このような二輪自動車の場合、身体の障害に応じて運転者が容易に操作できる配置や作動方式となるよう改造されていれば、保安基準第 10 条の趣旨に適合するものと認められます。

そのため、身体に障害を有する者が使用する操作装置であって、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できるものにあっては、協定規則第 60 号 5.の表１又は細目告示第 168 条第３項の表３に規定する配置又は作動方式以外のものであっても、保安基準第 10 条並びに細目告示第 12 条第３項、第 90 条第３項及び第 168 条第３項の基準に適合するものとして取り扱っていただくようお願い申し上げます。

なお、上記取扱いを明確化するため、可能な限り速やかに細目告示の改正を行う予定であることを申し添えます。

参考

事　務　連　絡
令和6年12月25日

自動車技術総合機構検査部　検査課長　殿
軽自動車検査協会検査部　検査企画課長　殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課安全班長

二輪自動車の操縦装置の配置等について

今般、標記の件について別紙のとおり扱うこととした旨、各地方運輸局あてに通知しておりますので、了知されるとともに業務の参考として頂けますようお願いいたします。

別紙

事　務　連　絡
令和6年12月25日

各地方運輸局自動車技術安全部技術課長　殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長　殿

国土交通省物流・自動車局
車両基準・国際課安全班長

二輪自動車の操縦装置の配置等について

二輪自動車の操縦装置の配置等については、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）第 10 条に基づき、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できるものとし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）第 12 条第３項、第 90 条第３項及び第 168 条第３項に基づき、協定規則第 60 号 5.の表１又は同表と同一の内容である細目告示第 168 条第３項の表３に定める詳細な要件（前輪の制動装置の操作装置は右側のハンドルバー前方に配置する等）を適用しているところです。

一方、市場には、身体に障害を有する者が容易に操作できるよう、操縦装置の配置や作動方式に係る改造（前輪の制動装置の操作装置を左側のハンドルバー後方に配置する等）を行った二輪自動車に対する需要があります。

このような二輪自動車の場合、身体の障害に応じて運転者が容易に操作できる配置や作動方式となるよう改造されていれば、保安基準第 10 条の趣旨に適合するものと認められます。

そのため、身体に障害を有する者が使用する操作装置であって、運転者が運転者席に着席した状態において容易に操作できるものにあっては、協定規則第 60 号 5.の表１又は細目告示第 168 条第３項の表３に規定する配置又は作動方式以外のものであっても、保安基準第 10 条並びに細目告示第 12 条第３項、第 90 条第３項及び第 168 条第３項の基準に適合するものとして取り扱っていただくようお願い申し上げます。

なお、上記取扱いを明確化するため、可能な限り速やかに細目告示の改正を行う予定であることを申し添えます。

(21) 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

国自整第２１１号の２
令和７年１月３１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第２１１号
令和７年１月３１日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」の一部改正について

今般、自動車特定整備事業者において、限られている人材の中でより効率的に整備業務を行うため整備主任者を複数選任している事業場における業務支援の取扱いについて問い合わせがあった。

これに伴い、適用の明確化を図るため「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和２年 11 月 11 日付け国自整第 197 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

別紙

「自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について」（令和２年 11 月 11 日付け、国自整第 197 号）
の一部改正について

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第 197 号 令和２年 11 月 11 日 国自整第 211 号 最終改正　令和７年１月 31 日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとお	国自整第 197 号 令和２年 11 月 11 日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車局整備課長 自動車特定整備事業者等における事業場間の業務支援について 自動車整備業界においては、整備に係る人材確保が長年の課題となっている。 今般、特定整備に係る認証を受けている事業場において、以下に掲げる条件をすべて満たす場合にあっては、他事業場等からの業務支援による作業員の作業であっても、作業員を借り入れた事業場において行った作業とみなすこととしたので、了知されるとともに、関係者に周知徹底し、遺漏のないよう取り扱われたい。 なお、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとお

り通知したので申し添える。 1．業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。 2．作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。 3．貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。ただし、貸し出す事業場において整備主任者又は自動車検査員が複数選任されている場合はこの限りではない。 4．貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。 5．貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。 6．貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。 7．借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。	り通知したので申し添える。 1．業務支援において、作業員を借り入れる事業場（以下「借入事業場」という。）と作業員を貸し出す事業場又は事業場以外の部署（以下「貸出事業場等」という。）は同一の自動車特定整備事業者であること。 2．作業員を貸し出した後であっても貸し出す事業場及び借入事業場は、それぞれの事業場（指定自動車整備事業についても同じ。）の従業員の基準を満たすこと。 3．貸し出される作業員は、貸し出す事業場における整備主任者又は自動車検査員でないこと。 4．貸し出された作業員の作業の範囲は、点検及び整備のみとすること。 5．貸し出された作業員の作業は、借入事業場の作業指示に従うこと。 6．貸し出された作業員が保安基準適合証の交付に係る点検及び整備を行う場合は、借入事業場が貸し出された作業員に対し必要な教育を事前に実施し、その結果を記録すること。 7．借入事業場及び貸出事業場等は、それぞれ借入勤務実績及び貸出勤務実績を記録すること。

(22)「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

国自整第２１５号の２
令和７年２月５日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底方お願い致します。

国自整第２１５号
令和７年２月５日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」の一部改正について

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 62 条に基づく自動車の継続検査については、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）第 44 条において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間を、自動車検査証の有効期間が満了する日の一月前以内（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、二月前以内）と定めているところ。

今般、特定の期間に集中する継続検査関連業務の平準化及び自動車の使用者全体の利便性向上を図るべく、車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則（昭和 30 年運輸省令第 66 号）について 所要の改正を行った。

これに伴い、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱い要領について、別紙のとおり改正したので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別紙

「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について」
（令和５年 12 月５日付け国自整第 165 号）の新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
自 整 第 １ ６ ５ 号 令和５年１２月５日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 74 号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和５年１２月２１日をもって施行されることとなっている。 これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。 また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。	自 整 第 １ ６ ５ 号 令和５年１２月５日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領について 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化天然ガスを燃料とする自動車（以下「燃料電池自動車等」という。）の駆動用燃料システムに対しては、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の二法令による規制が適用されていたところ、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 74 号）が制定されたことに伴い、道路運送車両法に規制が一元化される改正が行われ、令和５年１２月２１日をもって施行されることとなっている。 これに伴い、今般、指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱いについて、別紙のとおり「指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領」を定めたので了知されるとともに、関係者に周知徹底を図り、遺漏なきよう取り扱われたい。 また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別紙 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領 １．～２．（略） ３．指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について 指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。 なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。 （１）ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。 ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の１年２か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。 （２）～（６）（略） 別添１（略） 附則（令和５年12月５日　国自整第165号） 本規定は、令和５年12月21日から施行する。 附則（令和７年２月５日　国自整第215号） 本改正規定は、令和７年４月１日から施行する。	別紙 指定自動車整備事業者等が行う燃料電池自動車等のガス容器等再試験の取扱要領 １．～２．（略） ３．指定自動車整備事業者が指定自動車整備事業として行うガス容器再試験及びガス容器附属品の再試験について 指定自動車整備事業者が細目告示別添で定めるガス容器等再試験を実施する場合は、次により行うものとする。 なお、ガス容器等再試験の設備については、他の事業場又は他の事業者から借り入れることができる。 （１）ガス容器等再試験については、審査事務規程に規定されたガス容器等再試験結果証明書を用いた確認によらず、細目告示別添で定めるガス容器等再試験の設備及び基準に基づき、事業場内の屋内作業場又は完成検査場において、十分な換気を行い実施すること。 ただし、ガス容器等再試験を実施した事業場に限り、当該事業場で交付した有効なガス容器等再試験結果証明書（完成検査日にガス容器等再試験結果証明書に記載された有効期限（ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の１年１か月後の日）を経過していないものをいう。）を活用することができる。その際には、ガス容器等再試験結果証明書を指定整備記録簿に添付し、保存しておくこと。 （２）～（６）（略） 別添１（略） 附則（令和５年12月５日　国自整第165号） １．本規定は、令和５年12月21日から施行する。 （新設）

(23) 特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

国自整第 261 号の３
令和７年３月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省
物流・自動車局自動車整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

「特定記録等事務代行等委託要領」（令和４年５月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号）第 11 条及び第 12 条に係る検査標章の取扱いについては、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和４年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しておりましたが、令和７年４月１日より、記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能が実装されることから、令和７年４月１日以降の特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについては、当該通達によらず、別添「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い」のとおり運用することとし、別紙のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長並びに沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に通知しましたので、傘下会員へご周知いただきますようお願いいたします。

別添

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

１．検査標章の配付及び受領

（１）特定記録等事務代行者は、運輸支局長から検査標章の配付を受けようとする場合において、記録等事務代行アプリの検査標章管理機能（以下「標章管理機能」という。）により、特定記録等事務の委託を受けた運輸支局又は当該運輸支局に属する自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」という。）に検査標章の配付申請を行わなければならない。なお、特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に申請すること。

（２）特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（１）による配付申請が困難な場合において、申請年月日、申請者名及び配付希望枚数等の必要事項を記入した検査標章配付申請書兼受領書（別記様式１）を提出するとともに委託書の写しを提示し、配付申請を行うことができる。

（３）運輸支局長は、特定記録等事務代行者から配付申請があった場合において、遅滞なく、次に掲げるいずれかの希望枚数算出根拠に基づき配付希望枚数が適切であるか審査し、特定記録等事務代行者に審査結果を通知する。

ただし、特定記録等事務代行者から、合理的と認められる理由に基づく配付希望枚数が示された場合は、当該理由に基づき試算した配付希望枚数として差し支えない。この場合において、前年度の実績の不存在又は事業規模の拡大等は合理的な理由として取扱う。

イ　当該事業場の前年度同時期における３ヶ月間の特定記録等事務の業務量に 1.1 を乗じた値（100 未満切り上げ）以下であること。ただし、直近３ヶ月の間に複数回の配付申請があった場合は、その配付枚数を考慮し算出した値とすることができる。

ロ　当該記録等事務代行者に前回配付した検査標章の使用実績を３ヶ月間の使用枚数に換算した値に 1.1 を乗じた値（100 未満切り上げ）以下であること。

（４）運輸支局長は、（３）の希望枚数算出根拠にかかわらず、検査標章の在庫状況や当該記録等事務代行者の残枚数を考慮し、配付枚数を調整することができることとする。また、特定記録等事務の委託を受けて初めての配付申請の際は、希望枚数算出根拠にかかわらず、原則として配付枚数を 100 枚とする。

（５）特定記録等事務代行者は、配付申請が承認された場合において、申請先となる運輸支局等にて検査標章を受領することができる。

この場合において、検査標章を受領するために運輸支局等へ来庁した特定記録等事務代行者又は当該特定記録等事務代行者の使者（以下「検査標章受領者」という。）は、配付申請が承認された際に通知された配付申請受付番号を運輸支

局長に提示しなければならない。なお、配付申請受付番号の提示は、配付申請受付番号を通知する電子メール（以下「配付申請受付番号通知メール」という。）の写し又は所定の事項を記載した検査標章受領書（別記様式２）の提出によることとする。

（６）運輸支局長は、検査標章受領者から配付申請受付番号通知メールの写し又は検査標章受領書が提出された場合は、当該書面に、配付する検査標章の枚数及び番号を記載し、検査標章受領者に確認を求めるものとする。また、検査標章受領者は、受領した検査標章と当該書面の記載内容に相違がないことを確認し、受領欄に記名しなければならない。

（７）特定記録等事務代行者が（２）の配付申請により検査標章を受領する場合は、（５）後段及び（６）にかかわらず、検査標章受領者は、検査標章の枚数及び番号について確認の上、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。

（８）運輸支局長は検査標章を配付する場合において、委託申請審査システムによる配付登録を行い、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に、配付する検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、配付登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。

２．検査標章の管理等

（１）特定記録等事務代行者は、標章管理機能による検査標章授受出納簿（事業者用）に、検査標章の出納状況を電子的に記録しなければならない。

（２）特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、速やかに標章管理機能により受領登録を行い、検査標章授受出納簿（事業者用）に必要事項を記録しなければならない。なお、受領登録の際は、受領登録画面に表示された検査標章の番号と配付を受けた検査標章の番号を突合することとし、検査標章の番号が一致しない場合は、受領登録を取りやめ、直ちに検査標章の配付を受けた運輸支局等に架電等により報告し、運輸支局長の指示に従うこと。

（３）特定記録等事務責任者は、受領登録した検査標章について、事業場において紛失又は盗難等がないように厳重に保管しなければならない。

（４）特定記録等事務代行者は、検査標章を使用者に交付した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿（事業者用）に当該事項を記録しなければならない。

（５）特定記録等事務代行者は、検査標章がき損又は不良であると確認した場合において、標章管理機能により検査標章の使用結果登録を行い、検査標章授受出納簿（事業者用）に当該事項を記録しなければならない。なお、き損又は不良とした検査標章については、廃棄することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。

（６）特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失した場合において、直ちに標章管理機能により、運輸支局長（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会とする。）へ紛失届出を行うとともに、検査標章授受出納簿（事業者用）に当該事項を記録しなければならない。なお、紛失届出を行った検査標章を発見した場合は、廃棄又は再使用することなく厳重に保管し、検査標章の受領等の機会を捉えて運輸支局長に返納すること。

（７）特定記録等事務代行者は、通信障害等の理由により（６）による紛失届出が困難な場合において、直ちに運輸支局等（特定記録等事務の対象とする自動車の範囲が検査対象軽自動車のみの特定記録等事務代行者においては、軽自動車検査協会本部とする。）に架電等により報告するとともに、標章管理機能復旧後、速やかに（６）による紛失届出を行うこと。

（８）特定記録等事務代行者が特定記録等事務の業務をやめたとき又は委託の解除を受けたときは、速やかに運輸支局長に検査標章を返納しなければならない。この場合において、運輸支局長は、委託申請審査システムによる返納登録を行い、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に、返納を受けた検査標章の枚数及び番号等を電子的に記録する。なお、返納登録は検査標章を配付する運輸支局等にて行うこと。

（９）運輸支局長は、（６）、（７）又は（８）により検査標章の返納を受けたときは、さい断又はせん孔等の再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。ただし、検査標章の品質に係る不良を確認した場合は、本省自動車整備課へ報告するとともに、必要に応じ当該検査標章を郵送等により送付すること。

（１０）運輸支局長は、（９）にかかわらず、返納を受けた検査標章が未使用かつ 100 枚の束である場合は、当該検査標章を廃棄することなく特定記録等事務代行者へ配付することができる。

（１１）運輸支局長は、検査標章授受出納簿（事業者用）を確認し、必要に応じて、特定記録等事務代行者に対し、適切な検査標章の管理について指導することができる。

３．雑則

（１）運輸支局長は、特定記録等事務代行者に配付する検査標章を運輸支局等において交付する検査標章と別に管理し、月末時点の特定記録等事務代行者に配付する検査標章の残箱数を、翌月５業務日以内に本省自動車整備課に報告すること。なお、残箱数にあっては、4,000 枚を１箱とし、端数を切り捨てた数とする。

また、この規定にかかわらず、本省自動車整備課は、必要に応じ、運輸支局長に残箱数の報告を求めることができることとする。

（２）検査標章授受出納簿（事業者用）及び検査標章授受出納簿（運輸支局用）の

記録事項は、当該記録がなされた日から３年を経過する日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

（３）運輸支局長は、検査標章受領者から提出のあった配付申請受付番号通知メールの写し、検査標章受領書又は検査標章配付申請書兼受領書を、運輸支局等において、提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。

附則（令和７年３月 24 日　国自整第 261 号）

１．この取扱いについては、令和７年４月１日から施行する。

２．令和７年３月 31 日以前に「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和４年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）に基づき特定記録等事務代行者に配付された検査標章の管理については、なお従前の例による。

３．１．（２）に係る別記様式１については、当分の間、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和４年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）の別記様式１に代えることができる。

（別記様式１）

年　　月　　日

検査標章配付申請書兼受領書

＿＿＿＿＿＿運輸支局長　殿

申　請　者　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（事業場名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業場所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

特定記録等事務代行等委託要領（令和４年５月２０日付け国自情第４４号・国自整第５０号）第１１条の規定に基づき、以下の通り申請します。

特定記録等事務委託番号	
特定記録等事務責任者氏名	
検査標章配付希望枚数 （希望枚数算出根拠）	枚（１００枚単位で記入） ［　　］

※委託書の写しを提示すること。

私は、以下の通り検査標章を受領しました。

検査標章＿＿＿＿＿＿枚　（番号＿＿＿＿＿＿＿＿～＿＿＿＿＿＿＿＿）

（束番号　Ｔ＿＿＿＿＿＿～Ｔ＿＿＿＿＿＿）

（小箱番号　Ｓ＿＿＿＿＿＿～Ｓ＿＿＿＿＿＿）

（大箱番号　Ｌ＿＿＿＿＿＿～Ｌ＿＿＿＿＿＿）

受領年月日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

受領者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先：＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

（別記様式２）

検査標章受領書

１．配付申請情報

特定記録等事務委託番号	
代行者の氏名又は名称	
事　業　場　名	
配付申請受付番号	

２．配付を受ける検査標章

検査標章番号		枚数
自	至	

＿＿＿＿＿＿運輸支局長　殿

上記の検査標章を受領しました。

受領年月日：　　年　　月　　日

受領者氏名：

連　絡　先：　　－　　－

令 和 7 年 3 月
物流・自動車局
自 動 車 整 備 課

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて（概要）

１．背景

令和５年１月より特定記録等事務代行制度を開始し、特定記録等事務の委託を受けた特定記録等事務代行者であれば、記録等事務代行アプリにより、継続検査に係る自動車検査証の記録及び返付並びに検査標章の交付に関する事務を行うことが可能となった。

検査標章の交付に関する事務等については、現在、「特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて」（令和４年 12 月 26 日付け国自整第 209 号）により運用しているところであるが、令和７年４月１日より記録等事務代行アプリに検査標章の管理に係る機能（以下「標章管理機能」という。）が実装されることから、当該機能の実装後の検査標章の取扱いについて定める通達を発出する。

２．通達の概要

○　検査標章の「配付申請」を行う場合は、標章管理機能によることとする。
○　検査標章を受領した場合は、標章管理機能による「受領登録」を行わなければならないこととする。
○　検査標章を交付又はき損若しくは不良とした場合は、標章管理機能による「使用結果登録」を行わなければならないこととする。
○　検査標章を紛失した場合は、直ちに標章管理機能による「紛失届出」を行わなければならないこととする。
○　検査標章の出納の記録については、紙面による検査標章授受出納簿を廃止し、標章管理機能による電子的な記録とする。
○　令和７年３月 31 日以前に配付を受けた検査標章については、従前の通達により管理することとする。

３．スケジュール

発出：令和７年３月 24 日
施行：令和７年４月１日

国土交通省からのお知らせ

令和7年3月

記録事務代行アプリに検査標章の管理機能を追加します

令和７年４月１日、記録事務代行アプリに新たに検査標章の管理に係る機能（標章管理機能）を追加します。

標章管理機能は、検査標章の「配付申請」、「受領登録」及び「使用結果登録」等を電子的に行い、検査標章授受出納簿を電子管理する機能であり、紙媒体での保存が不要となります。

標章管理機能の基本フロー

手順1 配付申請

検査標章の配付を受けるための電子的な申請を行います。

- ◆ 記録事務代行アプリから**「配付申請」**を行い、**承認を受けてください**。
- ◆ 配付申請が承認された場合は、その旨を電子メールでお知らせします。
- ◆ **電子メールを印刷**し運輸支局等へ**ご持参いただくと**、**検査標章の受領がスムーズ**です。

手順2 受領登録

検査標章を受領したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ **検査標章を受領したら**、記録事務代行アプリにて**「受領登録」**を行ってください。
- ◆ 受領登録を行った検査標章は授受出納簿に受け入れられ、**手順3の「使用結果登録」を行うことができる**ようになります。
- ◆ 記録事務代行アプリの**標章管理画面**では、**受領登録待ちの検査標章があること**を、**赤字のメッセージで表示**します。

手順3 使用結果登録

検査標章を使用（交付、き損等）したことを授受出納簿に登録します。

- ◆ 車検証の書き換え作業に伴い**検査標章を印刷したら**、記録事務代行アプリにて**「使用結果登録」**を行い、**検査標章を交付したことを記録**してください。
- ◆ 使用結果登録を行うと、授受出納簿から使用した検査標章が払い出されます。
- ◆ 記録事務代行アプリの**標章管理画面**では、**検査標章の残枚数が表示**されます。

その他 紛失届出

検査標章を紛失した際の電子的な届出を行います。

- ◆ 検査標章の**紛失を確認したら**、直ちに記録事務代行アプリから**「紛失届出」**を行ってください。

令和7年3月31日以前に配付を受けた検査標章については、
従前どおり、紙媒体の検査標章授受出納簿で管理してください。

詳しくは記録事務代行アプリ操作説明書※をご確認ください。

※令和７年４月１日より記録事務代行ポータルにて公開予定

国土交通省

(24)「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第 262 号の３
令和７年３月 24 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省
物流・自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の
一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

別　添

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達　新旧対照表

昭和36年11月25日付け自車第880号
改正　令和7年3月24日付け国自整第262号

新	旧
自動車検査業務等実施要領	**自動車検査業務等実施要領**
目次　（略）	**目次**　（略）
第1章～第2章（略）	**第1章～第2章**（略）
第3章　自動車の検査（事務関係）	**第3章　自動車の検査（事務関係）**
3－1（略） 3－2　**（申請書の受理）** 3－2－1～3－2－4（略） 3－2－5　手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3－2－1及び3－3－1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。 なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。 また、手数料等の納付が、「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」を利用したクレジットカード決済（以下「キャッシュレス決済」という。）である場合は、手数料納付書（保安基準適合証に係る申請の場合は、原則として申請書余白部分とする。以下、この項において同じ。）に支払受付番号を記載させ、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録の内容を確認の上、手数料納付書に受付日付印を押印すること。ただし、検査の予約確認及び自動車機構への審査依頼（以下「検査受付業務」という。）	3－1（略） 3－2　**（申請書の受理）** 3－2－1～3－2－4（略） 3－2－5　手数料納付書（自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手数料令（昭和26年政令第255号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって3－2－1及び3－3－1の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。 なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。 また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続き（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済

を職員に代わり行う装置（以下「自動車検査受付装置」という。）により支払受付番号の記載がなされた場合は、手数料納付書への受付日付印の押印を要さないこととする。	である旨を確認するものとする。
3－2－5－1　運輸支局等の窓口において検査受付業務を実施した場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に行うものとする。	3－2－5－1　運輸支局等の窓口において検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構の自動車審査証紙の消印の押印作業の一部又は全部を行うことができるものとする。この場合の消印方法は3-2-5を準用する。なお、自動車審査証紙の消印の押印作業は、自動車検査登録印紙の消印作業と同時に行うものとする。
3－2－5－2　3－2－5－1 以外の手続き（自動車検査受付装置による検査受付業務を含む。）により検査受付業務がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。 また、この項に規定する検査受付業務がなされる場合は、3－2－4の規定について、適用しない。	3－2－5－2　3－2－5－1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車が予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であって、手数料の納付がキャッシュレス決済の場合にあっては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。
3－2－6～3－2－8（略）	3－2－6～3－2－8（略）
3－3　（審査依頼）	**3－3　（審査依頼）**
3－3－1　申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3－2－1の受付日付印の押印に代えることができる。 なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3－2－5－2により検査受付業務がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。	3－3－1　申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式1）、以下「検査票1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって3－2－1の受付日付印の押印に代えることができる。 なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等3－2－5－2により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。
3－3－2（略）	3－3－2（略）
3－4　（検査証等の記録事項等）	**3－4　（検査証等の記録事項等）**
3－4－1～3－4－11（略）	3－4－1～3－4－11（略）
3－4－12　乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。 (1)～(12)（略）	3－4－12　乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。 (1)～(12)（略）
(13)　セミトレーラをけん引するための連結装置を有する被けん引自動車であって、当該連結装置の使用にあたり、後軸が後方へ移動する構造であるものについて	（新設）

は、次の各号によるものとする。

① 最大積載量欄には後軸が標準位置の状態における最大積載量を記録するとともに、車両伸長時の最大積載量を記録する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明とともに車両伸長時の第五輪荷重、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重、後前軸重及び後後軸重を記録する。

（例）

					車体の形状			
					セミトレーラ			
（略）					（略）		（略）	
（略）		（略）			前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
					― kg	― kg	3320 kg	3310 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ		
［－］ ― 人	［20800］ 19700 kg	9400 kg	［30200］ 29100 kg	［1330］ 1072 cm	［249］ 249 cm	［379］ 379 cm		

備考欄

（記録例）

第五輪荷重 11470kg 以上のものとする。

＊けん引用連結装置＊後軸移動装置付車、括弧内は車両伸長時を示す。

車両伸長時　第五輪荷重 10550kg 以上、最大積載量のうちけん引用連結装置が分担する荷重 7900kg 以下、後前軸重 2760kg、後後軸重 2820kg とする。

３両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。

（記載例）

その他

(14)（略）

3－4－13～3－4－14（略）

3－4－15　附属若しくは脱着する装置を用いる自動車又はけん引自動車に単体でけん引されるドリーについては、次の各号により記録するものとする。

(1)～(2)（略）

(3)　けん引自動車に単体でけん引されるドリーの検査証等の記載事項等については、次の例により記録する。

（例）

					車体の形状				
					フルトレーラ				
（略）					（略）		（略）		
（略）		（略）			（略）	（略）	（略）	（略）	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ			
［－］	［9900］		［12900］						

(13)（略）

3－4－13～3－4－14（略）

3－4－15　附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(2)（略）

（新設）

一 人	22000 kg	3000 kg	25000 kg	500 cm	249 cm	150 cm

備考欄
（記録例）
自動車重量税はけん引車として課税
最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
３両による連結は、けん引車【車名】【型式】、被けん引車【車名】【型式】とする。
（記載例）
第五輪荷重有
その他

3－4－16～3－4－17　（略）

3－4－18　検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)（略）

(2)　道路運送車両法施行規則第 44 条第１項のただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

（例）

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日
2 月 1 日	12 月 1 日
2 月 15 日	12 月 15 日
2 月 29 日	12 月 29 日
4 月 28 日	2 月 28 日
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日（閏年にあっては 29 日）
（削除）	（削除）
9 月 30 日	7 月 30 日

（削除）

(3)（略）

3－4－19（略）

3－4－16～3－4－17　（略）

3－4－18　検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)（略）

(2)　検査証の有効期間の満了する日の 1 月前の日（道路運送車両法施行規則第 44 条第１項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては 2 月前の日）は、下表の例に示すところによるものとする。

（例）

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の 1 月前の日
（新設）	（新設）
2 月 1 日	1 月 1 日
2 月 15 日	1 月 15 日
2 月 29 日	1 月 29 日
3 月 28 日	2 月 28 日
3 月 29 日、30 日及び 31 日	2 月 28 日（閏年にあっては 29 日）
10 月 30 日及び 31 日	9 月 30 日
11 月 30 日	10 月 30 日

検査証の有効期間の満了する日	検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日（閏年にあっては 29 日）

(3)（略）

3－4－19（略）

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21 において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
（略）			
6-1.　被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの			
(1)（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W－AA、運輸 W－AB には速度制限装置付	牽引車有 NR 付
	保安基準適合性の検討条件 ①運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合	運行時の最高速度は 60km／h 以下で検討	その他
	②運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	運行時の最高速度は 50km／h 以下で検討	その他
(3)（略）	（略）	（略）	（略）
7.　基準緩和を受けているけん引自動車であって、次の各号に掲げるもの			

3－4－20　備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記載例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21 において同じ。）なお、電子情報処理組織により記録できないものにあっては自動車検査記録簿（乙）（第 4 号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
（略）			
6-1.　被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの			
(1)（略）	（略）	（略）	（略）
(2)　基準緩和を受けている自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車でけん引されるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸W－AA、運輸 W－AB には速度制限装置付	牽引車有
	保安基準適合性の検討条件 ①運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合	運行時の最高速度は 60km／h 以下で検討	その他
	②運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	運行時の最高速度は 50km／h 以下で検討	その他
(3)（略）	（略）	（略）	（略）
7.　基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km／h 以下	NR 付 その他
		速度制限装置なし	（記載なし）

(1)　解除機能を有していない速度制限装置を備えたもの	速度制限装置を備える旨及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km／h以下	その他
(2)　解除機能を有する速度制限装置を備えたもの	速度制限装置を備える旨、その設定速度及び解除機能を有する旨	速度制限装置付 （解除機能付） 最高速度 60km／h以下	その他
(3)　速度制限装置を備えていないもの	速度制限装置を備えていない旨	速度制限装置なし	(記載なし)
(略)			
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車（7.(2)の自動車を除く。）	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	SLD付
(略)			
45.　乗車定員 10 人以下の自動車であって、立席を有する自動車	立席を有する旨及び立席の乗車定員	立席有（1名）	その他

（注）（略）

3－4－21（略）

3－4－21の2　規則第35条の3第3項及び同第35条の4第3項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」（規則第35条の3第1項第14号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。）を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m：けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M：けん引自動車の車両総重量(kg)

M’：けん引自動車の車両重量(kg)

（新設）			
（新設）			
（新設）			
(略)			
26.　大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	SLD付
(略)			
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）

（注）（略）

3－4－21（略）

3－4－21の2　規則第35条の3第3項及び同第35条の4第3項の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」（規則第35条の3第1項第14号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。）を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第12条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m：牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量(kg)

M：牽引自動車の車両総重量(kg)

M’：牽引自動車の車両重量(kg)

Ｗｄ：けん引自動車の駆動軸重(kg) ＫＷ：けん引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW) V：けん引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h) SV：けん引自動車の諸元表に記載されたＶ km/h からの制動距離(m) a：けん引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s2) ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をＭ で除した値とする。 FS：けん引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N） ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力（電動式駐車ブレーキの操作力を除く。）が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。 （例）（略） (1)～(2)（略） 3－4－21 の 3～3－4－27（略） 3－5～3－6（略） 3－7　（検査証交付等） 3－7－1～3－7－4（略） 3－7－5　電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。 3－7－6～3－7－9（略） 3－8～3－15（略） 第 4 章～第 5 章（略） 第 6 章　雑則 6－1～6－5（略） 6－6　申請書（添付資料（自動車機構の自動車審査証紙を含む。）を含む。）、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間（検査証の有効期間が 2 年に係るものにあっては、2 カ年間、3 年に係るものにあっては、3 カ年間）、検査標章授受出納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。	Ｗｄ：牽引自動車の駆動軸重(kg) ＫＷ：牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力(kW) V：牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度(km/h) SV：牽引自動車の諸元表に記載されたＶ km/h からの制動距離(m) a：牽引自動車の諸元表に記載された減速度(m/s2) ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力をＭ で除した値とする。 FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N） ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。 （例）（略） (1)～(2)（略） 3－4－21 の 3～3－4－27（略） 3－5～3－6（略） 3－7　（検査証交付等） 3－7－1～3－7－4（略） 3－7－5　電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証を返付した場合には、提出された検査証に無効である旨の措置をするものとする。 3－7－6～3－7－9（略） 3－8～3－15（略） 第 4 章～第 5 章（略） 第 6 章　雑則 6－1～6－5（略） 6－6　申請書（添付資料（自動車機構の自動車審査証紙を含む。）を含む。）、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間（検査証の有効期間が 2 年に係るものにあっては、2 カ年間、3 年に係るものにあっては、3 カ年間）、検査標章授受出納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

また、「キャッシュレス支払い内容確認書」が出力された場合は、申請書等とともに当該申請書等の保存年数に準じて保存しておくものとする。 **別表第1～別表第2**（略） **第1号様式～第6号様式**（略） **別添1～別添3**（略）	また、「キャッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。 **別表第1～別表第2**（略） **第1号様式～第6号様式**（略） **別添1～別添3**（略）

附　則　（令和７年３月24日国自整第262号）

本改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月
物流・自動車局
自動車整備課

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について
（概要）

１．改正の背景

今般、「道路運送車両法施行規則」（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「車両法施行規則」という。）が改正され、令和７年４月より、自動車検査証の有効期間の満了する日の２か月前から残存する有効期間を失うことなく継続検査を受検することを可能とした。

また、物流政策における輸送の効率化を目的としてダブルス連結車等※の導入が見込まれている。

これらの状況を踏まえ、自動車検査業務における手続きを円滑に処理するため、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号）の一部を改正する。

※ダブルス連結車等の例

後軸がスライドして連結装置が出現する構造のセミトレーラの車検証の記録事項を規定
（3-4-12（13）関係）

セミトレーラ非連結時、けん引自動車に単体でけん引されるドリーの車検証の記録事項を規定
（3-4-15（3）関係）

２．改正の概要

（１）車両法施行規則第 44 条第１項ただし書きの規定による検査証の有効期間の満了する日の２月前の日を明示する。

（２）ダブルス連結を行う車両等について、自動車検査証で確認を行えるよう自動車検査証の表記方法を規定する。

（３）その他、所要の改正を行う。

３．スケジュール

改正：令和７年３月 24 日
施行：令和７年４月１日

(25)「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第 232 号の 2
令和 7 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 会長　殿

国土交通省物流・自動車局長
（公印省略）

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

標記につきまして、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、貴会（貴組合）におかれましては、傘下会員（組合員）に対し周知徹底方お願い致します。

別添

国 自 整 第 232 号
令和７年３月 31 日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の一部改正について

昨今、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっていることを受け、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。）を改正するとともに、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程を制定することとしている。

これに伴い、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け国自整第 353 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、関係団体あて別添のとおり通知したことを申し添える。

別 紙

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和２年４月１日付け、国自整第 353 号）
の一部改正について（新旧対照表）

（下線部が改正箇所）

新	旧
国自整第 353 号 令和２年４月１日 国自整第 232 号 最終改正　令和７年３月 31 日	国自整第 353 号 令和２年４月１日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
自動車局長	自動車局長
自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
本文　（略）	本文　（略）
別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領	別添　自動車整備事業の取扱い及び指導要領
目次　第１節～第５節（略） 第６節　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領	目次　第１節から第５節（略） （新設）
第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。	第１節　用語の定義 この通達における用語の定義は次の各号の定めるところによる。

(1)～(5)（略）	(1)～(5)（略）
(6)　「実施規程」とは、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和７年国土交通省告示第 25 号）をいう。	（新設）
(7)　「特定整備」とは、法第 49 条第２項に規定する特定整備をいう。	(6)　「特定整備」とは、法第 49 条第２項に規定する特定整備をいう。
(8)　「分解整備」とは、施行規則第３条第１号から第７号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。	(7)　「分解整備」とは、施行規則第３条第１号から第７号までに規定する自動車の整備又は改造をいう。
(9)　「電子制御装置整備」とは、施行規則第３条第８号又は第９号に規定する自動車の整備又は改造をいう。	(8)　「電子制御装置整備」とは、施行規則第３条第８号又は第９号に規定する自動車の整備又は改造をいう。
(10)　「訪問特定整備」とは、実施規程第２条第１号に規定する訪問特定整備をいう。	（新設）
(11)　「限定訪問特定整備」とは、実施規程第２条第２号に規定する限定訪問特定整備をいう。	
(12)　「訪問特定整備等」とは、実施規程第３条第１項に規定する訪問特定整備等をいう。	
(13)　「訪問特定整備等事業者」とは、実施規程第３条第３項に規定する訪問特定整備等事業者をいう。	
(14)　「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。	(9)　「整備士」とは、自動車整備士技能検定規則（昭和 26 年運輸省令第 71 号）の規定による自動車整備士をいう。
(15)「訪問特定整備等管理者」とは、実施規程第５条に規定する訪問特定整備等管理者をいう。	（新設）
(16)「訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第１項に規定する訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。	
(17)「準訪問特定整備士」とは、実施規程第４条第２項に規定する準訪問特定整備士であって、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。	
(18)「訪問車体・電気装置整備士」とは、実施規程第４条第３項に規定する訪問車体・電気装置整備士であって、実施規	

程第３条第１項の届出に係る事業場の従業員をいう。 (19)「訪問特定整備士等」とは、実施規程第７条第４号に規定する訪問特定整備士等をいう。 (20)「訪問特定整備等教育」とは、実施規程第６条に規定する訪問特定整備等教育をいう。	
第２節～第５節（略）	第２節～第５節（略）
第６節　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領 施行規則第 62 条の２の２第１項第９号に規定する訪問特定整備等事業者が満たすべき要件等の取扱いについては、実施規程の規定によるほか、別添６「訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領」により取り扱うものとする。	（新設）
附則 １．～４．　（略） ５．改正省令附則第４条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあっては、令和６年３月 31 日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置を備えている自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。 ６．改正省令附則第９条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置又は同条第９号に規定する自動運行装置を備えていない自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。	附則 １．～４．　（略） ５．改正省令附則第４条各号の全ての規定の適用を受けている指定自動車整備事業者にあっては、令和６年３月 31 日までは、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、道路運送車両法施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置又は同条第９号に規定する自動運行装置を備えている自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。 ６．改正省令附則第９条の規定によりなお従前の例によることとされている者にあっては、電子制御装置整備に係る認証の取得の有無にかかわらず、当面の間、施行規則第３条第８号に規定する運行補助装置を備えていない自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５の２第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。

基準適合証の交付を行うことができる。	
７．（略）	７．（略）
附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～２．（略） ３．指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令（令和３年国土交通省令第６６号）附則第３条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあっては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５第２の第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。	附則　（令和５年３月 27 日　国自整第 266 号） １．～２．（略） ３．道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和３年国土交通省令第６６号。）附則第３条の規定により、なお従前の例によることとされている者にあっては、検査用スキャンツールの備付の有無にかかわらず、当面の間、車載式故障診断装置の診断の結果についての検査が対象外となる自動車に係る法第 94 条の５第１項又は第 94 条の５第２の第１項の規定による保安基準適合証、保安基準適合標章又は限定保安基準適合証の交付を行うことができる。
附則　（令和７年３月 31 日　国自整第 232 号） 本改正規定は、令和７年３月 31 日から施行する。ただし、第６節あっては令和７年６月 30 日から施行する。	（新設）
別添１　自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第１（略）	別添１　自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領 目次（略） 第１（略）
第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い １～２（略） ３　自動車特定整備事業の屋内作業場に自動車整備作業に必要な機械及び車体整備作業に使用するフレーム修正機、埋込式固定治具又はレールが設置されている床面であって整備作業	第２　自動車特定整備事業の認証における取扱い １～２（略） （新設）

に支障がないと判断される場合には、施行規則第 57 条第３号に規定する床面とみなして差し支えない。 ４　整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。 ５　電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第３条第８号ハに係る作業以外とする。 ６　施行規則第３条第８号ハに係る作業の取扱い（略） ７　離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い（略） ８　電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用（略） ９　電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い（略）	３　整備作業等に支障がないと判断される場合には、自動車特定整備事業の屋内作業場、電子制御装置点検整備作業場及び車両置場については、それぞれ優良自動車整備事業に係る作業場及び車両置場と兼用しても差し支えない。 ４　電子制御装置点検整備作業場については、指定自動車整備事業に係る完成検査場と兼用しても差し支えない。この場合において、完成検査場で行える作業は、電子制御装置整備のうち施行規則第３条第８号ハに係る作業以外とする。 ５　施行規則第３条第８号ハに係る作業の取扱い（略） ６　離れた電子制御装置点検整備作業場の取扱い（略） ７　電子制御装置点検整備作業場及び車両置場の共同使用（略） ８　電子制御装置整備を行う事業場の所在地に関する取扱い（略）
第３　自動車特定整備事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　定期点検整備作業に係る料金の掲示及びウェブサイトへの掲載 ⑴　事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示及び自ら管理するウェブサイト（事業者が自らの意思で掲載内容を変更できる自動車特定整備事業に関するホームページをいう。以下同じ。）における料金の掲載の内容は、次のとおりとする。 ア　施行規則別表第１に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。 イ　掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。 ⑵　料金の掲示は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置に掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載すること。なお、同一事業者で複数の事業場がある場合、一括してウェブサイトに掲載することができる。 ア　自動車特定整備事業者の整備事業に関わる全ての従業員の数が５人以下の場合 イ　自ら管理するウェブサイトを有していない場合 ２～７（略） 第４　～　第５　（略） 別添２　優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領 優良規則第５条から第７条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。 なお、審査における実地調査については、オンライン会議システムの活用等により、遠隔地からも実施することができる。 ⑴　優良規則第５条から第７条までの第１号及び優良規則第５条第２号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連 別添３（略） 別添４　整備主任者研修実施要領	第３　自動車特定整備事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２に規定する自動車特定整備事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　定期点検整備作業に係る料金の掲示 ⑴　事業場における点検又は整備の作業に係る料金の掲示の内容は、次のとおりとする。 ア　施行規則別表第１に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、点検時期別の料金を記載したものであること。 イ　掲示する料金により行う整備の作業の内容を明確にしたものであること。 ⑵　料金を掲示する場所は、事業場の事務所の受付場所等依頼者の見易い位置とする。 ２～７（略） 第４　～　第５　（略） 別添２　優良自動車整備事業者の認定に係る運用要領 優良規則第５条から第７条までに規定する基準に適合するかどうかを審査する場合は、次に掲げる事項に十分留意して判定すること。 ⑴　優良規則第５条から第７条までの第１号及び優良規則第５条第２号 実施できる整備作業の範囲及び検査作業と整備作業との分業化の状態についての人員及び施設の関連 別添３（略） 別添４　整備主任者研修実施要領

目　次（略）） 第１（略） 第２　研修の区分 　１（略） 　２　技術研修 　　(1)～(7)（略） 　　(8) 研修の実施方法 　　ア　研修は、自動車整備振興会又は次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。 　　(ｱ)　自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等 　　(ｲ)　輸入自動車取扱ディーラー 　　(ｳ)　自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合) 　　なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。 　　(ｴ)　自動車車体整備協同組合（北海道にあっては北海道自動車車体整備協同組合連合会の会員である協同組合） 　　イ（略） 別添５（略） 別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領	目　次（略）） 第１（略） 第２　研修の区分 　１（略） 　２　技術研修 　　(1)～(7)（略） 　　(8) 研修の実施方法 　　ア　研修は、自動車整備振興会又は次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当するもののうちから運輸支局長が認定した機関（以下「支局長認定機関」という。）において実施する。 　　(ｱ)　自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場等 　　(ｲ)　輸入自動車取扱ディーラー 　　(ｳ)　自動車整備商工組合(北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合) 　　なお、支局長認定機関において実施する研修については、本要領と同等以上の内容のものであれば、本要領にかかわらず他の教材を使用して実施しても差し支えないものとする。 　　（新設） 　　イ（略） 別添５（略） （新設）

目　次 　第１　訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 　第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い 　第３　訪問特定整備等教育に係る取扱い 　第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 第１　訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 　実施規程第３条に規定する訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等は、別紙４及び別紙５によることとする。 第２　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い １　訪問特定整備等の依頼者の範囲 　訪問特定整備等事業者は、自動車の使用者、所有者、これらの代理人等から特定整備の作業の依頼を受けた自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者から、訪問特定整備等の作業の依頼を受けることはできないものとする（すなわち、自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、別の訪問特定整備等事業者に対して、自らが自動車の使用者等から依頼を受けた特定整備（訪問特定整備等を含む）を再委託（外注）することはできないものとする。）。 ２　訪問特定整備等事業者が行うことのできる訪問特定整備等の種類 　(1)　訪問特定整備等事業者が、事業場以外の場所において行うことのできる特定整備の種類は、次に掲げるものとする。 　　ア　訪問特定整備 　　(ｱ)　３(1)の要件を全て満たす場所において、分解整備を行うこと。ただし、法第 94 条の５第１項の「整備」（いわゆる「指定整備」のことをいう。以下同じ。）としてこ	

れを行うことはできない。
(ｲ)　３(2)の要件を全て満たす場所において、電子制御装置整備を行うこと。ただし、法第94条の５第１項の「整備」としてこれを行うことはできない。
(ｳ)　３(1)及び(2)の要件を全て満たす場所において、分解整備、電子制御装置整備又はその両方を行うこと。ただし、法第94条の５第１項の「整備」としてこれを行うことはできない。
(ｴ)　実施規程第２条第１号の「一定の期間」は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した３日を超えない期間とする。ただし、離島（橋又はトンネルによる本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄島をいう。）との間の交通又は移動が不可能な島をいう。）において訪問特定整備を行う場合、当該「一定の期間」は訪問特定整備の作業開始日を含む連続した５日を超えない期間とする。
イ　限定訪問特定整備
４の要件を全て満たす場所において、特定整備のうち次に掲げるものを行うこと。ただし、法第 48 条第２項において読み替えて準用する法第47条の２第３項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）又は法第94条の５第１項の「整備」としてこれらを行うことはできない。
(ｱ)　普通自動車、小型自動車又は軽自動車の制動装置のうちディスク・キャリパ（ブレーキキャリパ）を組成する部品を一つでも取り外して行うブレーキパッド（事故、故障等により摩耗又は損傷したものに限る。）の交換。
(ｲ)　普通自動車、小型自動車又は軽自動車のオルタネータ又はスターターモーターの交換の際に必要となる原動機のうちエンジンマウント、動力伝達装置のうちドライブ・シャフト（ナックルとの連結部に限る。）、走行装置のうちフロント・アクスル（ロアアームとナックルの連結部に限る。）又はかじ取り装置のうちタイロッドエンド（ナックルとの連結部に限る。）若しくはステアリングシャフト（後輪駆動車であってラック・ピニオン式のステアリングギヤ構造を備える自動車におけるステアリングシャフトのうちギヤ・ボックスとの連結部に限る。）の取り外し。
(ｳ)　大型特殊自動車のうちショベル・ローダ、タイヤ・ドーザ、ホイール・クレーン、グレーダ、ロード・スタビライザ、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ローラ又はロード・ローラのかじ取り装置のうちステアリング用油圧ホース（当該ホースの交換後に当該ホースに混入した空気を取り除くための作業が不要であるものに限る。）の交換。
⑵　訪問特定整備等事業者は、地方運輸局長の認証を受けた自動車特定整備事業の種類（法第 78 条第２項の規定により業務の範囲を限定する認証を受けた場合にあっては、対象とする自動車の種類その他業務の範囲）に対応する作業でなければ、訪問特定整備等として行うことができないものとする。
３　訪問特定整備の作業場所
実施規程第２条第１号の「施行規則第 57 条第１号から第５号までに掲げる基準を満たす設備を設置した場所」とは、次のいずれかの場所をいう。
⑴　分解整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。
ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。
イ　次のいずれかを満たすこと。
(ｱ)　届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね１時間以内の位置にあること。
(ｲ)　届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府

県内にあること。 ウ　施行規則別表第四に掲げる規模の車両置場を有すること。 エ　施行規則別表第四に掲げる規模の屋内作業場を有すること。 オ　エの屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。 カ　エの屋内作業場の床面は、平滑に舗装されていること。 キ　エの屋内作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、エの屋内作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす（訪問特定整備士等が在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することにより、当該事業場に備える施行規則別表第五に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。）。 ⑵　電子制御装置整備を行う場合、次の要件を全て満たす場所（訪問特定整備士等が在籍する事業場以外の事業場を含む。）。 ア　訪問特定整備等事業者が所有する土地又は建物ではないこと。 イ　次のいずれかを満たすこと。 (ｱ)　届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね１時間以内の位置にあること。 (ｲ)　届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。 ウ　施行規則別表第四に掲げる規模の車両置場を有すること。	

エ　施行規則別表第四に掲げる規模の電子制御装置点検整備作業場を有すること。ただし、電子制御装置点検整備作業場は、訪問特定整備として分解整備を行う屋内作業場（車両整備作業場及び点検作業場に限る。）と兼用することができる。 オ　エの電子制御装置点検整備作業場の天井の高さは、対象とする自動車について特定整備又は点検を実施するのに十分であること。 カ　エの電子制御装置点検整備作業場の床面は、平滑に舗装されていること。 キ　エの電子制御装置点検整備作業場には、施行規則別表第五に掲げる作業機械等を備えたものであり、かつ、当該作業機械等のうち国土交通大臣の定めるものは、国土交通大臣が定める技術上の基準に適合するものであること。ただし、エの電子制御装置点検整備作業場に施行規則別表第五に掲げる作業機械等の全てが備わっていない場合であっても、訪問特定整備士等が不足する作業機械等を持参する場合には、本要件を満たすものとみなす（訪問特定整備士等が在籍する事業場に備えた作業機械等を持参することにより、当該事業場に備える施行規則別表第五に掲げる作業機械等が不足する場合は除く。）。 ク　法第 57 条の２第１項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第３条第９号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあつては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を有すること。 ４　限定訪問特定整備の作業場所 実施規程第２条第２号の「安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全を図ることのできる場所」とは、次の要件を全て満たす場所をいう。	

⑴　次のいずれかを満たすこと。 ア　届出に係る事業場の所在地から自動車によりおおむね１時間以内の位置にあること。 イ　届出に係る事業場が所在する都道府県と同一の都道府県内にあること。 ⑵　限定訪問特定整備の対象とする自動車の最外側から 50cm 以上のスペースがあること。 ⑶　屋内で作業を行う場合には天井の高さが限定訪問特定整備の対象とする自動車の高さに 30cm を加えた高さ以上であること。 ⑷　作業を行う場所の床面が平滑に舗装されていること。 ⑸　法第２条第６項の「道路」（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 77 条に基づく道路の使用の許可を受けた道路を除く。）又は共有の私道若しくは駐車場（駐車場の所有者が限定訪問特定整備の作業場所とすることを許可するとともに、当該許可を受けた訪問特定整備等事業者が限定訪問特定整備の対象車両の周囲に板塀その他これに類する仮囲いを設けた場合を除く。）でないこと。 ⑹　都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第４条第 14 項及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第１条の２に規定する「公共施設」、すなわち、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路及び消防の用に供する貯水施設でないこと。 ⑺　強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候が予想される場合にあっては、当該悪天候により限定訪問特定整備の実施に危険を生ずるおそれがない場所であること。 ⑻　そのほか、限定訪問特定整備の適切な実施、訪問特定整備士等の安全確保、周辺環境の保全に支障が生じるおそれのない場所であること。 ５　訪問特定整備等管理者による統括管理等	

⑴　実施規程第５条に規定する訪問特定整備等管理者の訪問特定整備等に関する事項を統括管理するために行う業務の例は、次のとおりとする。 ア　訪問特定整備等の作業場所が要件を満たすことの確認。 イ　依頼者から依頼を受けた作業が訪問特定整備等として行うことができることの確認。 ウ　依頼者から依頼を受けた作業を行う際に使用する作業機械等の指示。 エ　依頼者から訪問特定整備等の作業開始について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等に対する訪問特定整備等の作業開始の指示並びに作業開始時刻の確認及び記録。 オ　訪問特定整備士等が訪問特定整備等を行った後にできばえ確認として、次の確認を行うこと。 (ｱ)　依頼者に説明した必要と認められる訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。 (ｲ)　概算見積りを記録した電磁的記録（作業指示書）の内容どおりに訪問特定整備等が完了しているかどうかの確認。 (ｳ)　訪問特定整備等を伴った部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。 (ｴ)　訪問特定整備等を伴った部位以外の部位の組付状態及び機能に問題がないかどうかの確認。 (ｵ)　訪問特定整備等を完了した日時の確認及び記録 カ　オのできばえ確認を行った後に特定整備記録簿に法第 91 条第１項各号、施行規則 62 条の２各号に規定する事項及び第４　10 に規定する事項が記載又は記録されていることの確認を行うこと。 キ　依頼者から訪問特定整備等の作業完了について同意を得たことの確認及び訪問特定整備士等による訪問特定整備等の作業完了の確認。	

⑵　訪問特定整備等事業者が実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」を採用した場合に、訪問特定整備等管理者が行う業務の例は、次のとおりとする。 ア　依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業を適切に実施することのできる訪問特定整備士等を任命すること。 イ　訪問特定整備等の実施に必要な作業機械等の管理（必要な作業機械等の調達、性能維持、訪問特定整備士等への貸与等）を行うこと。 ウ　訪問特定整備士等に対して、依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等の作業が保安基準に適合するように行われるために必要な指示を行うこと。 ⑶　訪問特定整備等管理者は、次のいずれか一つに該当する場合には、訪問特定整備士等に対して訪問特定整備等の作業開始の指示をしてはならない。 ア　依頼者から依頼を受けた訪問特定整備等を適切に実施することのできる場所を確保できない場合。 イ　依頼者が訪問特定整備等の作業開始に同意しない場合。 ウ　強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため、訪問特定整備等の作業の実施について車両及び訪問特定整備士等に危険が及ぶことが予想される場合。 エ　依頼者から限定訪問特定整備の作業を実施するよう依頼を受けた車両について、限定訪問特定整備以外の特定整備の実施が必要と認められる場合。 ⑷　訪問特定整備士等は、訪問特定整備等管理者から作業開始の指示を受けた後でなければ、当該作業を開始してはならない。 ⑸　訪問特定整備士等が、訪問先において、訪問特定整備等の作業を行うことができなくなった場合等の取扱いは、次のとおりとする。 ア　訪問特定整備士等は、次に掲げる場合には、速やかに訪	

問特定整備等管理者にその旨連絡し、指示を仰がなければならない。 ①　強風、大雨、雷、大雪、霧、高気温、低気温等の悪天候のため安全に作業を継続することが困難となった場合。 ②　訪問特定整備等の作業中に事故、周辺環境の汚染等が生じた場合。 ③　依頼者から依頼を受けた作業を完了させることが困難と認められる場合。 ④　予定された作業時間を大幅に超過するおそれがあると認められる場合。 ⑤　依頼者から作業内容、料金、その他訪問特定整備等の契約に関する問合せ又は苦情を受けた場合。 ⑥　①～⑤に掲げる場合のほか、訪問特定整備等の作業の実施にあたり問題が生じた場合。 イ　訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等からアの連絡を受けた場合、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断その他の必要な指示をしなければならない。 ウ　訪問特定整備等管理者は、訪問特定整備士等に訪問特定整備等の中断を指示する場合には、依頼者に対して自らその理由や代償措置の内容等を説明しなければならない。 ⑹　⑴～⑸の統括管理業務等は、WEBカメラなどリアルタイムで画像、音声、映像等を共有可能なオンラインの機器を活用して行うことができる。 ⑺　訪問特定整備等管理者が自ら訪問特定整備等を行う場合、⑴～⑸の統括管理業務等は、当該訪問特定整備等管理者以外の訪問特定整備等管理者が行わなければならない。 ６　実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」の要件 実施規程第４条第２項第２号に規定する「高度な管理手法」	

とは、次の要件を全て満たす方法により訪問特定整備等に関する事項を統括管理する場合をいう。 ⑴　５⑴～⑸の統括管理業務等を、５⑹の方法により行うこと。 ⑵　定期的に訪問特定整備士等の知識及び技能を評価し、当該評価結果に基づき、訪問特定整備士等の等級を分け、当該等級に応じ従事することのできる作業内容を設定することを含む訪問特定整備士等の任命のルールを規定し、当該ルールに従った運用を行うこと。 ⑶　訪問特定整備等管理者のほかに、一級又は二級の自動車整備士の技能検定（原動機を対象とする訪問特定整備を行う場合にあっては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。また、電子制御装置整備を訪問特定整備として行う場合にあっては、電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了していない一級二輪自動車整備士又は二級の自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者（訪問特定整備等管理者に選任されている者を除く。）であって、依頼者からの問合せの応対、依頼者への説明・必要な電磁的記録の交付、訪問特定整備等管理者の業務の補助などを行う者（以下「訪問特定整備等補助者」という。）を任命すること。 第３　訪問特定整備等教育に係る取扱い １　訪問特定整備等教育の内容 訪問特定整備等教育は、次に掲げる知識及び能力を習得させるための教育とする。 ⑴　訪問特定整備等に係る記録の作成・保存についての知識及び能力。 ⑵　訪問特定整備等管理者と訪問特定整備士等の間でオンラインの機器を活用して必要なコミュニケーションを行うために	

必要な知識及び能力。 ⑶　限定訪問特定整備の対象となる自動車の構造、装置及び性能に係る一般知識。 ⑷　限定訪問特定整備における安全性の確保及び周辺環境の保全に支障を及ぼさないことに留意した作業機械等の使用に関する知識及び能力。 ⑸　訪問特定整備等を行うことのできる場所の要件。 ⑹　⑴～⑸に規定するもののほか、訪問特定整備等の実施に必要な知識及び能力。 ２　訪問特定整備等教育記録の作成・保存 ⑴　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者は、実施規程第６条第２項に基づき、次の事項を記録した電磁的記録（以下「訪問特定整備等教育記録」という。）を作成しなければならない。 ア　訪問特定整備等教育の年月日 イ　訪問特定整備等教育の内容、方法及び時間 ウ　訪問特定整備等教育を行った者が特定できる情報 エ　訪問特定整備等教育を受けた者が訪問特定整備等管理者又は訪問特定整備士等（以下「訪問特定整備等管理者等」という。）として届出された場合には、その届出がなされた年月日及び訪問特定整備等管理者等として届け出られた者が特定できる情報 ⑵　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等教育を実施した日から２年間訪問特定整備等教育記録を保存しなければならない。 ３　自動車整備振興会が行う教育・指導 ⑴　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者又は訪問特定整備等事業者が、実施規程第６条第１項第１号又は第２号に規定する者に自動車整備振興会が行う訪問特定整備等に関する教育・指導を受けさせた場合、当該自動車特定整	

備事業者又は訪問特定整備等事業者が訪問特定整備等教育を行ったものとみなす。 ⑵　⑴の場合、訪問特定整備等事業者は、２に規定する訪問特定整備等教育記録の作成・保存に代えて、自動車整備振興会が行う教育・指導の受講記録を保存するものとする。 第４　訪問特定整備等事業者の遵守事項等 法第 91 条の３の規定に基づく施行規則第 62 条の２の２及び実施規程第７条に規定する訪問特定整備等事業者が遵守しなければならない事項の取扱い及び指導は、次のとおりとする。 １　訪問特定整備等事業者の事業場の体制等 ⑴　分解整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　当該事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　当該事業場に少なくとも１人の一級又は二級の自動車整備士の技能検定（当該事業場が原動機を対象とする分解整備を行う場合にあつては、二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。）に合格した者を待機させること。 ウ　当該事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場	

に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑵　電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、当該事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　事業場に少なくとも１人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。 ウ　事業場に待機させる従業員のうち一級、二級若しくは三級の自動車整備士、自動車車体整備士又は自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等	

事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑶　分解整備及び電子制御装置整備を行う訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等を訪問特定整備等の作業に従事させている間は常に、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場において、次の要件を全て満たす体制を確保しなければならない。 ア　事業場に２人以上の特定整備に従事する従業員を待機させること（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっては、事業場に４人以上（当該整備及び検査の対象自動車の種類に車両総重量８トン以上、最大積載量５トン以上又は乗車定員 30 人以上の車両を含む場合には、５人以上）の特定整備に従事する従業員を待機させること。）。 イ　事業場に少なくとも１人の一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であって電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長又は運輸支局長が行う講習を修了した者を待機させること。 ウ　事業場に待機させる従業員のうち一級、二級又は三級の自動車整備士の技能検定に合格した者の数が、事業場に待機させる全従業員の数を四で除して得た数（当該訪問特定整備等事業者が指定自動車整備事業者であって、訪問特定整備等の作業を行っている間に、当該事業場において、指定自動車整備事業者として整備及び検査を行う場合にあっ	

ては、三で除して得た数。これらの数に１未満の端数があるときは、これを１とする。）以上であること。 ⑷　⑴～⑶の規定に基づき訪問特定整備等事業者が実施規程第３条第１項の届出に係る事業場に待機させる従業員は、待機中に当該事業場に入庫した自動車の点検整備を実施することができるものとする。 ⑸　⑴～⑶の規定に関わらず、これらの規定に基づき実施規程第３条第１項の届出に係る事業場に待機する従業員が、業務上必要な行為に要する時間の範囲内で当該事業場を不在にすることは妨げない。 ⑹　従業員が２人しか在籍しておらず、かつ、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月における持込み車検台数が５台以上（すなわち、訪問特定整備等を開始する日の６か月前から、各月において、検査を受けるために、法第 48 条第１項の「点検」（いわゆる「定期点検」のことをいう。）及び同条第２項において読み替えて準用する法第 47 条の２第３項の「整備」（いわゆる「定期点検整備」のことをいう。）を行い、運輸支局等に持ち込んだ自動車の台数が５台以上であること。）の事業場については、⑴～⑶の規定を適用しない。ただし、訪問特定整備等事業者（当該事業者の子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２の「子会社等」をいう。）及び親会社等（同条第４号の２の「親会社等」をいう。）を含む。）が複数の事業場を有する場合は除く。 ２　実施規程第３条第１項の届出を行ったことを示す証票 ⑴　訪問特定整備等を行う場所に表示し、かつ、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトに掲載する実施規程第３条第１項の届出を行ったことを示す証票（以下「訪問特定整備等事業者の証票」という。）の様式は、別紙６によるものとする。 ⑵　訪問特定整備等事業者の証票を表示する場所は、訪問特定	

整備等の対象となる自動車の周辺、サービスカーの側面など依頼者、公衆等の見易い場所とし、訪問特定整備等の作業時間中のみ表示しておくものとする。 ⑶　訪問特定整備等事業者の証票を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとし、訪問特定整備等事業を廃止しない限り、常に掲載しておくものとする。 3　訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載 ⑴　訪問特定整備等の作業に係る料金の掲載の内容は、次のとおりとする。 ア　施行規則別表第１に掲げる自動車の種別等を例に自動車の種類を区分し、訪問特定整備等の作業別の料金、旅費、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第２条第１項の「廃棄物」をいう。以下同じ。）の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記載したものであること。 イ　掲載する料金により行う訪問特定整備等の作業の内容を明確にしたものであること。 ⑵　⑴アの訪問特定整備等の作業別の料金は、事業場において当該作業を行った場合の料金を下回ってはならないものとする。 ⑶　料金を掲載する場所は、訪問特定整備等事業者が自ら管理するウェブサイトのうちトップページ、作業の予約申込みページ等依頼者が容易に確認できるページとする。 4　訪問特定整備士等の身分を示す証票 ⑴　訪問特定整備等事業者は、別紙７の様式に従って訪問特定整備士等の身分を示す証票（以下「訪問特定整備士証」という。）を作成し、訪問特定整備士等に交付するものとする。 ⑵　訪問特定整備士等は、訪問特定整備士証の電磁的記録を保	

存したスマートフォン、タブレット等の電子機器を携行し、初回訪問時及び依頼者から求められたときに、当該依頼者に対して、当該電子機器に保存された訪問特定整備士証の電磁的記録を提示することでも差し支えない。 ⑶　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士証を交付した訪問特定整備士等をその職から解いたとき（以下、訪問特定整備士等の職を解いた者を「元訪問特定整備士等」という。）は、元訪問特定整備士等に対して訪問特定整備士証を破棄するよう指示しなければならない。 5　訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明等 ⑴　訪問特定整備等を行う前の依頼者に対する説明は、依頼のあった内容を十分に確認し、当該自動車の初度登録年、走行距離等の使用実態及び過去の点検又は整備の実施状況を参考に受入点検等を行った後、必要となると認められる訪問特定整備等の内容、その整備の必要性及び当該訪問特定整備等に係る車両の現在の状態について行うものとする。 ⑵　訪問特定整備等を行う前に依頼者に提供する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録には、作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要する費用等の内訳を記録するものとする。 ⑶　訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録を提供した後に、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、あらかじめ依頼者の了解がある場合を除き、原則として依頼者に対し追加作業の内容及び変更後の概算見積り（その内訳を含む。）について連絡し、承諾を得たうえで作業を行うものとする。 　また、この場合においては、事業者が保存する訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録（７⑵の概算見積りを記録した電磁的記録）に依頼者の承諾年月日、必要と	

なった整備の内容及び変更後の概算見積りの額を記録しておくこと。 ⑷　⑴～⑶の依頼者に対する説明及び概算見積りを記録した電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければならない。 6　訪問特定整備等を行った後の依頼者に対する説明等 ⑴　訪問特定整備等の作業後の依頼者に対する説明は、実際に行った訪問特定整備等の内容、交換した部品及び訪問特定整備等を行った後の車両の状態について行うものとする。 ⑵　訪問特定整備等事業者が依頼者に対して請求する訪問特定整備等料金を記録した電磁的記録には、依頼者に対して請求する作業工賃、部品価格、塗料価格、副資材価格、旅費、廃棄物の処理の仲介等に要した費用等の内訳を記録するものとする。なお、当該電磁的記録の表題、様式等は問わない（訪問特定整備等料金及びその内訳が記載された電磁的記録であれば、請求書又は納品書の電磁的記録はもちろん、その他の表題、様式等の電磁的記録であっても差し支えない。）。 ⑶　⑴及び⑵の依頼者に対する説明及び電磁的記録の提供は、訪問特定整備等事業者の役員又は従業員（訪問特定整備士等を除く。）が、当該事業者の事業の執行行為として行うものであることを示して行わなければならない。 7　訪問特定整備等の作業に関する帳票類の保存 ⑴　訪問特定整備等の開始及び完了について依頼者の同意を得たことを証する電磁的記録の保存方法の例は、次のとおりとする。 ア　インターネットの画面上で依頼者に同意欄をクリックさせるとともに、依頼者の氏名を入力させ、これらの情報が記録された電磁的記録を保存する方法。	

イ　スマートフォン、タブレット等の電子機器に表示した同意書等の電磁的記録に依頼者に電子サインをさせ、当該電磁的記録を保存する方法。 ⑵　訪問特定整備等料金の概算見積りを記録した電磁的記録は、依頼者に提供した概算見積りの電磁的記録の元データを保存するものとする。 ⑶　訪問特定整備等を行った場所を撮影した画像データは、訪問特定整備の作業場所の要件（第２　３⑴ウからキまで若しくは⑵ウからキまで）又は限定訪問特定整備の作業場所の要件（第２　４⑶から⑻まで）を全て満たすことが分かるように撮影したものとする。 ⑷　訪問特定整備等を行う前後の車両を撮影した画像データには、訪問特定整備等の作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したものだけでなく、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号）を撮影したもの（自動車登録番号又は車両番号がない車両について訪問特定整備等の作業を行う場合にあっては、当該作業を行う前後の車両全体の状態及び車台番号を撮影したもの）も含めることとする。また、作業過程において見積金額の変更を伴う訪問特定整備等の作業を行う必要があることが新たに発見された場合には、追加作業を行う予定の箇所及び実際に当該作業を行った箇所のみを撮影したもの並びに当該追加作業を行う前後の車両全体の状態及び自動車登録番号（軽自動車又は小型二輪自動車にあっては車両番号）を撮影したもの（自動車登録番号又は車両番号がない車両について訪問特定整備等の作業を行う場合にあっては、当該作業を行う前後の車両全体の状態のみを撮影したもの）も含めることとする。 ⑸　交換した部品を撮影した画像データには、交換前の部品及び交換後の部品の全体を撮影したもの並びに交換後の部品が	

特定できる情報（部品番号等）を含めることとする。 ⑹　請求書、納品書、領収書等の電磁的記録は、依頼者に提供した請求書、納品書、領収書等の電磁的記録の元データを保存するものとする。 ８　実施規程に違反し若しくは違反するおそれがある場合、又は訪問特定整備等に起因する重大事故が発生した場合の報告義務 ⑴　実施規程第７条第８号の「第二条から本条までの規定に違反し、若しくは違反するおそれがある場合」に該当するかどうかは、訪問特定整備等事業者が第１から第４までの規定を参照し判断するものとする。 ⑵　実施規程第７条第８号の「訪問特定整備士等その他の第三者の生命若しくは身体に対し重大な危害が発生した場合」とは、次のいずれかの場合とする。 ア　訪問特定整備士等その他第三者の生命又は身体に対し、次のいずれかの危害が発生した場合 (ｱ)　死亡 (ｲ)　負傷又は疾病であって、これらの治療に要する期間が30日以上であるもの イ　火災が発生した場合 ９　訪問特定整備等の体制に関する第三者確認 ⑴　実施規程第７条第９号の「訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者」とは、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長その他訪問特定整備等について相当の知見を有する第三者（以下「第三者機関」という。）をいう。 ⑵　実施規程第７条第９号の第三者機関による確認（以下「第三者確認」という。）は、訪問特定整備等事業者の申出により行うものとする。 ⑶　訪問特定整備等事業者は、次に掲げる頻度で第三者確認を	

受け、第３条第１項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に当該確認の結果を報告しなければならない。 ア　訪問特定整備等を開始した日から起算して１年を経過する日から２年を経過する日までの間に、少なくとも１回以上 イ　最後に第三者確認を受けた日から起算して１年を経過する日から２年を経過する日までの間に、少なくとも１回以上 ⑷　第三者確認は、訪問特定整備等事業者において、訪問特定整備等を適切に実施することができる体制が確保されているかどうかについて確認を行い、その適否を決定するものとし、確認項目の例は、次のとおりとする。 ア　実施規程第５条の訪問特定整備等管理者による統括管理業務が第２　５の規定に従い適切に行われているかどうか。 イ　実施規程第４条に規定する者を適切に訪問特定整備等に従事させているかどうか。 ウ　実施規程第６条の訪問特定整備等教育が第３の規定に従い適切に行われているかどうか。 エ　法第91条の３、施行規則第62条の２の２第１項及び実施規程第７条各号に規定する事項を第４の規定等に従い遵守しているかどうか。 ⑸　訪問特定整備等事業者は、第三者確認の結果が「否」となったときは、実施規程第３条第１項の届出に係る事業場の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長の指導に基づき、速やかに訪問特定整備等を適切に行うことのできる体制を構築するために必要な措置を講じるか、あるいは、実施規程第３条第４項及び別紙４　４の規定に基づき訪問特定整備等事業の廃止届を提出することとする。	

10　訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載事項

⑴　訪問特定整備等に係る特定整備記録簿には、次に掲げる事項も記載又は記録するものとする。ただし、特定整備記録簿に次に掲げる事項を記載又は記録するスペースが存在しない場合には、特定整備記録簿と共に次に掲げる事項を記載又は記録した別の書面（別の電磁的記録）を保存すること（例えば、特定整備記録簿を書面で作成した場合は特定整備記録簿と別の書面をホチキス留めすること、特定整備記録簿を電磁的記録で作成した場合は特定整備記録簿及び別の電磁的記録を一つのPDFファイルとすることなど）でも差し支えない。

ア　訪問特定整備又は限定訪問特定整備のいずれを実施したかが分かること

イ　訪問特定整備等を行った場所の住所又は所在地

ウ　イの場所が他事業場の場合、その名称及び認証番号

エ　当該訪問特定整備等を行った訪問特定整備士等の氏名

⑵　訪問特定整備等に係る特定整備記録簿の記載例は、次のとおりである。

ア　訪問特定整備等を行った場所が他事業場以外の場合

■「限定訪問特定整備」の実施場所
東京都千代田区霞が関２－２－２
■担当訪問特定整備士
国土　太郎

イ　訪問特定整備等を行った場所が他事業場の場合

■「訪問特定整備」の実施場所（他事業場）
東京都千代田区霞が関２－１－３
■上記他事業場の名称
国土交通自動車霞ヶ関店
■上記他事業場の認証番号
第１－２３４５６号
■担当訪問特定整備士
国土　太郎

11　自動車特定整備事業者の遵守事項

訪問特定整備等事業者は、自動車特定整備事業者として、第４　１～９のほか、法第91条の３に基づく施行規則第62条の２の２第１項各号に規定する事項を遵守しなければならない。

12　訪問特定整備士等の安全及び健康の確保等

⑴　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等が人たるに値する生活を営むために必要な労働条件を、訪問特定整備士等と対等の立場において決定するとともに、訪問特定整備士等の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するため、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、労働契約法（平成19年法律第128号）等の関係する法令を遵守するものとする。

⑵　訪問特定整備等事業者は、⑶の場合を除き、訪問特定整備士等の時間外労働時間が月45時間かつ年360時間を上回らないようにするとともに、時間外労働時間と休日労働時間の合計が月100時間未満かつ２～６か月平均を80時間以内となるようにしなければならない。

⑶　臨時的な特別の事情があって訪問特定整備等事業者と訪問特定整備士等が合意した場合、訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備士等の労働時間に関し、次の事項を遵守しなければならない。 ア　時間外労働時間を年 720 時間以内とすること イ　時間外労働時間と休日労働時間の合計を月 100 時間未満とすること ウ　時間外労働時間と休日労働時間の合計について、「２か月平均」、「３か月平均」、「４か月平均」、「５か月平均」及び「６か月平均」の全てが１月当たり 80 時間以内とすること エ　時間外労働時間が月 45 時間を超える月を年６か月以内とすること 13　環境保全のために必要な措置等 訪問特定整備等事業者は、公害の防止その他の環境の保全を図るため、関係する法令及び条例を遵守するとともに、次に掲げる事項も遵守するものとする。 ⑴　訪問特定整備等を実施する場合には、廃棄物等が飛散若しくは流出し、フロン類が放出し、悪臭が生じ、又は騒音若しくは振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。 ⑵　訪問特定整備等の実施により生じた廃棄物を、訪問特定整備等事業者の責任において、同法の定めるところにより適切に処理すること。 14　訪問特定整備等に係る補償 訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等における整備不良、訪問特定整備士等の労災事故、周辺環境の汚染、他の交通の被害など、訪問特定整備等に起因して生ずる損害を補償することが望ましいため、これらの損害を補償できるよう、予め損害保険契約を締結するなど必要な措置をとるものとする。	

別紙１～別紙３の８（略）	別紙１～別紙３の８（略）
別紙４　訪問特定整備等事業者が届け出る電磁的記録、届出方法等 １　実施規程第３条第１項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録（以下「訪問特定整備等リスト」という。）の記録項目及び同条第２項の規定に基づき運輸監理部長又は運輸支局長が訪問特定整備等をしようとする自動車特定整備事業者に対して届け出ることを求める電磁的記録（以下「実施規程第３条第２項の電磁的記録」という。）は次のとおりとする。 ⑴　訪問特定整備等リストの記録項目（別紙５様式１及び２） ア　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス イ　訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍する事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号 ウ　訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士の各人に関する次に掲げる事項 (ｱ)　氏名 (ｲ)　生年月日 (ｳ)　合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日 (ｴ)　届出時現在の実務の経験の期間及びその内容（(ｳ)の自動車整備士の技能検定に合格した日以降のものに限る。）	（新設）

(ｵ)　訪問特定整備等教育を受けた日 エ　訪問特定整備等を開始する日 (2)　実施規程第３条第２項の電磁的記録 ア　準訪問特定整備士に訪問特定整備等を行わせようとする場合には、少なくとも次に掲げる事項を記録した訪問特定整備等の統括管理方法を定めた実施要領の電磁的記録（別紙５様式２） (ｱ)　「高度な管理手法」を用いた統括管理業務の手順 (ｲ)　訪問特定整備士等の任命のルールの内容 (ｳ)　訪問特定整備等補助者に関する次に掲げる事項 ａ　氏名 ｂ　生年月日 ｃ　合格した自動車整備士の技能検定の種類、合格証書番号及び合格年月日 イ　訪問特定整備を行う場合には、次の事項を記録した電磁的記録（別紙５様式３－１、３－２－１及び３－２－２） (ｱ)　訪問特定整備を行う場所の住所及び訪問特定整備等事業者の事業場から当該場所までの所要時間（都道府県を跨ぐ場合に限る。） (ｲ)　(ｱ)の場所が法第 78 条第１項の認証を受けた事業場（以下「他事業場」という。）の場合には、次の事項 ａ　他事業場について自動車特定整備事業の認証を取得した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号及び電子メールアドレス ｂ　他事業場の名称、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号 (ｳ)　(ｱ)の場所が他事業場ではない場合には、次の事項 ａ　車両整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状	

況 ｂ　点検作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況 ｃ　電子制御装置点検整備作業場の間口、奥行、天井高さ、床面の状況 ｄ　部品整備作業場の面積 ｅ　車両置場の間口、奥行 ｆ　作業機械、作業計器、点検計器、点検装置及び工具の種類毎の名称、型式（一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び整備用スキャンツールに限る。）、能力、数及び訪問特定整備を行う場所に備えられたものか又は訪問特定整備士等が持参するものかの別 ｇ　一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係る国土交通大臣が定める技術上の基準に適合していることを証する電磁的記録 上記の電磁的記録については、適切な技術的能力を有する者が、「自動車検査用機械器具の審査基準について」（平成７年６月 14 日付け自整第 121 号）により公正に試験を実施し、その結果を記載した自動車検査用機械器具基準適合性試験成績書、自動車検査用機械器具校正結果証明書等の電磁的記録であること。 ｈ　電子制御装置整備を行う事業場にあっては、法第 57 条の２第１項に規定する自動車の型式に固有の技術上の情報（施行規則第３条第９号の自動車の整備又は改造を行わない場合にあっては、自動運行装置に係るものを除く。）及びエーミング作業に必要な機器を入手することができる体制を確認できる電磁的記録 ｉ　当該場所の平面図及び写真 (ｴ)　(ｱ)の場所において訪問特定整備の作業を行う期間	

（始期の年月日及び終期の年月日） (ｵ)　(ｱ)の場所において、(ｴ)の期間に行う訪問特定整備の対象とする自動車（以下「対象自動車」という。）の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類 ウ　別添６第４　１⑹に該当する場合には、訪問特定整備等を開始する日の６か月前からの各月における持込み車検実績を持込台数、合格台数及び再検査台数の別に分けて記録した電磁的記録（別紙５様式４） エ　訪問特定整備を実施する場合には、訪問特定整備を実施する作業場の使用に関する契約書等の電磁的記録（訪問特定整備等事業者が支障なく、イ(ｴ)の期間、当該作業場を使用することができる旨明確に定められた賃貸借契約書等の電磁的記録） ２　自動車特定整備事業者は、訪問特定整備等をしようとする場合には、訪問特定整備等の開始の日の前日までに、訪問特定整備等を行う事業場ごとに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、訪問特定整備等リスト及び実施規程第３条第１項の電磁的記録を、電子メールを送信する方法により届け出なければならない。 ３　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等リスト又は実施規程第３条第２項の電磁的記録の内容に変更があった場合には、当該変更後に初めて訪問特定整備等をする日の前日までに、運輸監理部長又は運輸支局長に対して、当該変更内容を記録した訪問特定整備等リスト又は実施規程第３条第２項の電磁的記録を電子メールを送信する方法により届け出なければならない。 ４　訪問特定整備等事業者は、訪問特定整備等の事業を廃止したときは、その日から 30 日以内に、運輸監理部長又は運輸支局長に対し、電子メールを送信する方法により次の事項を届け出な	

ければならない。 ⑴　訪問特定整備等の事業を廃止した自動車特定整備事業者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス及び自ら管理するウェブサイトのアドレス ⑵　⑴の自動車特定整備事業者の訪問特定整備等管理者、訪問特定整備士、準訪問特定整備士又は訪問車体・電気装置整備士が在籍していた事業場の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス及び認証番号 ５　２～４の電子メールの宛先は、下記ウェブサイトを参照するものとする。なお、訪問特定整備等事業者が２～３の電子メールのＣＣに任意の者を追加することは妨げない。 https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html 別紙５　訪問特定整備等リスト等の様式 訪問特定整備等リストの様式及び実施規程第３条第２項の電磁的記録の一部のものの様式は、次のものとする。 【別添のエクセルのとおり。】 備考 ※１　実施規程第３条の届出を行う場合に使用する様式は、下表を参考にすること。	（新設）

届出の種類	届出が必要な様式　※○を付した様式を届け出る必要あり				
	様式1	様式2	様式3-1	様式3-2-1	様式3-2-2
限定訪問特定整備の届出① （訪問特定整備士のみが従事する場合）	○				
限定訪問特定整備の届出② （訪問特定整備士及び限訪問特定整備士が従事する場合）	○	○			
訪問特定整備（他事業場）の届出① （訪問特定整備士のみが従事する場合）	○		○		
訪問特定整備（他事業場）の届出② （訪問特定整備士及び限訪問特定整備士が従事する場合）	○	○	○		
訪問特定整備（他事業場）の届出③ （訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合）	○	○	○		
訪問特定整備（他事業場）の届出④ （訪問特定整備士、車訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合）	○	○	○		
訪問特定整備（他事業場以外の場所）の届出① （訪問特定整備士のみが従事する場合）	○			○	○
訪問特定整備（他事業場以外の場所）の届出② （訪問特定整備士及び限訪問特定整備士が訪問特定整備に従事する場合）	○	○		○	○
訪問特定整備（他事業場以外の場所）の届出③ （訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合）	○	○		○	○
訪問特定整備（他事業場以外の場所）の届出④ （訪問特定整備士、車訪問特定整備士及び訪問車体・電気装置整備士が従事する場合）	○	○		○	○

※２　別添６第４　１⑹に該当する場合には、上表で届け出るものとされている様式に加え、様式４を届け出ること。

別紙６　訪問特定整備等事業者の証票の様式

訪問特定整備等事業者の証票の様式は、次のものとする。

（新設）

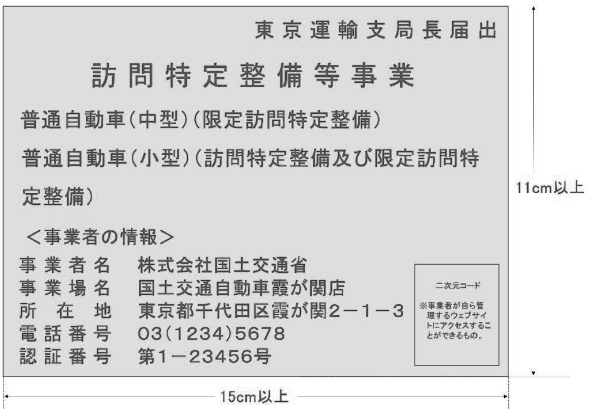

備考

※１　訪問特定整備等事業者の証票は、図示の例により、届出を行った運輸監理部長名又は運輸支局長名、対象とする自動車の種類、対象とする作業の種類、事業者名、事業場名、事業場の所在地、電話番号及び認証番号並びに当該事業者が自ら管理するウェブサイトにアクセスすることのできる二次元コードをそれぞれ表示すること。この場合において、対象とする自動車の種類は次の区分により表示し、対象とする作業の種類は「訪問特定整備」又は「限定訪問特定整備」の一方又は両方を表示すること。

・普通自動車（大型）（普通自動車のうち車両総重量が８トン以上のもの、最大積載量が５トン

以上のもの又は乗車定員が 30 人以上のものを対象とする場合に限る。） ・普通自動車（中型）（普通自動車のうち最大積載量が２トンを超えるもの又は乗車定員が 11 人以上のものであって、普通自動車（大型）以外のものを対象とする場合に限る。） ・普通自動車（小型）（普通自動車のうち貨物の運送の用に供するもの又は散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特殊の用途に供するものであって、普通自動車（大型）及び普通自動車（中型）以外のものを対象とする場合に限る。） ・普通自動車（乗用）（普通自動車のうち普通自動車（大型）、普通自動車（中型）及び普通自動車（小型）以外のものを対象とする場合に限る。） ・小型四輪自動車 ・小型三輪自動車 ・小型二輪自動車 ・軽自動車 ・大型特殊自動車 ※２　証票は、金属製、合成樹脂製又はスマートフォン、タブレット等の電子機器に保存した電磁的記録とすること。 　証票の塗色は、水色地に黒文字とすること。 別紙７　訪問特定整備士証の様式	（新設）

訪問特定整備士証の様式は、次のものとする。	

（第１面）

8.56cm

5.40cm

訪 問 特 定 整 備 士 証

氏　　名

生年月日　　年（※1）　月　日生

合格した技能検定の種類（※2）

合格証書番号

写真

縦　3cm
横　2.4cm

（※3）

上記の者は、当事業場の訪問特定整備士／準訪問特定整備士/訪問車体・電気装置整備士（※4）であることを証明する。

年　月　日（訪問特定整備士／準訪問特定整備士/訪問車体・電気装置整備士（※4）として届け出た日）

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称及び上記の者が在籍する事業場名

（第２面）

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称
住　　所
電 話 番 号

第１面の者が在籍する事業場の名　　称
所 在 地
電話番号
認証番号

備考

※１　西暦又は和暦を問わない。

※２　原則として、一級～三級自動車整備士のうち合格した最上位のもののみ記載する。例外として、訪問車体・電気装置整備士の場合、「自動車車体整備士」又は「自動車電気装置整備士」と記載する。

※３　写真の規格は、次のとおりとする。

・本人のみ上半身から上が撮影されたもの
・届出前６か月以内に撮影されたもの
・無帽で正面を向いたもの（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く）
・背景や影がないもの

※４　「訪問特定整備士」、「準訪問特定整備士」又は「訪問車体・電気装置整備士」のいずれかを記載するものとする。

訪問特定整備士証の記載例は、次のとおりである。

（第1面）

8.56cm

5.40cm

訪 問 特 定 整 備 士 証

氏　　名　　国　土　　太　郎

生年月日　　1990年12月31日生

合格した技能検定の種類　　二級自動車整備士（ガソリン・ジーゼル）

合格証書番号　　関東二か第1234567号
関東二ち第1234567号

写真

縦　3cm
横　2.4cm

上記の者は、当事業場の訪問特定整備士であることを証明する。
2024年12月31日（訪問特定整備士として届け出た日）
株式会社国土交通省　国土交通自動車霞ヶ関店

（第2面）

訪問特定整備等事業者及び事業場の詳細

訪問特定整備等事業者の氏名又は名称　株式会社国土交通省
住　　所　東京都千代田区霞が関2－1－3
電 話 番 号　03(1234)5678

第1面の者が在籍する事業場の名　　称　国土交通自動車霞ヶ関店
所 在 地　東京都千代田区霞が関2－1－3
電話番号　03(1234)5678
認証番号　第1－23456号

様式１

訪問特定整備等の（ 変更 ）届出
（訪問特定整備等リスト）

年　　月　　日

自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（国土交通省告示第●号）第６条の規定により別紙書面を添え届け出ます。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

訪問特定整備の届出	※１	限定訪問特定整備の届出	※２

（注）訪問特定整備のみを行う事業者は※１欄、限定訪問特定整備のみを行う事業者は※２欄、訪問特定整備及び限定訪問特定整備の両方を行う事業者は※１欄及び※２欄にそれぞれ「○」を入力するものとする。

１　訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者等の情報

（ふりがな）	
訪問特定整備等を行おうとする自動車特定整備事業者（又は訪問特定整備等事業者）の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
当該事業者が自ら管理するウェブサイトのアドレス	

２　本届出に係る事業場（３の訪問特定整備等管理者等が在籍する事業場）の情報

（ふりがな）	
事業場の名称	
当該事業場の所在地	
当該事業場の電話番号	
当該事業場の電子メールアドレス	
当該事業場の認証番号	

３-①　訪問特定整備等管理者の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日

３-②　訪問特定整備士の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の 実務の経験の期間 及びその内容	訪問特定整備等 教育を受けた日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日
	年　　月　　日	① ② ③		令和　　年　　月　　日

４　訪問特定整備等の開始

開始年月日	令和　　年　　月　　日

様式２

３-③-１　準訪問特定整備士の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	令和　年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	令和　年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	令和　年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	令和　年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	令和　年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日

３-③-２　高度な管理手法による統括管理方法等

高度な管理手法を用いた統括管理業務の手順			
訪問特定整備士等の任命のルールの内容			
訪問特定整備等補助者に関する事項	氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日

３-④　訪問車体・電気装置整備士の情報

（ふりがな） 氏名	生年月日	①合格した自動車整備士の技能検定の種類 ②合格証書番号 ③合格年月日	本届出時現在の実務の経験の期間及びその内容	訪問特定整備等教育を受けた日
	年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日
	年　月　日	① ② ③		令和　年　月　日

５-①　訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 （都道府県を跨ぐ場合のみ）	

５-②-１　他事業場の情報

（ふりがな）	
他事業場の事業者の氏名又は名称	
当該事業者の住所	
当該事業者の電話番号	
当該事業者の電子メールアドレス	
（ふりがな）	
他事業場の名称	
他事業場の電話番号	
他事業場の電子メールアドレス	
他事業場の認証番号	

５-②-２　他事業場において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年　月　日　～　年　月　日

５-②-３　他事業場において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置

対象自動車の種類	対象自動車の整備及び装置の種類										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

５-①　訪問特定整備を行う場所の情報

訪問特定整備を行う場所の住所	
上記場所までの所要時間 （都道府県を跨ぐ場合のみ）	

５-③-１　屋内作業場等

作業場の規模	間　口	奥　行	面　積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点検作業場	m	m	m^2	m	
車両置場	m	m	m^2		

５-③-２　電子制御装置点検整備作業場

作業場の規模	間　口	奥　行	面　積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	m^2		
	（　　）m	（　　）m	（　　）m^2	（　　）m	
車両置場	m	m	m^2		

５-③-３　作業機械等

	名　称		型式・能力　等	数　量	設置又は持参
作業機械	プレス				
	エア・コンプレッサ				
	チェーン・ブロック				
	ジャッキ				
	バイス				
	充電器				
作業計器	ノギス				
	トルク・レンチ				
	水準器				
	サーキット・テスタ				
	比重計				
	コンプレッション・ゲージ	(ｶﾞｿﾘﾝ用)			
		(ｼﾞｰｾﾞﾙ用)			
	ハンディ・バキューム・ポンプ				
	エンジン・タコ・テスタ				
	タイミング・ライト				

点検計器 及び 点検装置	シックネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジアス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ			
	部品洗浄槽			

備考	

5-③-4　電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

5-③-5　5-①の場所において訪問特定整備の作業を行う期間

訪問特定整備の作業を行う期間	年　月　日　～　年　月　日

5-③-6　5-①の場所において行う訪問特定整備の対象自動車の種類並びに対象自動車の整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備※	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

５-③-７ 訪問特定整備を行う場所の平面図

住 所	

（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）

６　訪問特定整備等を開始する日の６か月前からの各月における持込み車検実績

［　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］

車検実施年月	持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年　　月	台	台	台	
年　　月	台	台	台	
年　　月	台	台	台	
年　　月	台	台	台	
年　　月	台	台	台	
年　　月	台	台	台	

令和７年３月
物流・自動車局
自動車整備課

「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」の改正について

１．背景

近年の自動車整備業界を取り巻く環境の変化、自動車整備業界のニーズ等を踏まえ、これまで一部不明確であった事業場の要件明確化や整備主任者研修の実施機関の追加が必要となっている。

また、昨今、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者等が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な特定整備を受けられる、いわゆる「訪問特定整備」のニーズが高まっていることを受け、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「規則」という。）を改正するとともに、自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（以下「実施規程」という。）を制定することとしている。

これらを踏まえ、関係通達について所要の改正を行う。

２．概要

（１）「別添１　自動車特定整備事業の認証に係る取扱い及び指導要領」の改正

・屋内作業場及び電子制御装置点検整備作業場について、床面として扱うことが可能なものを明確化する。

（２）「別添４　整備主任者研修実施要領」の改正

・整備主任者研修について、研修の実施機関（運輸支局長が認定した機関）に「自動車車体整備協同組合」を追加する。

（３）「別添６　訪問特定整備等事業者の要件に係る取扱い及び指導要領」等の制定

・規則の改正及び実施規程の制定を踏まえ、自動車特定整備事業者が訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方を行う場合に満たすべき要件の詳細、手続の内容等を制定する。

３．今後のスケジュール（予定）

公　布：令和７年３月３１日
施　行：令和７年３月３１日（２．（３）については令和７年６月３０日施行）

(26)「自動車整備事業者に対する行政処分の基準について」の一部改正について

国自整第２６３号の２
令和７年３月３１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長に対し通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第２６３号
令和７年３月３１日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

物流・自動車局長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

令和５年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 18 年３月２日付、国自整第 126 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について　（抄）

（新）	（旧）
国自整第１２６号 平成１８年３月２日 改正　国自整第８４号 平成２０年１０月２２日 改正　国自整第１３７号 平成２３年３月２５日 改正　国自整第３５２号 令和２年４月１日 改正　国自整第２７３号 令和６年３月２８日 改正　国自整第２６３号 令和７年３月３１日	国自整第１２６号 平成１８年３月２日 改正　国自整第８４号 平成２０年１０月２２日 改正　国自整第１３７号 平成２３年３月２５日 改正　国自整第３５２号 令和２年４月１日 改正　国自整第２７３号 令和６年３月２８日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
物流・自動車局長	物流・自動車局長
自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について	自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について
（略）	（略）
（別添）	（別添）
行政処分等の基準	行政処分等の基準
1　通則 (1)　自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の事業の停止命令、全ての事業場の認証の取消し、違反行為に係る事業場（以下「違反事業場」という。）の事業の停止命令、違反事業場の認証の取消し及び改善命令とする。 指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、全ての事業場の保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、全ての事業場の指定の取消し、違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令、違反事業場の指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。	1　通則 (1)　自動車特定整備事業者（以下「認証事業者」という。）に対する行政処分の種類は、事業の停止命令、認証の取消し及び改善命令とする。 指定自動車整備事業者（以下「指定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証（以下「保安基準適合証等」という。）の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令とする。 優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。

優良自動車整備事業者の認定を受けた者（以下「優良認定事業者」という。）に対する行政処分の種類は、優良認定の取消しとする。 また、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。	なお、上記行政処分に至らないものは、口頭注意、文書警告とし、行政処分とこれらを合わせたものを「行政処分等」という。
(2) ～(3) （略）	(2) ～(3) （略）
2 違反点数の取扱い	2 違反点数の取扱い
(1) 事業場の違反点数について	(1) 事業場の違反点数について
①～②（略）	①～②（略）
③ 過去１年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を２倍とする。 また、過去１年を超え２年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を１．５倍とする。 なお、過去２年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。	③ 過去１年以内に行政処分等（口頭注意を除く。以下この項において同じ。）を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を２倍とする。 また、過去１年を超え２年以内に行政処分等を受けたことがある事業場にあっては、行政処分等に係る合計点数を１．５倍とする。 なお、過去２年以内に複数回の行政処分等を受けたことがある者にあっては、該当することとなった倍率のうち、高い方の倍率を適用するものとする。
④ ３(3)、４(3)、及び５の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を２分の１とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。 ア （略） イ 過去５年間に行政処分等を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から２年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。	④「３ 認証事業者の行政処分」(2)及び「４ 指定事業者の行政処分」(2)以外の行政処分等であって、次のいずれかに該当する場合は違反点数の合計を２分の１とする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合又は違反行為が故意と認められる場合はこの限りでない。 ア （略） イ 過去５年間に行政処分等（口頭注意を除く。以下同じ。）を受けたことがなく自動車整備事業全般に渡り改善することが見込まれる場合。この場合において、違反点数を減じた処分の日から２年以内に行政処分等を受けることとなったときは、③の規定に基づき算出した処分に係る違反点数に前回の行政処分等において減じた点数を加算するものとする。
(2) （略）	(2) （略）
3 認証事業者の行政処分	3 認証事業者の行政処分
(1) 全ての事業場の事業の停止命令 全ての事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。 ① 事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、１０日間の事業の停止を命ずる。 ア 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合 イ 過去２年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を２回以上受けている場合 ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の事業の停止を命ずる。	（新設）
(2) 全ての事業場の認証の取消し 全ての事業場の認証の取消しは、事業者について次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。 ① 重大な違反行為（当該違反行為によって事故を引き起こしたものあるいは事故を引き起こすおそれの高	（新設）

いものをいう。以下同じ。）について、当該事業者による組織的悪質性が認められる場合 ② 過去２年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において認証の取消し処分を２回以上受けている場合	
(3) 違反事業場の事業の停止命令 違反事業場の事業の停止命令は、次に定めるところによる。 ① 違反事業場について、２(1)の合計点数が１０点以上の場合は、別表１に定めるところにより、違反事業場の事業の停止を命ずる。 ② (4)の違反事業場の認証の取消し処分を行うときに、２(2)の累積点数が３６０点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の事業の停止を命ずる。 ③ ①において訪問特定整備等（自動車特定整備事業者が事業場以外の場所において特定整備を行う場合の実施規程（令和７年３月３１日付国土交通省告示第２５号）に規定する訪問特定整備若しくは限定訪問特定整備又はその両方をいう。以下同じ。）に係る違反を含む場合は、訪問特定整備等については、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から、①の事業の停止日数と同じ日数を引き続き訪問特定整備等の停止を命ずる。ただし、①の事業の停止日数が４５日を超える場合においては、９０日から①の事業の停止日数を差し引いた日数について、①の違反事業場の事業の停止最終日の翌日から訪問特定整備等の停止を命ずる。	(1) 事業の停止命令 事業の停止命令は、次に定めるところによる。 ① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が１０点以上の場合は、別表１に定めるところにより、事業の停止を命ずる。 ② 事業場の認証の取消し処分を行うときに、２(2)の累積点数が３６０点以上となった場合は、運輸支局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の事業の停止を命ずる。 （新設）
(4) 違反事業場の認証の取消し 違反事業場の認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。 ① 違反事業場について、２(1)の合計点数が１８０点以上となった場合 ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合 ③ 事業の廃止を届け出なかった場合 ④ ３台以上のペーパー車検（点検整備及び検査を全く実施せず保安基準適合証を交付することをいう。以下同じ。）を実施した場合 ⑤ ５台以上の不正改造を実施した場合 ⑥ ５台以上の不適切な限定訪問特定整備（限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施することを含む。）を実施した場合 ⑦ 法第９２条に基づく改善命令に従わなかった場合 ⑧ 法第９３条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合 ⑨ 法第９３条第３号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第８０条第１項第２号ロに該当する場合を除く。） ⑩ 法第１００条第２項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合 ⑪ ３台以上のペーパー車検を要求、依頼若しくは唆し又は幇助した場合 ⑫ ５台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合又は５台以上について法第 94 条の５第１項の整備として訪問特定整備を実施した場合（これらの保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくは、これらの手続きを依頼等した場合	(2) 認証の取消し 認証の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。 ① 違反行為に係る事業場について、２(1)の合計点数が１８０点以上となった場合 ② 虚偽の認証申請又は変更届出を行った場合 ③ 事業の廃止を届け出なかった場合 （新設） ④ ５台以上の不正改造を実施した場合 （新設） ⑤ 法第９２条に基づく改善命令に従わなかった場合 ⑥ 法第９３条に基づく事業の停止命令に従わなかった場合 ⑦ 法第９３条第３号に該当する場合（ただし、法人であって、その役員が法第８０条第１項第２号ロに該当する場合を除く。） ⑧ 法第１００条第２項に基づく立入検査を拒否し、行政処分を受けた後、再度同項に基づく立入検査を拒否した場合 （新設） ⑨ ５台以上の点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付（いわゆるペーパー車検）し、車検手続きを行った場合又は５台以上の不正改造状態で保安基準適合証を交付し、車検手続きを行った場合（これらの保安基準適合証を交付した車検手続き行った指定事業者の自動車特定整備事業に限り、現車提示の必要な車両を除く。）若しくは、５台以上のこれらの手続きを依頼等した場合

（上段へ移動）	なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず認証の取消しができるものとする。
(5) 改善命令 ６(1)の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。	(3) 改善命令 ６①の改善報告を求めた後、事業場の設備及び従業員等に係る部分が改善されていない場合には、改善命令を行うものとする。
4　指定事業者の行政処分	4　指定事業者の行政処分
(1) 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令 全ての事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令は、次に定めるところによる。 ① 次のいずれにも該当することとなった場合には、管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、１０日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。 ア　違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合 イ　過去２年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において同一の違反行為による行政処分を２回以上受けている場合 ② ①以外の場合であって、違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合には、地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について、５日間の保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。 ③ ３(1)の事業の停止処分を受けた事業場は、その停止期間中、保安基準適合証等の交付の停止を命ずる。	（新設）
(2) 全ての事業場の指定の取消し 全ての事業場の指定の取消しは、次のいずれにも該当することとなった場合に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の全ての事業場について行うものとする。 ① 重大な違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められる場合 ② 過去２年以内に管轄する地方運輸局管内の当該事業者の事業場において指定の取消し処分を２回以上受けている場合	（新設）
(3) 違反事業場の保安基準適合証等の交付の停止命令 （略）	(1) 保安基準適合証等の交付の停止命令 （略）
(4) 違反事業場の指定の取消し 指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。また違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合は、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。 ①～③（略） ④　ペーパー車検を実施した場合 ⑤～⑫（略）	(2) 指定の取消し 指定の取消しは、次のいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。 ①～③（略） ④　点検整備及び検査を全くせずに保安基準適合証を交付した場合（いわゆるペーパー車検） ⑤～⑫（略） なお、上記に準じる違反として、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であると判断された場合には、行政処分審査委員会の議を経て、違反点数にかかわらず指定の取消しができるものとする。
（上段へ移動）	
(5) 自動車検査員の解任命令	(3) 自動車検査員の解任命令

（略） (6) 是正命令 （略） 5　（略） 6　その他 (1)～(2)　（略） (3)　公表方法 事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。 ①公表する行政処分 ア 自動車特定整備事業の認証の取消し イ 自動車特定整備事業の停止 ウ 指定自動車整備事業の指定の取消し エ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止 オ 自動車検査員の解任命令 カ 優良自動車整備事業者の認定の取消し キ 事業改善命令 ク 是正命令措置 ②公表する内容 ア 処分年月日 イ 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ウ 事業者の法人番号（個人を除く。） エ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） オ 行政処分の種類 カ 主な違反条項 キ 違反行為の概要 ③公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間 ア 公示 i　処分の日から６ケ月間を超えない期間（停止処分を除く。） ii　停止処分にあっては、停止処分期間 イ 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より５年間 (4)（略） （略） 附則（令和７年３月３１日付け　国自整第２６３号） １　この基準は、令和７年６月３０日以降に行われた違反行為に適用する。	（略） (4) 是正命令 （略） 5　（略） 6　その他 (1)～(2)　（略） (3)　公表方法 事業者に対する行政処分を行った場合の「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」等への公表は、次に掲げる範囲及び内容等を参考に行うこと。 １．公表する行政処分 ① 自動車特定整備事業の認証の取消 ② 自動車特定整備事業の停止 ③ 指定自動車整備事業の指定の取消 ④ 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止 ⑤ 自動車検査員の解任命令 ⑥ 優良自動車整備事業者の認定の取消 ⑦ 事業改善命令 ⑧ 是正命令措置 ２．公表する内容 ① 処分年月日 ② 事業者の氏名又は名称及び住所（市区町村まで） ③ 事業者の法人番号（個人を除く。） ④ 事業場の名称及び所在地（市区町村まで） ⑤ 行政処分の種類 ⑥ 主な違反条項 ⑦ 違反行為の概要 ３．公示及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載の期間 ① 公示 i　処分の日から６ケ月間を超えない期間（停止処分を除く。） ii　停止処分にあっては、停止処分期間 ② 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの掲載 行政処分年月日より５年間 (4)（略） （略）

2　この基準の施行前に行われた違反行為に対する基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正について

物流・自動車局自動車整備課
令和７年３月

１．改正の背景

令和５年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。

また、昨今一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者が自動車を整備工場に持ち込むことなく自宅や自社で自動車の簡易な整備を受けられる、いわゆる「訪問整備」のニーズの高まりをうけ、訪問特定整備制度を開始することとなり、それに伴い「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（以下「処分基準」と言う。）を見直す必要がある。

これを踏まえ処分基準及び関係通達について所要の改正を実施する。

２．改正の概要

（１） 組織的悪質性が認められる違反に対する処分の追加

現行の処分基準では指揮命令系統が上位のものからの組織的な指示による違反についての規定がなく、事業場が見捨てられるのみで終わる可能性があるため、組織的違反についての処分を新たに設け、組織的違反があった際には事業者に組織的責任があるとして、事業者の持つ事業場全てに対して行政処分を実施出来ることとする。

（２） 認証事業者に対する違反点数の見直し

ビッグモーターに対する処分では、指定工場については 37 事業場が取消処分に至った一方で、認証工場については取消に至った事業場はなかった。この点について、認証工場の違反点と量定の関係が指定工場に対してバランスを欠くことから、量定について再検証を実施し、特に故意による違反について違反点を２倍とするなど違反点数の見直しを行う。

（３） 自主申告を行った自動車検査員について一部処分の軽減

自動車検査員は、証言した法令違反に自らも関与していた場合、事業場に対する行政処分に加えて、当該自動車検査員自身も解任命令の対象となることから、正直に証言しづらい環境にあるため、一定の条件を満たす場合には行政処分を軽減することとする。

（４） 訪問整備等に対する処分の追加

新たに開始する訪問特定整備制度に対応するため、訪問特定整備に関する処分項目を追加する。

３．スケジュール

公布：令和 7 年 3 月 31 日
施行：令和 7 年 6 月 30 日

(27) 「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

国自整第２６４号の２
令和７年３月３１日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知しましたので、お知らせします。

別添

国自整第２６４号
令和７年３月３１日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」の一部改正について

令和５年、ビッグモーターは故意による損傷の拡大や実施していない塗装作業の請求を行うなど、不適切な板金・塗装作業が行われていた旨の調査報告書を公表した。国土交通省は、全国 130 の事業場に対して監査を実施し、法令違反が認められた事業場に順次行政処分等を実施した。またこれらビッグモーターに対する監査を踏まえ、監査担当職員からなる「特別検討チーム」を設置し、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめた。また今般、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）の一部を改正する省令（令和７年国土交通省令第 25 号）により、自動車特定整備事業者の遵守事項に訪問特定整備等に関する規定が追加された。

これを受け、「「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて」（平成 18 年３月２日付、国自整第 127 号）について、別紙新旧対照表のとおり改正したので了知されたい。

なお、関係団体には別添のとおり通知したので申し添える。

【新旧対照表】「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

（新）

国自整第127号
平成18年3月2日
改正 国自整第16号
平成20年4月24日
改正 国自整第138号
平成23年3月25日
改正 国自整第430号
平成28年3月28日
改正 国自整第1号
令和2年4月1日
改正 国自整第274号
令和6年3月28日
改正 国自整第264号
令和7年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

（略）

記

1　（略）

2　「1　通則」関係

(1)「1　通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の事業の停止命令の例）又は別添2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。訪問特定整備等の違反を伴う認証事業者の事業の停止命令を行うときは別添15（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

(2)～(5)（略）

(6)「1　通則」(1)の口頭注意、文書警告の別については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

事業の種類	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の別		
（略）			

(7)～(8)（略）

(9)「1　通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

①　（略）

②　前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(3)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。

(10)「1　通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに物流・自動車局自動車整備課あて報告するものとする。

(11)（略）

3　「2　違反点数の取扱い」関係

(1)「2　違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

①　「3　認証事業者の行政処分」(3)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

②　「4　指定事業者の行政処分」(3)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤（略）

(2)（略）

(3)「2　違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4　「3　認証事業者の行政処分」関係

(1)「3　認証事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、複数の事業場を持つ事業者の内部組織である経営管理部門、人事部門、サービス部門または整備統括管理部門の責任者若しくは責任者を補佐する者であって、かつ複数事業場に指示できる立場の者が違反行為を意図的に指示していた場合、違反行為を行う蓋然性を認識しながら違反行為を生じさせるような指示をしていた場合、違反行

（旧）

国自整第127号
平成18年3月2日
改正 国自整第16号
平成20年4月24日
改正 国自整第138号
平成23年3月25日
改正 国自整第430号
平成28年3月28日
改正 国自整第1号
令和2年4月1日
改正 国自整第274号
令和6年3月28日

各地方運輸局自動車技術安全部長　殿
沖縄総合事務局運輸部長　殿

物流・自動車局自動車整備課長

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて

（略）

記

1　（略）

2　「1　通則」関係

(1)「1　通則」(1)の認証事業者の事業の停止命令又は認証の取消しを行うときは、別添1（認証の事業の停止命令の例）又は別添2（認証の取消しの例）を参考とするものとする。また、文書警告又は改善命令を行うときは、別添3（認証の警告書の例）又は別添4（改善命令書の例）を参考とするものとする。この場合において、改善命令書は、警告書より厳しい「改善が図られない場合には、認証の取消しを行う」等の文書表現を含むものとする。

(2)～(5)（略）

(6)「1　通則」(1)の口頭注意、文書警告については、次表のとおりとする。なお、地方運輸局長による文書警告は、過去2年以内に行政処分等（口頭注意を除く。）を受けていない場合には、運輸支局長（運輸監理部長及び陸運事務所長を含む。）による文書警告とすることができるものとする。

	上段：当該事業場の違反点数の合計 下段：口頭注意又は文書警告の種類		
（略）			

(7)～(8)（略）

(9)「1　通則」(3)の行政処分審査委員会における行政処分等の量定の加重等の取扱いは、次によるものとする。

①　（略）

②　前号のほか、行政処分等を行おうとする違反事項について、故意・過失等の高度な判断を要する場合であって委員長が必要と認めるときは、別表1、別表2及び別表3並びに第5項(2)の適用に関し、その取扱い（違反点数に係る変更を除く。）を決定することができるものとする。

(10)「1　通則」(3)の行政処分審査委員会における審査状況については、年度分を取りまとめ、翌年度4月末日までに自動車局整備課あて報告する。

(11)（略）

3　「2　違反点数の取扱い」関係

(1)「2　違反点数の取扱い」(2)の累積点数については、以下のとおり取り扱うこととする。

①　「3　認証事業者の行政処分」(1)②により、事業の停止を命じたときは、認証事業者に係る累積点数及び指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

②　「4　指定事業者の行政処分」(1)②により、保安基準適合証等の交付の停止を命じたときには、指定事業者に係る累積点数は、処分の終了日をもって消滅するものとする。

③～⑤（略）

(2)（略）

(3)「2　違反点数の取扱い」(1)③及び(2)②でいう「過去1年以内」、「過去2年以内」及び「累計期間」の起算日は、違反事実を確認した最終監査日とする。

4　「3　認証事業者の行政処分」関係

（新設）

為若しくはこれを証するものを隠蔽していた場合、違反行為を繰り返し行っていた場合又は違反行為を知りながら黙認していた場合をいう。 (2) 「３　認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。	「３　認証事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、例えば、懲役又は罰金等の罰則の適用を受け社会から問題視されることや、その不正行為が一般社会に対して被害や損害を与える等悪影響を及ぼしたものをいう。
5　「４　指定事業者の行政処分」関係 (1) 「４　指定事業者の行政処分」の「組織的悪質性が認められる場合」とは、４(1)と同様とする。 (2) 「４　指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、４(2)と同様とする。 （略） (3) 「４　指定事業者の行政処分」(5)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「４　指定事業者の行政処分」(5)⑥及び別表２の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。 なお、２(6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。 ①　「４　指定事業者の行政処分」(5)①～⑤に該当する場合（不正改造車２台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び２台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去２年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。 ②（略） (4) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。 (5) 違反行為について当該事業者による組織的悪質性が認められ、かつ、自動車検査員が「４　指定事業者の行政処分」(5)②～④に該当する場合において、当該自動車検査員が行った違反行為を自主申告することにより、当該事業者の法令違反の解明に寄与し、かつ、当該自動車検査員の悪質性が低いと認められる場合は、当該自動車検査員に対し解任命令に代わり文書警告とすることができるものとする。ただし、違反行為に起因する事故が発生している場合はこの限りではない。	5　「４　指定事業者の行政処分」関係 （新設） (1)「４　指定事業者の行政処分」の「違反行為が社会的問題となる悪質な行為」とは、４と同様とする。 （略） (2)「４　指定事業者の行政処分」(3)については、当該車両が当該違反行為に起因する事故に至っておらず、自動車検査員の故意以外の場合において、次の違反のとき又は指定事業者の行政処分等が口頭注意若しくは文書警告のときは、「４　指定事業者の行政処分」(3)⑥及び別表２の規定にかかわらず文書警告とすることができるものとする。 なお、２(6)により当該指定事業者の処分を運輸支局長による文書警告とした場合には、自動車検査員についても運輸支局長による文書警告とすることができるものとする。 ①　「４　指定事業者の行政処分」(3)①～⑤に該当する場合（不正改造車２台以上に対して保安基準に適合する旨の証明を行った場合及び２台以上について不正改造を実施した場合を除く。）であって、過去２年以内に文書警告に該当する法令違反がなかったとき。 ②（略） (3) 自動車検査員に係る行政処分等は、他の自動車検査員に対し法令違反を指示する等、直接法令違反を行っていない自動車検査員も対象とするものとする。 （新設）
6　（略）	6　（略）
（略） 附則（令和７年３月31日付け　国自整第264号） １．この通達は、令和７年６月30日以降に行われた違反行為に適用する。 ２．この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	（略）

（新）

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30 点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
（削除）				
（略）				
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10 点／台 15 点／台	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ・事故を惹起した場合には30点／台
法第91条-1項	・特定整備記録簿の備付け ・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②故意以外による特定整備記録簿の記載なし ③故意による特定整備記録簿の記載なし ④特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	15 点 3 点 6 点 1 点	・指定整備記録簿上の特定整備にかかる部分の違反を含む ③不正改造状態の場合は15点 注１－２

（旧）

別表１　　自動車特定整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
法第29条	・車台番号等の不正打刻	・車台番号、原動機の型式の不正打刻	30 点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には60点／台
法第31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10 点／台	１台の自動車の車台番号及び原動機の型式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
法第78条-1項	・事業場(場所)違反	・認証を受けた作業場以外で特定整備を実施	5 点	次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第３条第８号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施
（略）				
法第90条	・特定整備作業不適切	①特定整備に係る部分が保安基準に不適合 ②特定整備作業に重大な瑕疵があった	10 点／台 10 点／台	事故を惹起した場合には 30 点／台 事故を惹起した場合には 30 点／台
法第91条-1項	・特定整備記録簿の備付け・記載違反	①特定整備記録簿の虚偽記載 ②特定整備記録簿の記載なし （新設） ③特定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り	10 点 3 点 1 点	（新規） 不正改造状態の場合は10点 注１－２

		⑤故意以外により特定整備記録簿を備え付けていない ⑥故意により特定整備記録簿を備え付けていない	3点 6点					①特定整備記録簿を備え付けていない （新設）	3点		
-2項	・特定整備記録簿の交付義務違反	①故意以外により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない ②故意により使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3点 6点	注1－2			-2項	・特定整備記録簿の交付義務違反	・使用者へ特定整備記録簿の写しを交付していない	3点	注1－2
-3項	・特定整備記録簿の保存義務違反	①故意以外により特定整備記録簿を2年間保存していない ②故意により特定整備記録簿を2年間保存していない	3点 6点	不正改造状態の場合は10点 注1－2			-3項	・特定整備記録簿の保存義務違反	・特定整備記録簿を2年間保存していない （新設）	3点	不正改造状態の場合は10点 注1－2
法第91条の2[則第57条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備（管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置） ・離れた作業場の保守管理不備			法第91条の2[則第57条]	・設備、従業員の基準不適合	①設備が認証基準の要件を満たしていない ②従業員が認証基準の要件を満たしていない	6点 6点	①次に掲げる作業を含む。 ・電子制御装置点検整備作業場の共用設備の管理体制の不備（管理者、距離、能力、契約及び車両置場の附置） ・離れた作業場の保守管理不備
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-1]	・料金表の掲示、掲載違反	①料金表を掲示・掲載せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示・掲載していない	5点 1点				法第91条の3[則第62条の2の2-1項-1]	・料金表の掲示違反	①料金表を掲示せず又は内容が不適切 ②料金表を見易い位置に掲示していない	3点 1点	
（略）							（略）				
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-3]	・点検整備料金の過剰請求	・故意以外による点検整備料金の過剰請求 ・故意による点検整備料金の過剰請求	6点 12点				法第91条の3[則第62条の2の2-1項-3]	・点検整備料金の過剰請求	・点検整備料金の過剰請求 （新設）	6点	

（略）							（略）				
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した ②～③（略）	15点	（略）			法第91条の3[則第62条の2の2-1項-6の4]	・検査整備用電子情報処理組織の真正性確保違反	①OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した ②～③（略）	10点	（略）
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	10点 10点 5点				法第91条の3[則第62条の2の2-1項-7]	・整備主任者選任違反等	①整備主任者がいない ②整備主任者が他の事業場を兼務 ③整備主任者の特定整備等に関する統括管理不備	6点 6点 3点	
（略）							（略）				
法第91条の3[則第62条の2の2-1項-9]	・訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件違反	①認証を受けた作業場又は訪問特定整備の作業場として届け出た場所以外の場所で特定整備を実施 ②一定の期間を超えて訪問特定整備等を実施 ③作業場の要件を満たさない場所で訪問特定整備等を実施 ④法第94条の5-1項	15点 15点 15点 15点／	①次に掲げる作業を含む。 ・完成検査場でのエーミング作業以外の電子制御装置整備の実施 ・電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハのみ行う作業場に限る。）での同号ハ以外の電子制御装置整備の実施 ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて訪問特定整備を実施（訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施） ④・5台以上は取消			（新設）				

			の整備として訪問特定整備を実施	台	・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。								
			⑤限定訪問特定整備の範囲に含まれていない特定整備を限定訪問特定整備として実施	15点／台	⑤・５台以上は取消 ・法第 48 条-1 項の点検又は法第 94 条の 5-1 項の整備として実施したものを含む ・自動車の使用者等から依頼を受けた事業者から依頼を受けて限定訪問特定整備を実施（限定訪問特定整備の再委託（外注）を請け負って作業を実施）を含む								
			⑥訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出未提出	６点									
			⑦訪問特定整備等を行うために必要な届出、変更届出における虚偽の内容の提出	15点									
			⑧作業者の要件を満たさない者が訪問特定整備等を実施	15点									
			⑨訪問特定整備等管理者による訪問特定整備等に関する事項の統括管理不備	15点	⑨次に掲げるものを含む。 ・訪問特定整備等管理者がいない ・訪問特定整備等管理者が他の事業場の訪問特定整備等管理者を兼務								
			⑩訪問特定整備等教育の全部又は一部未実施	６点	注１－３								
			⑪訪問特定整備等教育記録を２年間保存していない	６点	⑪訪問特定整備等教育記録を作成していない場合も含む 注１－３								
			⑫訪問特定整備等を行うために必要な届出に係る事業場において特定整備を適切に実施できる体制を確保していない	15点									
			⑬訪問特定整備等を行う場所において証票を掲示していない	６点	⑬自ら管理するウェブサイトに証票を掲載していないことを含む								
			⑭訪問特定整備等の料金表を掲載せず又は内容が不適切	10点									
			⑮訪問特定整備等の料金表を見易い場所に掲載していない	２点									
			⑯訪問特定整備士等の身分証の不携帯又は未提示	６点									
			⑰作業前の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点									
			⑱作業後の依頼者への説明等の未実施又は虚偽の説明等	12点									
			⑲実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録に虚偽記録した	15点									
			⑳実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録	15点	注１－４								

		を作成しなかった ㉑実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録の一部記録漏れ、記録誤り ㉒実施した訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない ㉓訪問特定整備等の適切な実施のために必要な要件を満たさない又は満たさないおそれがある場合に報告せず、又は虚偽の報告を行った ㉔訪問特定整備等の体制について、定期的に、第三者評価を受けていない	２点 12 点 15 点 15 点	注１－４ ㉓訪問特定整備士等その他の第三者に重大な危害が発生した場合に報告せず、又は虚偽の報告を行ったことを含む。
法第 91 条の3[則第 62 条の２の２-1 項-10]	・違反行為の要求、依頼等	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幇助	15 点	次に掲げるものを含む。 ・構内外注の契約等が交わされていない（６点とする） ・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注 ・不正改造の実施を依頼等した場合又は不正改造状態で車検を依頼等した場合には 15 点／台（５台以上は取消し） ・ペーパー車検を実施若しくは依頼等した場合には 25 点／台（３台以上は取消し）
（略）				
法第 93 条 -2 号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5 点 5 点	①訪問特定整備等の場合は 10 点 ②訪問特定整備等の場合は 10 点
	（略）			
（略）				
法第 94 条の5	・適合証等の不正交付	①ペーパー車検 ②不正改造状態での車検手続	15 点／台 15 点／台	・保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。 ①３台以上は取消し ②５台以上は取消し
（略）				

注１－１：（略）
注１－２：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記録簿を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。
注１－３「訪問特定整備等教育の全部未実施」及び「訪問特定整備等教育記録を２年間保存していないの項目については、両方の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。
注１－４「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」及び「訪問特定整備等に係る電磁的記録を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について両方の違反事項が該当した場合、「訪問特定整備等に係る電磁的記録を作成しなかった」のみの違反点数を適用する。

法第 91 条の3[則第 62 条の２の２-1 項-9]	・違反行為の要求、依頼等	・違反行為の要求、依頼若しくは唆し又は幇助	3 点	次に掲げるものを含む。 ・構内外注の契約等が交わされていない ・認証を受けていない事業者に対する特定整備の外注 ・不正改造の実施を依頼等した場合又はペーパー車検若しくは不正改造状態で車検を依頼等した場合には 15 点／台（５第以上は取消し）
（略）				
法第 93 条 -2 号	・業務の範囲の限定違反	①対象とする自動車の種類以外を特定整備 ②業務の範囲の自動車の種類及び装置以外を特定整備	5 点 5 点	（新設） （新設）
	（略）			
（略）				
法第 94 条の5	・適合証等の不正交付	（新設） ・ペーパー車検、不正改造状態での車検手続	15 点／台	５台以上は取消し 保安基準適合証を交付し車検手続きを行った指定整備工場の特定整備事業に適用する。 ただし、現車提示の必要な車両には適用しない。
（略）				

注１－１：（略）
注１－２：「記録簿の記載なし」、「使用者へ記録簿の写しを交付していない」及び「記 録簿を２年間保存していない」の項目については、同一自動車について複数の違反事項が該当しても、１項目のみの違反点数を適用する。
（新設）

（新）

別表２ 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
（略）				
法第 94 条の５-1 項	（略）			
	（点検・整備・検査不適切）	①（略）		
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	45 点／台	注２－１
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10 点／台	・電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注２－１ 注２－５

（旧）

別表２ 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備　考
（略）				
法第 94 条の５-1 項	（略）			
	（点検・整備・検査不適切）	①（略）		
		②点検整備を全て実施せず適合証を交付した	30 点／台	注２－１
		③点検整備の一部を実施せず適合証を交付した	10 点／台	電子制御装置整備の一部作業の外注違反を含む。 注２－１ 注２－５

		④～⑥（略）		
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した	30 点／台	事故を惹起した場合は 45 点／台 注２-１
		⑧（略）		
	（略）			
	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	30 点／台	事故を惹起した場合には 45 点／台 注２－１　注２－５
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20 点／台	注２－１ 注２－４ 注２－５ 注２－７
	（略）			
（略）				
	（略）			
法第 94 条の５の２ -1 項	（点検・整備・検査不適切）	①～②（略）		
		③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した	30 点／台	事故を惹起した場合は 45 点／台 注２－１
		④（略）		
	（略）			
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	30 点／台	事故を惹起した場合には 45 点／台 注２－５
（略）				
-5 項	・同一性違反	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令 注２－７

		④～⑥（略）		
		⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し適合証を交付した	10 点／台	事故を惹起した場合は 30 点／台 注２-１
		⑧（略）		
	（略）			
	・適合証交付自動車の点検整備又は検査上の瑕疵	①適合証交付自動車に点検整備上又は検査上の瑕疵があった	20 点／台	事故を惹起した場合には 30 点／台 注２－１　注２－５
		②同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証を交付した	20 点／台	注２－１ 注２－４ 注２－５ （新設）
	（略）			
（略）				
	（略）			
法第 94 条の５の２ -1 項	（点検・整備・検査不適切）	①～②（略）		
		③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにて OBD 検査を実施し限定適合証を交付した	10 点／台	事故を惹起した場合は 30 点／台 注２－１
		（略）		
	（略）			
	・限定適合証交付自動車の整備又は検査上の瑕疵	・限定適合証交付自動車に整備上又は検査上の瑕疵があった	20 点／台	事故を惹起した場合には 30 点／台 注２－５
（略）				
-5 項	・同一性違反	・検査員が同一性の相違する自動車にもかかわらず適合証に証明した	－	解任命令 （新設）

（略）				
法第 94 条の６ -1 項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①～③（略） ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤（略）	３点	④点検及び整備の概要欄の大部分に漏れがある場合は５点
（略）				

（略）

注２－７：「同一性の相違する自動車」について、自動車検査証、登録識別等通知書（抹消登録証明書）、及び自動車検査証返納証明書の本通以外での書類で確認を行い、同一性の判定ができていない場合も含む。

表１～表２（略）

（略）				
法第 94 条の６ -1 項	・指定整備記録簿の備付・記載違反	①～③（略） ④指定整備記録簿の一部記載漏れ、記載誤り ⑤（略）	３点	（新設）
（略）				

（略）

（新設）

表１～表２（略）

別添

（新）

別添１～１４（略）

別添１５（訪問特定整備等の違反を伴う認証の停止命令の例）

○運技整第○○○○号

自動車特定整備事業の停止命令書

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

貴○の経営する自動車特定整備事業について、（元号）○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第９３条の規定に基づき、下記のとおり、自動車特定整備事業の停止を命ずる。

また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。

なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

１．事業場の名称、所在地及び認証番号
　　○○自動車株式会社　　○○営業所
　　○○県○○市○○町１－２
　　認証番号　　○第　○○○号
２．違反事実
　　別紙のとおり（別紙（例）参照）

（旧）

別添１～１５（略）

（新規）

３．停止期間（自動車特定整備整備事業について）
（元号）○○年○○月○○日から
（元号）○○年○○月○○日まで　○○日間

４．停止期間（訪問特定整備及び限定訪問特定整備について）
（元号）○○年○○月○○日から
（元号）○○年○○月○○日まで　○○日間

（元号）○○年○○月○○日
○○運輸局長　○○　○○　印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、又は処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別添１６（組織的悪質性の違反による全事業場の認証の停止命令の例）

（新規）

○運技整第○○○○号

自動車特定整備事業の停止命令書

事　業　者　名
代表取締役　□□　□□　殿

貴○の経営する自動車特定整備事業について、（元号）○○年○○月○○日に監査を実施したところ道路運送車両法に違反する事実が判明したので、同法第９３条第１項第１号の規定に基づき、下記のとおり、当局管内の全事業場の自動車特定整備事業の停止を命ずる。
また、このような行為は自動車特定整備事業の業務の適正な運営を阻害することとなることから、再びこのような違反行為を行わないように事業運営を改善するとともに、違反事実の原因を究明し、その原因に対する再発防止策を講じ、（元号）○○年○○月○○日までに○○運輸支局を経由して当局あて文書により報告されたい。
なお、改善が図られない場合には、自動車特定整備事業の認証の取り消しを行う等必要な措置を執ることとなるので念のため申し添える。

記

１．事業場の名称、所在地及び認証番号
○○自動車株式会社　○○営業所
○○県○○市○○町１－２
認証番号　○第　○○○号　（事業場が多い場合はその他事項を作成）
２．違反事実
別紙のとおり（別紙（例）参照）

３．停止期間
（元号）○○年○○月○○日から
（元号）○○年○○月○○日まで　○○日間

（元号）○○年○○月○○日
○○運輸局長　○○　○○　印

この処分に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。
また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、又は処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

別紙（例）

違反事実及び「○○○・・・基準」に基づく違反点数並びに「○○○・・・基準」に基づく○○（事業、保安基準適合証交付等）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「○○○・・・基準」については、それぞれ本省局長通達・本省課長通達に基づく「局通達の件名」とする。

（（元号）○○年○○月○○日に行った監査時における○○営業所に係る違反）

番号	違反事実（違反条項）	違反点数	適　用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【４５点×１台】（道路運送車両法第９４条の５第１項）	４５点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【１０点×２台】（道路運送車両法第９４条の５第１項）	２０点	

別紙（例）

違反事実及び「○○○・・・基準」に基づく違反点数並びに「○○○・・・基準」に基づく○○（事業、保安基準適合証等交付）停止日数、取消し、自動車検査員の解任命令

※「○○○・・・基準」については、それぞれ本省局長通達・本省課長通達に基づく「局通達の件名」とする。

（平成○○年○○月○○日に行った監査時における○○営業所に係る違反）

番号	違反事実（違反条項）	違反点数	適　用
1	保安基準に適合しない自動車に対して保安基準に適合する旨の証明を行い、保安基準等適合証を交付したこと。【４５点×１台】（道路運送車両法第９４条の５第１項）	４５点	
2	点検整備後、完成検査の一部を実施せずに保安基準適合証等を交付したこと。【１０点×２台】（道路運送車両法第９４条の５第１項）	２０点	

3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。　【１台】 （道路運送車両法第９４条の６第１項）	３点	
4	保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【１名】 （道路運送車両法第９４条の５第４項）		解任命令

違反合計点数　４５点×１台＋１０点×２台＋３点＝６８点	事業停止日数　３５日

○○株式会社○○営業部に所属する人物が、同社が所有・運営する○○事業場の選任自動車検査員対し、組織的に上位の立場を利用して、検査未実施の自動車に対して保安基準適合証を交付するよう指示を行ったこと。 （道路運送車両法第９４条の５第１項）	事業停止日数　　５日

訪問特定整備に関する違反に基づく訪問特定整備事業の停止日数

・事業停止日数と同日 ・９０日 ― （事業停止日数）○日	事業停止日数　３５日

【加重があった場合の例】

・「○○○・・・基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消しとしたものである。

・「○○○・・・基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）に定めるところにより、過去１年以内（（元号）○○年○月○日）に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を２倍としたものである。

3	指定整備記録簿に一部記載漏れ、記載誤りがあったこと。　【１台】 （道路運送車両法第９４条の６第１項）	３点	
4	保安基準に適合しない自動車（不正改造車）に対して、保安基準に適合する旨の証明を行ったこと。 【１名】 （道路運送車両法第９４条の５第４項）		解任命令

違反合計点数　４５点×１台＋１０点×２台＋３点＝６８点	事業停止日数　３５日

【加重があった場合の例】

・「○○○・・・基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）により、違反行為が社会的問題となる悪質な行為であり、行政処分審査委員会の議を得て、違反点数にかかわらず○○の取消しとしたものである。

・「○○○・・・基準」（（元号）○○年○月○日付け○○○第○○号。）○（○）に定めるところにより、過去１年以内（（元号）○○年○月○日）に行政処分等を受けたことがある事業場であることから、行政処分等に係る違反合計点数を２倍としたものである。

3. その他

(1) 継続検査の受検可能期間拡大に関する注意喚起のお知らせについて（情報提供）

国土交通省からのお知らせ

令和6年12月

車検を有効期間満了日の2か月前から受けられるのは令和7年4月1日からです!!

残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査（車検）を受けられる期間は、これまで、自動車検査証の有効期間が満了する日の「１か月前」※と規定されていましたが、令和7年4月1日から「2か月前」となります。

今年度末に限っては過渡期のため、
例えば、車検証の有効期間満了日が令和7年5月15日の自動車が

令和7年3月中に車検を受けると残っていた車検期間が「短縮」されます!!

【２年車検の例】

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年3月31日	令和9年3月30日

有効期間短縮!!

4月1日以降に車検を受けると…

有効期間満了日	車検を受ける日	車検後の有効期間満了日
令和7年5月15日	令和7年4月1日	令和9年５月15日

※離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、従前より「2か月前」と規定。今般、変更なし。

詳しくは検査担当職員にお尋ねください。

電子車検証の有効期限については、検査標章（車検ステッカー）または「車検証閲覧アプリ」にてご確認ください。

アプリのインストールはこちら

※アプリは WindowsPC 用デスクトップアプリ、モバイルアプリがございます。

国土交通省

物流・自動車局
自動車整備課

(2) 新たな地域名表示（ご当地ナンバー）による地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日決定！　～つけて走って広げよう、地域の魅力！～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令 和 7 年 2 月 28 日
物流・自動車局自動車情報課

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による 地方版図柄入りナンバープレートの交付開始日決定！

～ つけて走って広げよう、地域の魅力！～

新たな地域名表示(ご当地ナンバー)による5地域の地方版図柄入りナンバープレートについて、この度、交付開始日等を決定しましたので、お知らせいたします。

導入地域においては、交付開始日以降、新車・中古車の購入時はもちろん、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも地方版図柄入りナンバープレートへの変更が可能です。

※ 図柄なしのご当地ナンバーについても同様の扱いとなります。

１．交付開始日

令和７年５月７日（水）

２．事前申込み開始日

令和７年４月７日（月）

具体的な手続については、ご自身でウェブサイト（https://www.kibou-number.jp）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場・行政書士等にご相談ください。

３．新たな地域名表示（ご当地ナンバー）

十勝・日光・江戸川・南信州・安曇野

※この他に、青森県田舎館村が「弘前ナンバー」地域に編入されます。

※導入地域については、別紙１の通り

４．料金について

３月中に公表予定

５．地域の取組みへの寄付金の活用

フルカラーの図柄入りナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000 円以上）は、導入地域における交通改善、観光振興などに資する取組みに活用されます。

（参考）各地域の具体的なデザインについては別紙２をご確認ください。

※１．２．について、変更が生じた場合は改めてお知らせいたします。

【問い合わせ先】物流・自動車局 自動車情報課　品田・藤田・大塚
電話：03-5253-8111（内線:41145、42103）直通：03-5253-8588

別紙１

新たな地域名表示による地方版図柄入りナンバープレートの導入及び対象区域変更

○新たな地域名表示を導入する地域

都道府県	導入地域 （ナンバーに表示される地域名）	対象区域
北海道	十勝	河東郡（音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町）、上川郡（新得町、清水町）、河西郡（芽室町、中札内村、更別村）、広尾郡（大樹町、広尾町）、中川郡（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）、足寄郡（足寄町、陸別町）、十勝郡（浦幌町）
栃木県	日光	日光市、塩谷郡（塩谷町）
東京都	江戸川	江戸川区
長野県	安曇野	安曇野市、東筑摩郡（生坂村）、北安曇郡（池田町、松川村）
	南信州	飯田市、下伊那郡（松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村）

○ご当地ナンバーの対象区域変更を行う地域

都道府県	導入地域 （ナンバーに表示される地域名）	対象区域
青森県	弘前	弘前市、中津軽郡（西目屋村）、南津軽郡（田舎館村）※

※南津軽郡（田舎館村）が新たに対象区域に追加

新たな地域名表示の地方版図柄入りナンバープレートデザイン

国土交通省

別紙２

十勝（北海道音更町等）

＜十勝の価値満載＞

日光（栃木県日光市等）

＜陽明門、しめ縄、尚仁沢湧水＞

江戸川（東京都江戸川区）

＜煌(きら)めく夜空と靡(なび)く金魚＞

安曇野（長野県安曇野市等）

＜安曇野の風景＞

南信州（長野県飯田市等）

＜水引で表現した南信州の自然＞

(3) 運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和７年４月１８日
物流・自動車局
審査・リコール課

運転支援システムの特性や限界を知ってみよう！

～「衝突被害軽減ブレーキ」の不要作動に慌てないためのビデオを公表します～

前方の障害物に対する運転者のブレーキ操作をサポートする「衝突被害軽減ブレーキ」は、カメラやレーダーなどの技術の進化により、追突等の事故が約6割減少するといったデータもあり、高い安全効果が期待されています。しかしながら、システムの特性や機能に限界があり、使用する環境や条件によっては、意図しない場面で作動（不要作動）することがあります。

国土交通省では、自動車ユーザーの皆様にこれらのことをご理解いただくための啓発ビデオを作成し、YouTube 国土交通省公式アカウントに公開しました。

1. 衝突被害軽減ブレーキとは

衝突被害軽減ブレーキは、車両のカメラやレーダーなどの検知装置により、①衝突のおそれがある場合に警報により運転者にブレーキ操作を促し、②運転者がブレーキ操作をしない場合は、緊急的に自動でブレーキを作動させる装置です。

2. システムの不要作動と対処方法

希な事例ではありますが、衝突の可能性が高くないと考えられる状況でも、使用する環境や条件が重なることによって、衝突被害軽減ブレーキが不要作動する場合があります。

予期せぬ作動に慌てず対処するため、取扱説明書を読み、システムの特性や作動条件等を正しく理解して使用して下さい。

①急なブレーキがかかるおそれがあるので、シートベルトを着用しましょう。トラックでは、普段から荷物を固縛しましょう。

②システムが作動し車両が停止した後に、車両が動き出さないように、慌てずブレーキを踏むようにしましょう。

③カメラ前方のフロントガラスを清掃する等、システムが適切に作動するようにしましょう。

＜啓発ビデオの公開ページへのリンク＞
国土交通省物流･自動車局審査･リコール課 YouTube 公式アカウント
https://www.youtube.com/channel/UCwFJ6KstdbqM9P91828lu2g

（問い合わせ先）
物流・自動車局審査・リコール課　鯖戸、田中
代表：03-5253-8111（内線）42354
直通：03-5253-8597

(4) GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン及び交付開始日等を決定!!
～事前申込の受付は6月9日から開始します！～

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

同時発表:公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

令 和 7 年 5 月 3 日
都市局参事官（国際園芸博覧会担当）付
物流・自動車局自動車情報課

GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートの
デザイン及び交付開始日等を決定！！
～事前申込の受付は６月９日から開始します！～

国土交通省では、GREEN×EXPO 2027（２０２７年国際園芸博覧会）の開催を記念した特別仕様のナンバープレートを、全国の希望者へ７月 14 日（月）から交付を開始することとし、６月９日（月）より事前申込の受付を開始することとします。
特別仕様ナンバープレートは、日本全国での普及を通じて多くの方々に GREEN×EXPO 2027 を身近に感じてもらい、GREEN×EXPO 2027 の開催機運の醸成を図ることを目的としております。

１．GREEN×EXPO 2027 特別仕様ナンバープレートのデザイン

	登録自動車（自家用）	登録自動車（事業用）	軽自動車（自家用）
フルカラー版（寄付金あり）			
モノトーン版（寄付金なし）			

２．交付期間等
申込受付：令和７年６月９日（月）～
交付期間：令和７年７月 14 日（月）～令和９年 11 月 30 日（火）

３．申込み方法
ご自身でウェブサイト（https://www.kibou-number.jp）からお申込みいただくか、もしくは、お近くのディーラー・整備工場、行政書士等にご相談ください。

４．料金（交付手数料等）
上記ウェブサイトにて５月下旬頃に公表予定です。

５．対象車両
新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの自動車の車検時などいつでも番号を変更することなく、特別仕様ナンバープレートに交換が可能です。

６．寄付金の活用

フルカラー版の特別仕様ナンバープレートの申込み時にいただいた寄付金（1,000円以上）は、GREEN×EXPO 2027 の開催に関連した交通サービスの充実等に充てられる予定です。

※寄付金無しの場合は、モノトーン版の特別仕様ナンバープレートとなります。

【問い合わせ先】

〇特別仕様ナンバープレート発行スケジュール・手続等に関する問い合わせ

物流・自動車局 自動車情報課　山本・福本・大塚

電話：03-5253-8111（内線:41145、42103）直通：03-5253-8588

〇特別仕様ナンバープレートのデザインに関する問い合わせ

公益社団法人２０２７年国際園芸博覧会協会　機運醸成課　三堀

電話：045-307-2031

検査コースでのOBD検査①

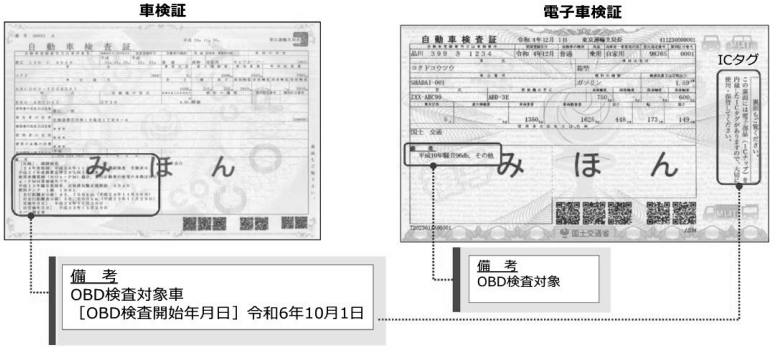

実施する受検車両

○ 車検証に「OBD検査対象」と記録されているもののうち、次のもの以外が実施対象

OBD検査適用日前

① 検査の日が令和6年9月30日以前（**輸入車は令和7年9月30日以前**）

② 検査の日が**型式指定年月日から2年**を経過していない

③ 検査の日が**初度登録年月**または初度検査年月の前月の末日から起算して**10ヶ月**を経過していない

□ 継続検査

□ 中古新規検査 / 中古予備検査

□ 構造等変更検査

○ 型式指定年月日から2年を経過していないもの、初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していないもの　以外は、**実施します。**（輸入車は令和7年10月1日から）

継続検査では稀です

□ 新車新規検査 / 新車予備検査

○ **実施しません。**（初度登録年月の前月から起算して10ヶ月を経過していない）

※二輪車、大型特殊車、並行輸入車、輸入自動車特別取扱車　は　対象外なので実施しません。
（車検証に「OBD検査対象」と記録されていることはありません。）

1

検査コースでのOBD検査②

■ 検査コースの入口で実施

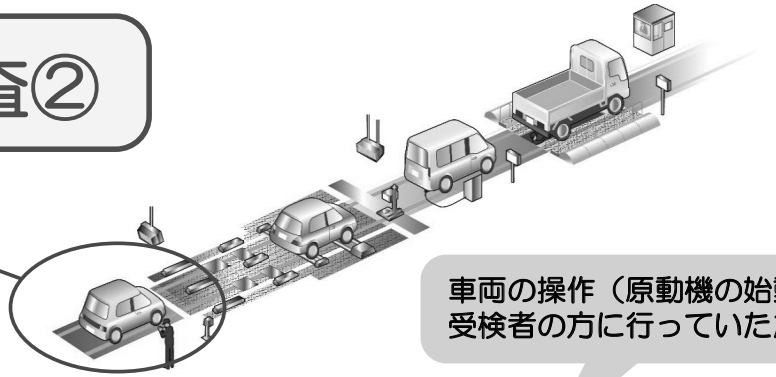

車両の操作（原動機の始動、停止など）は受検者の方に行っていただきます。

■ 検査担当者が、検査用スキャンツールを車両に接続

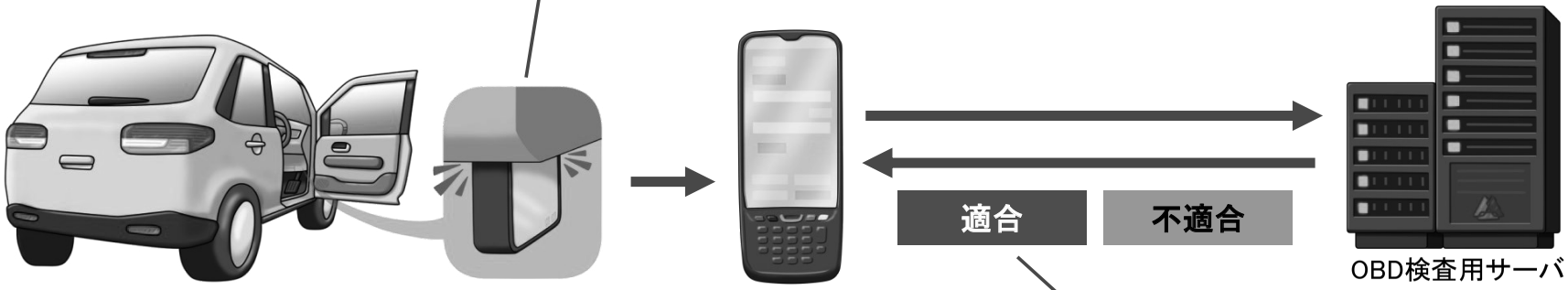

■ OBD検査用サーバに照会した結果を、検査担当者が端末で確認

実施対象車は必ず 検査用スキャンツールを接続できる状態 で受検してください

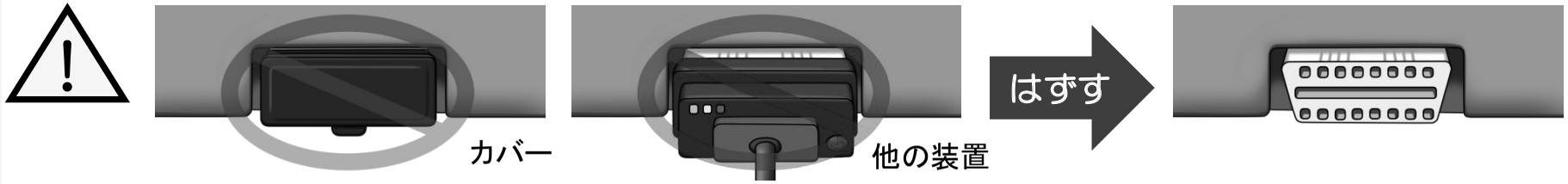

検査コースでの省略

5日間有効

○ 認証工場が受検前に『OBD確認』で **適合** を確認してきた受検車両は、
原則、検査コースでのOBD検査を省略します。 ※検査職員が省略すべきでないと判断する場合を除きます。

○ 省略の可否は、OBD検査用サーバが保存されている記録から **自動判定** し、
検査担当者に伝えます。

よって、OBD確認で適合だったことを証明する何かを
持参する必要はありません。

省略がされないケース

※替え玉受検の防止等が目的

一定の抜き取り率でOBD検査用サーバが『検査が必要』と 自動判定 したものは、省略しません

※次のものは、OBD検査用サーバが「OBD確認の結果が正確でない可能性があるため『検査必要』」と自動判定するため、省略となりません。

- 読み取ったECUに記録されたVINと車検証情報が異なる場合
- レディネスコードの基準が適用される車両のレディネスコードが1つしか完了していない場合
- 使用したスキャンツールが認定検査用スキャンツールであることの確認ができなかった場合